

水俣市議会会議録

令和3年12月第5回定例会 (11月25日開会)
(12月16日閉会)

水俣市議会

令和3年12月第5回定例会（11月25日招集）会期日程表

（会期 11月25日から12月16日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月25日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 先議案件に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 質疑 討論 採決 令和2年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	26日	金		休 会	議案調査
3	27日	土			市の休日（土曜日）
4	28日	日			市の休日（日曜日）
5	29日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	30日	火			議案調査
7	12月1日	水			議案調査
8	2日	木			議案調査
9	3日	金			議案調査
10	4日	土			市の休日（土曜日）
11	5日	日			市の休日（日曜日）
12	6日	月			議案調査
13	7日	火	午前9時30分		本会議
14	8日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（平岡 朱君、小路貴紀君、岩阪雅文君）
15	9日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君、藤本壽子君） 議案質疑 委員会付託
16	10日	金	————	委員会	委員会
17	11日	土		休 会	市の休日（土曜日）
18	12日	日			市の休日（日曜日）
19	13日	月	————	委員会	委員会（予備日）
20	14日	火		休 会	議事整理日
21	15日	水			議事整理日
22	16日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和3年12月第5回水俣市議会定例会会議録目次

令和3年11月25日（木）　　—— 1 日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開　　会	3
開　　議	3
諸般の報告	3
日程第1　会議録署名議員の指名について	3
日程第2　会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3　議第90号　専決処分の報告及び承認について	
専第11号　令和3年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	5
日程第4　議第91号　Shop & Cafe ミナマータの設置等に関する条例の制定について	7
日程第5　議第92号　みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について	8
日程第6　議第93号　水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	11
日程第7　議第94号　水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	11
日程第8　議第95号　水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第9　議第96号　水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第10　議第97号　水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	13
日程第11　議第98号　水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	14
日程第12　議第99号　水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	15
日程第13　議第100号　水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど も・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例の制定について	15
日程第14　議第101号　令和3年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	17
日程第15　議第102号　令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	20
日程第16　議第103号　令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	21

日程第17 議第104号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	1 - 21
日程第18 議第105号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	22
日程第19 議第106号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	23
市長の提案理由説明	24
先議案件に対する質疑	28
委員会付託	28
休憩・開議	28
○総務産業委員長の報告	28
委員会審査報告書	29
委員長報告に対する質疑	29
討 論	29
○高岡朱美君の反対討論（議第106号）	29
採 決	30
日程第20 議第82号 令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてから 日程第26 議第89号 令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで 7件に関する委員会の審査報告	30
○総務産業委員長の報告	31
○厚生文教委員長の報告	33
○一般会計決算特別委員長の報告	35
委員会審査報告書	39
委員長報告に対する質疑	39
討 論	40
採 決	40
散 会	40

令和3年12月7日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2

開 議	2 - 2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
○桑原一知君の質問	3
1 新たな中山間地域の振興について	3
2 予防接種の取り組みについて	3
3 アフターコロナの対応について	3
4 水俣病の情報発信について	4
5 青少年の健全育成について	4
市長の答弁	4
産業建設部長の答弁	4
○桑原一知君の再質問	5
産業建設部長の答弁	6
○桑原一知君の発言	7
福祉環境部長の答弁	7
○桑原一知君の再質問	8
福祉環境部長の答弁	8
○桑原一知君の発言	9
市長の答弁	9
○桑原一知君の再質問	10
市長の答弁	11
○桑原一知君の再々質問	12
市長の答弁	12
副市長の答弁	13
○桑原一知君の再質問	14
副市長の答弁	15
教育長の答弁	16
○桑原一知君の再質問	16
教育長の答弁	17
○桑原一知君の発言	18
休憩・開議	18
○杉迫一樹君の質問	18

1	市民から寄せられる意見・要望の対応及び各種書類の取り扱いについて……………	2 - 18
2	高岡市政4年間の福祉分野に関する取り組みについて……………	19
3	新庁舎完成後の階段昇降車の運用について……………	19
休憩・開議……………		19
市長の答弁……………		19
副市長の答弁……………		19
○杉迫一樹君の再質問……………		20
副市長の答弁……………		21
市長の答弁……………		22
○杉迫一樹君の再々質問……………		22
市長の答弁……………		23
市長の答弁……………		24
○杉迫一樹君の再質問……………		25
市長の答弁……………		26
○杉迫一樹君の再々質問……………		26
市長の答弁……………		28
総務企画部長の答弁……………		29
○杉迫一樹君の再質問……………		29
総務企画部長の答弁……………		30
○杉迫一樹君の発言……………		31
休憩・開議……………		32
○瀧上茂樹君の質問……………		32
1	水俣市消防団の処遇等について……………	32
2	地方公営企業（水道事業、公共下水道事業、病院事業）への市負担金について…	32
3	衆議院選挙における選挙事務従事者の取り扱いについて……………	33
市長の答弁……………		33
○瀧上茂樹君の再質問……………		34
市長の答弁……………		36
○瀧上茂樹君の発言……………		37
総務企画部長の答弁……………		37
上下水道局長の答弁……………		39
○瀧上茂樹君の再質問……………		39

総合医療センター事務部長の答弁	2 - 40
○ 湖上茂樹君の再々質問	41
市長の答弁	41
選挙管理委員会事務局長の答弁	42
○ 湖上茂樹君の再質問	43
選挙管理委員会事務局長の答弁	44
○ 湖上茂樹君の再々質問	45
選挙管理委員会事務局長の答弁	45
散 会	45

令和3年12月8日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○ 平岡朱君の質問	3
1 水俣病問題について	3
2 大規模風力発電計画について	3
3 再生可能エネルギーを中心とした電力供給について	3
市長の答弁	4
○ 平岡朱君の再質問	5
市長の答弁	6
○ 平岡朱君の再々質問	7
市長の答弁	9
福祉環境部長の答弁	10
○ 平岡朱君の再質問	10
福祉環境部長の答弁	11
市長の答弁	11

○平岡朱君の再々質問	3 - 12
市長の答弁	13
総務企画部長の答弁	13
○平岡朱君の再質問	14
総務企画部長の答弁	15
○平岡朱君の再々質問	15
総務企画部長の答弁	16
休憩・開議	16
○小路貴紀君の質問	16
1 市政報告会について	17
2 移住定住の推進策について	17
3 みなくるバスについて	17
4 エコパーク水俣を中心とした経済効果の創出について	18
5 マンガ県くまもとについて	18
市長の答弁	18
○小路貴紀君の発言	19
副市長の答弁	20
○小路貴紀君の再質問	20
副市長の答弁	21
○小路貴紀君の発言	22
総務企画部長の答弁	23
○小路貴紀君の再質問	23
総務企画部長の答弁	24
市長の答弁	24
○小路貴紀君の再質問	26
市長の答弁	27
○小路貴紀君の発言	28
産業建設部長の答弁	29
○小路貴紀君の再質問	29
産業建設部長の答弁	29
○小路貴紀君の発言	30
休憩・開議	31

○岩阪雅文君の質問	3 - 31
1 水俣市の財政状況について	31
2 小中学校の一貫教育の具体的推進について	31
3 市長の公約や施策等の達成と実現度について	32
市長の答弁	32
総務企画部長の答弁	32
○岩阪雅文君の再質問	33
総務企画部長の答弁	34
○岩阪雅文君の再々質問	35
総務企画部長の答弁	36
教育長の答弁	37
○岩阪雅文君の再質問	39
教育長の答弁	39
○岩阪雅文君の再々質問	40
教育長の答弁	41
市長の答弁	41
市長の答弁	41
○岩阪雅文君の再質問	43
市長の答弁	44
○岩阪雅文君の再々質問	45
市長の答弁	45
散 会	46

令和3年12月9日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3

○高岡朱美君の質問	4 - 3
1 環境モデル都市としての取り組みについて	4
2 財政再建について	4
3 水俣市における医療センターの役割について	4
4 市報のあり方について	4
市長の答弁	5
○高岡朱美君の再質問	6
市長の答弁	7
総務企画部長の答弁	7
○高岡朱美君の再質問	8
総務企画部長の答弁	9
○高岡朱美君の再々質問	9
市長の答弁	11
病院事業管理者の答弁	12
○高岡朱美君の再質問	13
病院事業管理者の答弁	14
○高岡朱美君の再々質問	14
市長の答弁	15
総務企画部長の答弁	15
○高岡朱美君の再質問	16
総務企画部長の答弁	17
○高岡朱美君の再々質問	18
市長の答弁	18
休憩・開議	19
○藤本壽子君の質問	19
1 第6次水俣市総合計画の進捗状況について	20
2 水俣市の保安林に建設予定の風力発電所計画について	20
3 水俣市のゼロ・ウェイストのまちづくりについて	20
市長の答弁	21
○藤本壽子君の再質問	22
市長の答弁	23
○藤本壽子君の再々質問	24

市長の答弁	4 - 26
産業建設部長の答弁	27
○藤本壽子君の再質問	27
産業建設部長の答弁	28
市長の答弁	29
○藤本壽子君の再々質問	29
産業建設部長の答弁	30
市長の答弁	31
福祉環境部長の答弁	31
○藤本壽子君の再質問	32
福祉環境部長の答弁	33
○藤本壽子君の再々質問	34
福祉環境部長の答弁	35
休憩・開議	35
日程第2 議案の訂正について（議第92号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について）	35
産業建設部長の発言	36
採 決	37
質 疑	37
日程第3 議第90号 専決処分の報告及び承認について	
専第11号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	37
日程第4 議第91号 S h o p & C a f e ミナマータの設置等に関する条例の制定について	37
日程第5 議第92号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について	37
日程第6 議第93号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第7 議第94号 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第8 議第95号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第9 議第96号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第10 議第97号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第11 議第98号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第12 議第99号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39

日程第13	議第100号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4 - 39
日程第14	議第101号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	39
日程第15	議第102号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	40
日程第16	議第103号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	40
日程第17	議第104号	令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	40
日程第18	議第105号	令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	40
議案上程			41
日程第19	議第107号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	41
日程第20	議第108号	工事請負契約の締結について	41
市長の提案理由説明			42
休憩・開議			42
質 疑			43
委員会付託			43
散 会			43

令和3年12月16日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第90号専決処分の報告及び承認についてから日程第18 議第108号工事請負契約の締結についてまで18件に関する委員会の審査報告	3
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	7
委員会審査報告書	11
委員長報告に対する質疑	12
討 論	12

採 決	5 - 12
日程第19 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	13
採 決	13
閉会中継続審査・調査申出書	13
議案上程	14
日程第20 議第109号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	14
市長の提案理由説明	15
休憩・開議	15
質 疑	16
委員会付託	16
休憩・開議	16
○厚生文教委員長の報告	16
委員長報告に対する質疑	16
討 論	17
採 決	17
議案上程	17
日程第21 議第110号 人権擁護委員候補者の推薦について	17
市長の提案理由説明	17
質 疑	18
討 論	18
採 決	18
日程第22 議員派遣について	18
採 決	19
○牧下議長の謝辞	19
閉 会	19

令和3年11月25日

令和3年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明、先議
決算認定

令和3年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和3年11月25日水俣市長第5回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和3年11月25日午前10時0分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和3年12月16日午前11時34分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和3年11月25日（木曜日）

午前10時0分 開会

午後0時15分 散会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	田中陸君	平岡朱君
高岡朱美君	湖上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	杉迫一樹君
藤本壽子君	岩阪雅文君	岩村龍男君
谷口明弘君	真野頼隆君	田口憲雄君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（設楽 聡君）	主 幹（関 洋一君）
主 幹（中村 亮彦君）	主 任（藤澤 亜未君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（中谷 衛君）	福祉環境部長（高三瀦 晋君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総合医療センター事務部長（松木 幸蔵君）	教 育 次 長（坂本 禎一君）
上下水道局長（金子 昌宏君）	総務企画部市長公室長（鎌田 みゆき君）
総務企画部総務課長（梅下 俊克君）	総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）
総務企画部財政課長（岡本 夫美代君）	

○議事日程 第1号

令和3年11月25日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(委員会付託)

第3 議第90号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

第4 議第91号 S h o p & C a f e ミナマータの設置等に関する条例の制定について

第5 議第92号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について

第6 議第93号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第94号 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第95号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第96号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第97号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第98号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第99号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第100号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議第101号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

第15 議第102号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

第16 議第103号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

第17 議第104号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)

第18 議第105号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)

第19 議第106号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第20 議第82号 令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

第21 議第83号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

第22 議第84号 令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

第23 議第86号 令和2年度水俣市一般会計決算認定について

第24 議第87号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

第25 議第88号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

第26 議第89号 令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（牧下恭之君） ただいまから令和3年第5回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（牧下恭之君） これから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

市長から、損害賠償額の決定及び和解についての報告3件がありましたので、議席に配布しておきました。

次に、総務産業、厚生文教の各常任委員会及び一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた令和2年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので議席に配布しておきました。

次に、監査委員から、令和3年4月分、5月分、6月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告及び令和3年6月分、7月分、8月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、中谷総務企画部長、高三瀨福祉環境部長、本田産業建設部長、鎌田市長公室長、梅下総務課長、柿本地域振興課長、岡本財政課長、小島教育長、坂本教育次長、松木総合医療センター事務部長、金子上下水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において田中睦議員、松本和幸議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（牧下恭之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和3年12月第5回定例会（11月25日招集）会期日程表

（会期 11月25日から12月16日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月25日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 先議案件に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 質疑 討論 採決 令和2年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	26日	金		休 会	議案調査
3	27日	土			市の休日（土曜日）
4	28日	日			市の休日（日曜日）
5	29日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	30日	火			議案調査
7	12月1日	水			議案調査
8	2日	木			議案調査
9	3日	金			議案調査
10	4日	土			市の休日（土曜日）
11	5日	日			市の休日（日曜日）
12	6日	月			議案調査
13	7日	火	午前9時30分		本会議
14	8日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
15	9日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
16	10日	金	————	委員会	委員会
17	11日	土		休 会	市の休日（土曜日）
18	12日	日			市の休日（日曜日）
19	13日	月	————	委員会	委員会（予備日）
20	14日	火		休 会	議事整理日
21	15日	水			議事整理日
22	16日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（牧下恭之君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

-
- 日程第3 議第90号 専決処分の報告及び承認について
専第11号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第4 議第91号 S h o p & C a f e ミナマータの設置等に関する条例の制定について
- 日程第5 議第92号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について
- 日程第6 議第93号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第94号 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第95号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第96号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第97号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第98号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第99号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第100号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第101号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第15 議第102号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第103号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第104号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議第105号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議第106号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第90号専決処分の報告及び承認についてから、日程第19、議第106号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまで、17件を一括して議題とします。

議第90号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年11月25日提出

水俣市長 高岡利治

専第11号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

専第11号

専 決 処 分 書

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年10月11日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和3年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71,335千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,033,468千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第9号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,633,550	65,996	2,699,546
	1 国庫負担金	2,050,709	25,788	2,076,497
	2 国庫補助金	578,136	40,208	618,344
15 県支出金		1,443,916	4,670	1,448,586
	2 県補助金	495,507	4,670	500,177
19 繰越金		89,040	668	89,708
	1 繰越金	89,040	668	89,708
20 諸収入		266,725	1	266,726
	3 雑入	255,842	1	255,843
補正されなかった款に係る額		13,528,902		13,528,902
歳 入 合 計		17,962,133	71,335	18,033,468

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4 衛生費		1,874,769	27,654	1,902,423
	1 保健衛生費	500,986	27,654	528,640
6 商工費		832,096	43,681	875,777
	1 商工費	234,746	9,357	244,103

	2 総合経済対策費	597,350	34,324	631,674
	補正されなかった款に係る額	15,255,268		15,255,268
	歳 出 合 計	17,962,133	71,335	18,033,468

議第91号

Shop & Cafe ミナマータの設置等に関する条例の制定について

Shop & Cafe ミナマータの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月25日

水俣市長 高岡利治

Shop & Cafe ミナマータの設置等に関する条例

(設置)

第1条 水俣市の観光及び物産の振興に資するため、Shop & Cafe ミナマータ（以下「施設」という。）を設置する。

(位置)

第2条 施設の位置は、水俣市月浦54番地の162とする。

(所管)

第3条 施設は、産業建設部の所管とする。

(業務)

第4条 施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の特産品の紹介及び販売に関する業務
- (2) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

(職員)

第5条 施設に館長及びその他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第6条 施設は無休とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(開館時間)

第7条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(入館料)

第8条 施設の入館料は、無料とする。

(入館の制限等)

第9条 施設に入館しようとする者又は施設に入館した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は入館を拒否又は退館を命令することができる。

- (1) 施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、備品、展示品等をき損又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (3) その他施設の管理上支障があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第10条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものと

する。

4 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

5 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) 施設及び設備の維持管理及び軽微な修繕に関する業務
- (3) その他施設の管理上必要な業務

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了した時又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により施設、備品、展示品等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の廃止)

3 この条例の施行に伴い、みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例（平成18年条例第14号）は、廃止する。

(提案理由)

Shop&Cafe ミナマータの設置に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第92号

みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について

みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月25日

水俣市長 高岡利治

みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例

(設置)

第1条 木の温もりに包まれた空間で子どもたちの豊かな心を育むとともに、大人から子どもまで多世代が一緒に楽しめる交流の場を提供するため、みなまた木のおもちゃ館きらら（以下「施設」という。）を設置する。

(位置)

第2条 施設の位置は、水俣市月浦54番地の162とする。

(所管)

第3条 施設は、産業建設部の所管とする。

(業務)

第4条 施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 水俣市の観光振興に関する業務
- (2) 木育の推進に関する業務
- (3) 森林及び林業への理解を深める業務
- (4) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

(職員)

第5条 施設に館長及びその他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第6条 施設は無休とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(開館時間)

第7条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(使用許可及び貸切許可)

第8条 施設を使用しようとする者又は貸し切ろうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更する場合も同様とする。

- 2 市長は、施設の管理上必要と認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。
- 3 施設の使用許可又は貸切許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用許可及び貸切許可の取り消し等)

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、使用許可又は貸切許可を取り消し、又は制限することができる。この場合の使用許可又は貸切許可を受けた者に生じる損害については、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用許可又は貸切許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可又は貸切許可を受けたとき。
- (4) その他施設の管理上必要なとき。

(入館料及び貸切料)

第10条 施設を使用しようとする者又は貸し切ろうとする者は、別表第1に定める入館料又は別表第2に定める貸切料を納付しなければならない。

(入館料又は貸切料の減免)

第11条 市長は、特別の事情があると認めるときは、入館料又は貸切料の全部又は一部を免除することができる。

(入館料及び貸切料の不還付)

第12条 既納の入館料及び貸切料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(過料)

第13条 詐欺その他不正な行為により入館料又は貸切料の納付を免れた者に対しては、その納付を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(使用の制限等)

第14条 施設を使用しようとする者又は貸し切ろうとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は入館を拒否又は退館を命令することができる。

- (1) 施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、備品、展示品等をき損又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (3) その他施設の管理上支障があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

- 第15条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。
- 2 市長は、前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
 - 3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。
 - 4 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
 - 5 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。
 - 6 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条、第9条及び第14条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
 - 7 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前にされた第8条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
 - 8 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第8条（第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第16条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) 施設の入館料及び貸切料の徴収業務
- (3) 施設の使用許可及び貸切許可に関する業務
- (4) 施設、設備の維持管理及び軽微な修繕に関する業務
- (5) その他施設の管理上必要な業務

(利用料金制)

- 第17条 第10条の規定にかかわらず、施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。
- 2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
 - 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了した時又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第19条 故意又は過失により施設、備品、展示品等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 指定管理者の指定のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第10条関係)

区分		入館料
こども1人+保護者1人	市内	300円
	市外	400円
追加1人(こども・保護者とも同一料金)		100円
回数券(12枚綴)	市内	3,000円
	市外	4,000円

備考

- 1 「こども」とは乳幼児、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「保護者」とはこども以外の者をいう。

別表第2 (第10条関係)

区分	貸切料(冷暖房料を含む)	
	9:00~13:00	13:00~17:00
よちよちゾーン	5,000円	5,000円
木のひろばゾーン	10,000円	10,000円

(提案理由)

みなまた木のおもちゃ館さららの設置に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第93号

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月25日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険条例(昭和34年告示第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第94号

水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月25日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する 条例

水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（処分）

第6条 基金は、国民健康保険事業の運営に要する費用に不足が生じた場合において、当該不足の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険事業の財政を安定して運営していくため、本案のように制定しようとするものである。

議第95号

水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月25日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「第10号」の次に「。以下「手数料条例」という。」を加える。

第73条の2第1項中「の手数料は、1回につき300円とする」を「を請求する者は、手数料を納付しなければならない」に改め、同条第2項中「回数の計算については、閲覧に供する事項等を基準として規則で定める」を「手数料は、手数料条例の定めるところによる」に改める。

第73条の3第1項中「手数料は、証明書1枚ごとに300円とする」を「を請求する者は、手数料を納付しなければならない」に改め、同条第2項中「枚数の計算については、年度、証明事項等を基準として規則で定める」を「交付手数料は、手数料条例の定めるところによる」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

水俣市税条例における固定資産課税台帳に関する閲覧及び交付手数料の額については、水俣市手数料条例において規定するため、本案のように制定しようとするものである。

議第96号

水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月25日

水俣市長 高岡利治

水俣市手数料条例の一部を改正する条例

水俣市手数料条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

図面の写図の交付	1件につき300円。ただし、紙数が2枚以上にわたるときは、2枚目から1枚増すごとに10円を加算	
課税台帳等記載事項に関する証明	1件につき	300円

を

」

「

図面の写図の交付	1件1枚につき	300円
地籍調査の成果の写しの交付	1件につき	300円
課税台帳等記載事項に関する証明	1件につき 300円。納税義務者、賦課に係る年度及び証明の種類が異なるごとに1件とする。ただし、同一世帯員を列記する所得証明書にあっては当該証明ごとに1件とする。	
名寄帳の写しの交付	1納税義務者1課税年度につき	300円
固定資産課税台帳の閲覧	1納税義務者1課税年度につき	300円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

図面の写図の交付等に係る手数料徴収について明確に規定するため、本案のように制定しようとするものである。

議第97号

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月25日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し、第4条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条第1号中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第21条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」

の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯	2,400円
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯	4,100円
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯	6,500円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	8,100円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯	1,100円
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯	1,800円
ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯	2,800円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	3,500円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「〔総所得金額〕」を「〔総所得金額及び〕」に改め、「次号及び第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第3項中「第21条」を「第21条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号、第13条第1項、第21条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）並びに第21条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第3項から第5項まで及び第7項から第14項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第98号

水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市企業立地条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月25日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市企業立地条例の一部を改正する条例

水俣市企業立地条例（平成14年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号エ中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第31条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第24条」に改める。

第5条第1号中「投資固定資産総額が1千万円以上の工場等の新設」を「第2条第1号エ又は同号オの適用を受ける工場等」に、同条第2号中「投資固定資産総額が1千万円以上の工場等の増設」を「前号に掲げる以外の工場等のうち、投下固定資産総額が1千万円以上の工場等の新設等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の水俣市企業立地条例の規定は、令和3年4月1日以後に新設等を行った工場等について適用し、同日前に新設等を行った工場等については、なお従前の例による。

（提案理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、本案のとおり制定しようとするものである。

議第99号

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月25日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

（利用料金制）

第14条 第10条の規定にかかわらず、保健センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に保健センターの施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定管理制度における利用料金制導入に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第100号

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月25日提出

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第53条を第54条とし、第52条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提供したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対

し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第101号

令和3年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319,574千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,353,042千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和3年11月25日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第10号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,699,546	54,691	2,754,237
	1 国庫負担金	2,076,497	33,127	2,109,624
	2 国庫補助金	618,344	21,564	639,908

15	県支出金		1,448,586	15,929	1,464,515
	2	県補助金	500,177	15,929	516,106
16	財産収入		56,835	53,522	110,357
	2	財産売払収入	49,248	53,522	102,770
17	寄附金		172,002	148,000	320,002
	1	寄附金	172,002	148,000	320,002
18	繰入金		723,196	74,268	797,464
	2	基金繰入金	541,421	74,268	615,689
19	繰越金		89,708	△58,450	31,258
	1	繰越金	89,708	△58,450	31,258
20	諸収入		266,726	16,214	282,940
	3	雑入	255,843	16,214	272,057
21	市債		3,904,300	15,400	3,919,700
	1	市債	3,904,300	15,400	3,919,700
補正されなかった款に係る額			8,672,569		8,672,569
歳 入 合 計			18,033,468	319,574	18,353,042

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	議会費	144,637	115	144,752
	1	議会費	115	144,752
2	総務費	4,450,517	198,414	4,648,931
	1	総務管理費	199,547	4,320,010
	2	徴税費	△1,276	171,540
	3	戸籍住民基本台帳費	115	83,163
	5	統計調査費	28	9,530
3	民生費	5,600,403	153,537	5,753,940
	1	社会福祉費	67,449	3,183,660
	2	児童福祉費	43,117	1,961,524
	3	生活保護費	42,971	608,756
4	衛生費	1,902,423	1,189	1,903,612
	1	保健衛生費	1,380	530,020
	2	清掃費	△233	819,687
	4	環境対策費	42	127,823
5	農林水産業費	386,982	392	387,374
	1	農業費	336	266,232
	2	林業費	56	84,940
6	商工費	875,777	27,156	902,933
	1	商工費	141	244,244
	2	総合経済対策費	27,015	658,689
7	土木費	1,255,495	57	1,255,552
	5	都市計画費	57	532,536
9	教育費	972,192	37,641	1,009,833
	1	教育総務費	20,266	185,981

	2 小学校費	149,820	1,300	151,120
	3 中学校費	101,548	5,590	107,138
	4 社会教育費	271,121	4,004	275,125
	5 保健体育費	283,988	6,481	290,469
10 災害復旧費		133,656	46,397	180,053
	2 公共土木施設災害復旧費	87,081	46,397	133,478
11 公債費		1,800,874	△145,324	1,655,550
	1 公債費	1,800,874	△145,324	1,655,550
補正されなかった款に係る額		510,512		510,512
歳 出 合 計		18,033,468	319,574	18,353,042

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
5 農林水産業費	2 林業費	市町村営林道開設事業	千円 18,546
7 土木費	2 道路橋りょう費	袋インター関連道路改良事業	106,372
	3 河川費	市内一円河川等維持補修費	3,070
	5 都市計画費	都市計画マスタープラン推進事業	6,705
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	102,897

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
水俣市ふれあいセンター管理委託料 （地域振興課）	自 令和3年度 至 令和6年度	千円 8,620
東部センター管理委託料 （農林水産課）	自 令和3年度 至 令和6年度	6,144
はげのき館管理委託料 （農林水産課）	自 令和3年度 至 令和6年度	5,265
フィッシングパーク管理委託料 （農林水産課）	自 令和3年度 至 令和6年度	13,816
湯の鶴温泉保健センター管理委託料 （経済観光課）	自 令和3年度 至 令和4年度	6,491
総合体育館南部館管理委託料 （スポーツ交流課）	自 令和3年度 至 令和6年度	18,550

第4表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 2,383,400				千円 2,398,800			
補正されなかった事業に係る額	1,520,900				1,520,900			
計	3,904,300				3,919,700			

議第102号

令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,147,509千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,927,181千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和3年11月25日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 県支出金		3,222,861	△34,913	3,187,948
	1 県補助金	3,222,861	△34,913	3,187,948
6 繰入金		282,883	695	283,578
	1 他会計繰入金	172,357	695	173,052
7 繰越金		1	1,181,727	1,181,728
	1 繰越金	1	1,181,727	1,181,728
補正されなかった款に係る額		273,927		273,927
歳入合計		3,779,672	1,147,509	4,927,181

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		108,567	△31,876	76,691
	1 総務管理費	73,121	△33,025	40,096
	2 徴税費	28,848	1,149	29,997
6 基金積立金		7	1,178,969	1,178,976
	1 基金積立金	7	1,178,969	1,178,976
8 諸支出金		13,212	416	13,628
	1 償還金及び還付加算金	2,282	416	2,698
補正されなかった款に係る額		3,657,886		3,657,886
歳出合計		3,779,672	1,147,509	4,927,181

第2表 債務負担行為補正

廃止

事項	期間	限度額
電算システム改修委託料（国保）	自 令和4年度	千円
	至 令和4年度	13,090
熊本県国保連合会負担金	自 令和4年度 至 令和4年度	11,155

議第103号

令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ432,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月25日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		158,064	△44	158,020
	1 一般会計繰入金	158,064	△44	158,020
補正されなかった款に係る額		274,186		274,186
歳入合計		432,250	△44	432,206

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		431,113	△44	431,069
	2 徴収費	10,098	△44	10,054
補正されなかった款に係る額		1,137		1,137
歳出合計		432,250	△44	432,206

議第104号

令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,918,403千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月25日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		701,733	△11,870	689,863
	1 介護保険料	701,733	△11,870	689,863
4 国庫支出金		982,730	11,870	994,600
	2 国庫補助金	351,322	11,870	363,192

7 繰入金		600,486	150	600,636
	1 一般会計繰入金	600,486	150	600,636
補正されなかった款に係る額		1,633,304		1,633,304
歳入合計		3,918,253	150	3,918,403

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		72,976	150	73,126
	1 総務管理費	32,687	150	32,837
補正されなかった款に係る額		3,845,277		3,845,277
歳出合計		3,918,253	150	3,918,403

議第105号

令和3年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和3年度水俣市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度水俣市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業

(既決予定量) (補正予定量) (計)

固定資産購入費

(土地購入費) 総合医療センター 0千円 41,312千円 41,312千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額591,632千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額659,727千円」に、「過年度分損益勘定留保資金126,580千円」を「過年度分損益勘定留保資金194,675千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第1款 総合医療センター資本的支出 992,582千円 68,095千円 1,060,677千円

第1項 建設改良費 401,031千円 41,312千円 442,343千円

第5項 補助金返還金 0千円 26,783千円 26,783千円

資本的収入合計 992,582千円 68,095千円 1,060,677千円

(債務負担行為)

第4条 予算第9条の次に、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

追加

事	項	期 間	限 度 額
	米購入業務	自 令和3年度 至 令和4年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	A重油購入業務	自 令和3年度 至 令和4年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	ガソリン購入業務	自 令和3年度 至 令和4年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	軽油購入業務	自 令和3年度 至 令和4年度	単価契約額に使用 量を掛けた額

総合医療センター	LPガス購入業務	自 至	令和3年度 令和4年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	入院診療保証	自 至	令和3年度 令和4年度	700千円
	寝具・病衣借上	自 至	令和3年度 令和4年度	単価契約額に入院患者数を掛けた額
	院内清掃業務委託	自 至	令和3年度 令和4年度	29,502千円
	消防設備等保守点検業務委託	自 至	令和3年度 令和4年度	1,782千円
	防虫管理施工業務委託	自 至	令和3年度 令和4年度	982千円
	電気保安管理業務委託	自 至	令和3年度 令和4年度	1,804千円
	冷暖房切替保守点検業務委託	自 至	令和3年度 令和4年度	1,513千円
	冷温水発生機炉内洗浄業務委託	自 至	令和3年度 令和4年度	1,026千円
	医療廃棄物処理業務委託	自 至	令和3年度 令和4年度	単価契約額に排出数量を掛けた額
	看護衣等洗濯業務委託	自 至	令和3年度 令和4年度	単価契約額に枚数を掛けた額
	レセプトチェックソフト購入業務	自 至	令和3年度 令和4年度	3,120千円

令和3年11月25日提出

水俣市長 高岡利治

議第106号

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月25日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市長等の給与に関する条例(昭和26年告示第18号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の152.5」に改める。

第2条 水俣市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の152.5」を「100分の160」に改める。

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第4条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部条例)

第5条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の152.5」に改める。

第6条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の152.5」を「100分の160」に改める。

（水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第7条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の152.5」に改める。

第8条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の152.5」を「100分の160」に改める。

（水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第9条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第10条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

令和3年人事院勧告及び令和3年熊本県人事委員会勧告を踏まえ、本案のように制定しようとするものである。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第90号専決処分の報告及び承認について、専第11号令和3年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,133万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ180億3,346万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第4款衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業、第6款商工費に、観光産業緊急対策支援事業、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業を計上いたしております。

その財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収

入をもって調整いたしております。

次に、議第91号 S h o p & C a f e ミナマータの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、S h o p & C a f e ミナマータの設置に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第92号みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、みなまた木のおもちゃ館きららの設置に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第93号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第94号水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険事業の財政を安定して運営していくため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第95号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市税条例における固定資産課税台帳に関する閲覧及び交付手数料の額については、水俣市手数料条例において規定するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第96号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、図面の写図の交付等に係る手数料徴収について明確に規定するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第97号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第98号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第99号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定管理制度における利用料金制導入に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第100号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第101号令和3年度水俣市一般会計補正予算第10号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億1,957万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ183億5,304万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、ふるさと大好き寄附金事業、第3款民生費に、支援対象児童等見守り強化事業、第4款衛生費に、住民健康管理システム経費、第6款商工費に、企業支援事業、第9款教育費に、公立小中学校ICT整備事業、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費、第11款公債費に、長期債元金などを計上いたしております。

その財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、市町村営林道開設事業ほか4件の追加を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、水俣市ふれあいセンター管理委託料ほか5件の追加を計上いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第102号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11億4,750万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ49億2,718万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第6款基金積立金に、国民健康保険事業財政調整基金積立金、第8款諸支出金に、国県支出金等返還金などを計上いたしております。

その財源といたしましては、第4款県支出金、第6款繰入金、第7款繰越金をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為の補正として、電算システム改修委託料（国保）ほか1件の廃止を計上いたしております。

次に、議第103号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

ます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,220万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、標準報酬月額の変更による共済費の減額を計上いたしております。

その財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第104号令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ15万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ39億1,840万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費に職員給与費の手当支給増額等に伴う費用を計上いたしております。

その財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第105号令和3年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和3年度水俣市病院事業会計予算第4条に定める資本的支出の額を6,809万5,000円増額し、補正後の資本的支出の額を10億6,067万7,000円とするものであります。なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

補正の内容といたしましては、資本的支出において、河原団地跡地等の所管換えに係る建設改良費の増額及び令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業の事業費確定に伴う補助金返還金を計上いたしております。

このほか、債務負担行為として米購入業務のほか15件を追加しております。

次に、議第106号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和3年人事院勧告及び令和3年熊本県人事委員会勧告を踏まえ、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本市議会に提案いたしました、議第90号から議第106号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第106号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第106号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第106号は、議事日程記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時14分 休憩

午前11時30分 開議

○議長(牧下恭之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案について、総務産業委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから、委員長の報告を求めます。

総務産業委員長小路貴紀議員。

(総務産業委員長 小路貴紀君登壇)

○総務産業委員長(小路貴紀君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

議第106号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年人事院勧告及び令和3年熊本県人事委員会勧告を踏まえ、市長等の給与を改定するため、本案のように制定するものである。

主な改正内容は、水俣市長等の令和3年12月分の期末手当支給割合を0.15カ月分、再任用職員については0.1カ月分引き下げ、令和4年度以降の期末手当については、引き下げ分を6月と12月で平準化するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、特別報酬審議会での審議の必要性についてただしたのに対し、特別報酬審議会は、月額報酬について審議するものと位置づけているため、今回の改正内容については、対象ではないとの答弁がありました。

本議案については、討論があり、日本の賃金は先進国の中でも非常に低いレベルであり、コロナ禍で国民の暮らしが疲弊していく中で、日本全体として賃金の引き上げの方向に動いていくべきであり、人事院勧告によるものだと理解するも反対であるとの意見があり、採決の結果、賛

成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和3年11月25日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第106号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数

○議長（牧下恭之君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

本件については、高岡朱美議員から討論の通告があります。

これから発言を許します。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。議第106号に反対討論を行います。

現在、日本のGDPは、中国、インドに抜かれ、この30年間、成長しない国になっています。その最大の原因が、賃金が上がらないということです。日本の賃金は、現在、世界の先進国といわれる38カ国中最下位で、お隣の韓国と比べても、最低賃金、平均賃金ともに低いという不名誉な事態になっています。賃金の低下は、国内購買力の低下、労働者の労働意欲の低下を招き優秀な人材の海外流出などにより国際競争力を落とす原因になります。世界の企業の時価総額ランキングで、日本の企業がトップ50社に、たった1社しか入っていないことは、そのことを反映しているのではないのでしょうか。

一方、今の日本の特徴として、労働者に賃金による分配を行わない一方で、内部留保金を増やし続けているということがあります。これによって恩恵を受けるのは、株主と役員のみであり、ますます格差を広げる原因になっています。

岸田内閣も、今後は政府が旗振り役となって賃金の底上げをしていく姿勢を示しているとお

り、日本のこの大きな課題に、すぐにでも取りかかるべきです。

地方では、コロナによって地域経済が疲弊しており、公務員に対する厳しい目が向けられているという事情はありますが、一方で、コロナ禍では、医療センターをはじめ、いきいき健康課、福祉課、経済観光課などの職員が大奮闘しておられます。官民でお互いに足を引っ張りあうのではなく、国際社会を視野に入れて、全体的として賃金引き上げに動いていくときです。

自治体が、人事勧告案に従わざるを得ないという事情は理解できるものの、この判断に異を唱え議論を起こすことも議会の役割と考えます。

以上の理由から、公務員の賞与引き下げに反対の立場を表明し、討論を終わります。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（牧下恭之君） 挙手多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり決定しました。

日程第20 議第82号 令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第21 議第83号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

日程第22 議第84号 令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第23 議第86号 令和2年度水俣市一般会計決算認定について

日程第24 議第87号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第25 議第88号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第26 議第89号 令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

○議長（牧下恭之君） 日程第20、議第82号令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてから、日程第26、議第89号令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長小路貴紀議員。

(総務産業委員長 小路貴紀君登壇)

○総務産業委員長(小路貴紀君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第82号令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、上下水道局長から、水道事業の業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出については、事業収益5億277万円、事業費3億5,408万円で、差し引き1億4,869万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は1億2,668万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入1億5,052万円、資本的支出3億6,258万円となり、差し引き不足額2億1,206万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,199万円、減債積立金4,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億5,007万円で補てんしている。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高1億6,668万円については、建設改良積立金に1億2,668万円を積み立て、資本金に4,000万円を組み入れる処分を行うとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、1億6,668万円の利益剰余金が、建設改良積立金及び資本金で処分されているが、利率が高い企業債の繰り上げ償還を行う考えはあるかとただしたのに対し、企業債を繰り上げ償還する際には、将来得られる利息分の補償金を支払う必要があるため、現状では考えていないとの答弁がありました。

また、耐震管への更新の進捗率と、今後、耐震管に更新していくための建設改良積立金はどの程度必要と考えているかとただしたのに対し、耐震化率は22.4%である。建設改良積立金は自然災害等で臨時的に対応する必要もあるため、具体的な金額の提示は難しい。今後、経営戦略の中で現金・預金等を勘案しながら、積み立てていきたいとの答弁がありました。

また、内部留保資金の現在高についてただしたのに対し、令和2年度末現在で7億900万円ほどであるとの答弁がありました。

また、市内橋梁に送水管が添架されている箇所についてただしたのに対し、水俣橋や鶴田橋、渡野、葛渡等を含めて数カ所あるとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第83号令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について申し上げます。

まず、上下水道局長から、下水道事業の概要説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に

基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出については、事業収益11億5,892万円、事業費11億4,014万円で、差し引き1,878万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は1,364万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入1億8,261万円、資本的支出5億7,800万円となり、差し引き不足額3億9,539万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額515万円、当年度分損益勘定留保資金3億9,024万円で補てんしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回、利益剰余金の処分を行わなかった理由についてただしたのに対し、収益の多くを一般会計からの繰入金でまかなっている状況下では利益を出すことが難しく、今後も多額の利益剰余金は見込まれないため、減債及び建設改良費への積み立てを行わずに繰越利益剰余金として取り扱っている。なお、今後、剰余金が膨らんできた場合は、積み立てを行いたいとの答弁がありました。

また、公営企業法の原則である独立採算はできないということかただしたのに対し、令和2年度から公営企業法を適用して、どの程度の赤字になるかをはっきりさせることも目的であり、今回がその最初の決算となった。独立採算を目指す上では、使用料の改定等も含めて今後の経営戦略に反映させる必要があり、その際は議会に対して然るべき時期に説明したいとの答弁がありました。

また、決算書の中で、令和2年7月豪雨の際は想定外の不明水発生のため、と記載されているが、南九州西回り自動車道や山林伐採との関連性はあるかとただしたのに対し、ここでいう想定外の不明水とは浄化センターへの流入水のことを指したものであり、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通による影響等のことではない。しかしながら、令和2年7月の豪雨災害で浸水した箇所については、雨水管理総合計画の中でシミュレーションを行っていく予定であるとの答弁がありました。

また、昨今の豪雨・長雨の影響で雨水の流れが変わったことによる民地の侵食や地盤沈下等につながるケース等の市民への対応についてただしたのに対し、相談があった場合は公共水路の影響を調査し、わかりやすい説明に努めるなど、しっかりとした対応を心掛けるとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

(厚生文教委員長 桑原一知君登壇)

○厚生文教委員長(桑原一知君) ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第84号令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

事務部長から、事業概要について、総務課長から、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき、詳細な説明を受けました。

まず、収益的収入及び支出については、収益的収入79億645万円、収益的支出72億2,587万円となり、差し引き6億8,058万円の利益となる。

消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は5億9,861万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入8億7,053万円、資本的支出13億5,302万円となり、差し引き不足額4億8,249万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額8,197万円、減債積立金3億3,005万円、過年度分損益勘定留保資金7,047万円で補てんしている。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高29億9,700万円については、減債積立金に4億3,487万円、建設改良積立金に5億円を積み立てる処分を行うとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、妊婦さんがコロナに感染した場合、どのような対応が行われるのかとただしたのに対し、麻酔科の医師との連携も含めたところでマニュアルを作っており、コロナに感染した妊婦さんもお産ができるようにしているとの答弁がありました。

また、医師確保対策について、どのような対策がなされ、特に、麻酔科の医師不足についてはどうなっているのかとただしたのに対し、現在、大学における地域枠のドクター配置などの対応もしているが、本院ではどうしても麻酔科の医師が足りないという課題がある。大学に依頼して、短期制度で対応してもらっているところだが、麻酔科は少なくともあと1人常勤で欲しいところである。このような医師不足は、大学との連携を密にしていくことも大事だが、医師の働き方改革に対する対応も含め、根本的には医療対策の中で訴えていかなければならないと思っていると答弁がありました。

また、患者数の減少についてただしたのに対し、全国の平均を見ても、コロナによる受診控えが多いためだったのではないかと考える。一方で、地域医療対象者の減少も受診減に明らかに関連していると考えており、平成25年度から行われている地域医療構想がこの要因の一つとなっているのではないかと答弁がありました。

また、今後の最新医療機器の更新と導入についてただしたのに対し、日進月歩で医療機器は発展している。24時間、二次救急までは完結しようというのが本院の役割であり責務である。AIが診断をする時代になり、これからもオンラインなどもろもろの技術を取り入れながら、時代に

遅れることなくやっていきたいとの答弁がありました。

また、久木野診療所の状況と方向性についてただしたのに対し、同診療所は、医療センターで経過観察、継続診療となった高齢の方が中心に訪れられ、1日外来が7名、新患は、風邪や怪我などで来院される方を含めても年間1桁であり、医業収益よりも費用の方がかかっており、ここだけで1,000万円以上の赤字となっているのが現状である。これからの方向性としては、今行っているオンライン診療も含め、急患があったときは、救急車の出動以外にも、救急救命士が行うトリアージを駆使したり、医師がいなくても地域包括ケアで同診療所の患者を24時間体制で診ていくことが可能なネットワークの構築など、久木野における新たな地域医療の形を検討しているとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第87号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計48億7,086万円、歳出合計36億8,913万円となり、歳入歳出差し引き11億8,173万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入128.5%、歳出97.3%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、出産育児補助金が340万9,540円と端数が出ていることについてただしたのに対し、その人の状況や受診している病院によって支給される金額が変わってくるので、端数が生じることになる。同補助の最高限度額は42万円で、9件分を支出したとの答弁がありました。

また、不納欠損額が増えてきている原因についてただしたのに対し、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあるときなどは、その滞納処分の執行を停止することができるかとされており、昨年度は、これまでに比べて高額な案件が含まれていたことなどが不納欠損額増加の原因であるとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第88号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計4億2,981万円、歳出合計4億2,856万円となり、歳入歳出差し引き125万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入95.9%、歳出95.7%となっているとの説明を受けました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第89号、令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

いきいき健康課長から、決算書、事項別明細書に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計39億9,995万円、歳出合計37億1,556万円となり、歳入歳出差し引き2億8,439万円を翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入104.3%、歳出96.9%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、もやい・ふれあい菜園委託事業の内容と今後の方向性についてただしたのに対し、令和2年度は、5地区で農業体験や会食サービスなど、地域に応じた活動が実施された。そのうち4地区においては、数年継続して事業を行い、成果があらわれたということで、地区での活動に移行していただき、市の委託事業としては終了した。令和2年度から事業を開始した1地区では引き続き実施していくとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、一般会計決算特別委員長岩阪雅文議員。

（一般会計決算特別委員長 岩阪雅文君登壇）

○一般会計決算特別委員長（岩阪雅文君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第86号令和2年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで、総務企画部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

令和2年度の一般会計決算額は、歳入が209億6,045万円、歳出が204億8,753万円、差し引き4億7,292万円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3億1,498万円となった。

決算の主な内容は、まず、歳入のうち、市税は、市民税、固定資産税の減少等により、前年比0.9%、約2,700万円減少した。

地方交付税は、普通交付税が約1億5,000万円、特別交付税が約1,500万円増加し、地方交付税全体で前年比3.3%、約1億6,500万円増加した。

国庫支出金は、特別定額給付金給付事業費補助金の増加等に伴い、前年比141.5%、約32億3,600万円増加した。

県支出金は、「環境首都」水俣・芦北地域創造補助金の増加等により、前年比22.3%、約2億9,500万円増加した。

市債は、市庁舎建替事業等により、前年比54.0%、約11億2,500万円増加した。

歳入全体では、前年比29.2%、約47億3,500万円の増加となった。

次に、歳出のうち、義務的経費については、人件費が、退職手当の増加等により、前年比5.0%、約1億1,600万円増加した。

扶助費は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の増加等により、前年比1.1%、約4,000万円増加した。

公債費は、災害復旧事業債の償還額の増加等のため、前年比2.9%、約4,600万円増加した。

義務的経費全体では、前年比2.7%、約2億200万円増加した。

投資的経費では、普通建設事業費は、水俣川河口臨海部振興構想事業の増加等に伴い、前年比13.0%、約2億6,700万円増加した。

災害復旧事業費は、市庁舎建替事業の実施等により、前年比340.7%、約14億3,500万円増加した。

投資的経費全体では、前年比68.8%、約17億200万円増加した。

その他の経費では、物件費は、ふるさと大好き寄附金事業の増加等で、前年比3.4%、約4,900万円増加した。

補助費等は、特別定額給付金給付事業の実施等で、前年比122.2%、約29億2,200万円増加した。

繰出金は、公共下水道事業の公営企業法全部適用により一般会計から公共下水道事業会計に支出した経費の性質区分が繰出金から補助費等に変更となったことに伴う減少で、前年比25.7%、約4億8,500万円減少した。

歳出全体では、28.4%、約45億3,700万円の増加となった。

次に、財政調整基金の3月31日の現在高については、6億7,006万1,000円で、前年度から約5億7,966万2,000円減少した。

なお、出納整理期間中に行った財政調整基金から一般会計への繰入1億円及び一時借入金の利子積み立て5,000円を反映した実質的な財政調整基金の年度末残高は、5億7,006万6,000円となり、約2,030万6,000円の増加となった。

市債の現在高は171億8,196万3,000円で、前年度に比べて16億4,628万5,000円増加した。

これは、市庁舎建設事業等により市債の発行が増加したことによるものである。

次に、決算額に基づいて算出する財政指標について、経常収支比率は96.7%と前年より5.0%改善された。

これは、歳入において地方交付税及び地方消費税交付金の増加等により、経常一般財源等が約

2億4,000万円増加したこと、歳出において扶助費及び操出金のうち経常的な経費に係るものの減少等により、経常経費充当一般財源等が約1億4,800万円減少したことによるものである。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める指標につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字がなく、引き続き、早期健全化基準等に該当するものはなかった。

このほか、将来負担比率は51.3%と前年より0.6%改善した。実質公債費比率は、10.7%と前年より0.3%改善した。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行及び投資的効果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、ふるさと納税の寄附額が急激に伸びたが、職員の仕事量は問題なくこなせていたのかとただしたのに対し、寄附額が3倍近く伸び、事務量的には増えたが、少ない人数で行うため委託先を変えており、職員で対応できたとの答弁がありました。また、増えたことによる地元業者の声についてただしたのに対し、地元業者からはかなり収益につながっているとの声があるとの答弁がありました。

また、市税を納めてもらうための市民への十分な説明についてただしたのに対し、現地調査の際は直接説明し、納税通知書を送る際には手紙を同封する等、配慮していくとの答弁がありました。

また、災害時に備える備品等の整備状況についてただしたのに対し、令和2年度購入を予定していたものの中で、災害が重なり品薄で業者が落札できなかったパイプベッドの予算を繰り越した。パイプベッドの購入ができれば令和2年度の入予定の備品はすべてそろうとの答弁がありました。また、地元の業者からの購入についてただしたのに対し、できるだけ地元の業者から購入していくとの答弁がありました。

また、水俣病資料館の老朽化の状況についてただしたのに対し、令和2年度の工事内容は、展示室内壁のクラックの改修工事と新型コロナウイルス感染症対策として漆喰塗料を用いてウイルスの不活化を図った。併せて雨漏り対策工事も行った。状況としては、雨漏りが止まらず、その箇所も多い。根本的に改修する必要があると認識している。環境省に補助金がないか協議しており、雨漏り対策を含めて設備の改修等も併せて検討しているとの答弁がありました。

また、翌年度に繰り越されたクリーンセンターの煙突解体工事についてただしたのに対し、業者は決まって施行している。現在、解体のための足場を組んでおり、これから煙突の中を洗浄し、耐火煉瓦を壊して最後にコンクリートの部分を取り壊す内容の工事となる。今年度2月末までに解体が終わる予定との答弁がありました。

また、マイナンバーカードの交付についてただしたのに対し、本市の令和3年10月1日現在で

の交付率は、31.4%である。これから制度が整い、免許証、保険証、災害時の身元確認などに活用されることが予定されているので、広く市民の方に取得していただきたいと思っている。議員も含めて家族や地域の方などに声掛けをしていただければとの答弁がありました。

また、高齢者福祉センターについてただしたのに対し、白浜の高齢者福祉センターは築47年になる。立地が河口に位置し、潮風の影響もあり老朽化も進み建物自体が危険なものになっているので、今年度をもって閉鎖する。使用している老人クラブ連合会の移転先には、公民館分館に移転の要望をいただいております。当初予算に向けて管理の仕方など細かいところを検討していきたいと思っているとの答弁がありました。

また、学童クラブで委託事業と補助事業があるがその違いについてただしたのに対し、学童クラブは基本的に委託事業だが、令和元年度から新規開設された民設民営の学童クラブについては、実績がなく、年間平均月当たり10人以上いないと国の補助金がこないということもあり、補助事業とした。令和3年度では9月までの実績として平均10人を超えているので、このまま児童の利用の減少がなければ来年度からは委託への変更も検討していいと考えているとの答弁がありました。

また、令和2年7月豪雨で白浜団地が浸水したが、復旧状況についてただしたのに対し、災害復旧については完了している。一部屋ごとに居住したまま工事をした。住民の都合を聞きながら丁寧に対応した。大きな苦情は確認していないと答弁がありました。また、大規模盛り土造成地変動予測調査事業の調査結果についてただしたのに対し、市内で大規模盛り土に該当する箇所は11カ所で、県のホームページに掲載されている。これをもとに簡易な現地調査を実施した。結果報告はまだ公表されていない。特に危険なものは確認されていないが、経過観察で事あるごとに確認していくとの答弁がありました。

また、スポーツキッズサポーター基金に寄附された企業への使用用途などの報告についてただしたのに対し、毎年の決算後にキッズサポーター基金の運営委員会で報告しており、企業には郵送でお知らせしているとの答弁がありました。

また、第二中学校の体育館の抜本的な改修についてただしたのに対し、長年の懸案事項であり、事前調査をして工法の検討をしてきた。財源を検討しながら、改修時期や抜本的な改修までの雨漏り対策も含めて考えていきたいとの答弁がありました。

最後に、財政状況がさらに厳しくなることを見据えて、各事業の適正な評価と適切な見直しを行い、最小の経費で最大の効果をあげていただくようお願いします。

また、令和2年度においては、コロナ禍の中、感染予防、ワクチン接種、豪雨災害対応などの業務に集中していただき、大変御苦労をされたことに、感謝いたします。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべき

ものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和3年10月14日

総務産業常任委員長 小路 貴紀

水俣市議会議長 牧下 恭之 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第82号	令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び原案可決	全員賛成
議第83号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	認定	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和3年10月5日

厚生文教常任委員長 桑原 一知

水俣市議会議長 牧下 恭之 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第84号	令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び原案可決	全員賛成
議第87号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認定	全員賛成
議第88号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認定	全員賛成
議第89号	令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認定	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和3年10月20日

一般会計決算特別委員長 岩阪 雅文

水俣市議会議長 牧下 恭之 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第86号	令和2年度水俣市一般会計決算認定について	認定	全員賛成

○議長（牧下恭之君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第82号令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について及び議第84号令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について、以上2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長報告はいずれも認定及び可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり認定及び可決することに決定しました。

○議長(牧下恭之君) 次に、議第83号令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び議第86号令和2年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第89号令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、以上5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長(牧下恭之君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明26日から12月6日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月7日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月7日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は11月29日正午まで、議案質疑の通告は12月7日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後0時15分 散会

令和3年12月7日

令和3年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和3年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月7日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時21分 散会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	田中睦君	平岡朱君
高岡朱美君	渕上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	杉迫一樹君
藤本壽子君	岩阪雅文君	岩村龍男君
谷口明弘君	真野頼隆君	田口憲雄君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（設楽 聡君）	主 幹（関 洋一君）
主 幹（中村 亮彦君）	主 任（藤澤 亜未君）

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（中谷 衛君）	福祉環境部長（高三瀨 晋君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総合医療センター事務部長（松木 幸蔵君）	教 育 次 長（坂本 禎一君）
上下水道局長（金子 昌宏君）	総務企画部市長公室長（鎌田 みゆき君）
総務企画部総務課長（梅下 俊克君）	総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）
総務企画部財政課長（岡本 夫美代君）	教育委員会生涯学習課長（梅下 彰君）

○議事日程 第2号

令和3年12月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|--|
| 1 桑原一知君 | 1 新たな中山間地域の振興について
2 予防接種の取り組みについて
3 アフターコロナの対応について
4 水俣病の情報発信について
5 青少年の健全育成について |
| 2 杉迫一樹君 | 1 市民から寄せられる意見・要望の対応及び各種書類の取り扱いについて
2 高岡市政4年間の福祉分野に関する取り組みについて
3 新庁舎完成後の階段昇降車の運用について |
| 3 測上茂樹君 | 1 水俣市消防団の処遇等について
2 地方公営企業（水道事業、公共下水道事業、病院事業）への市負担金について
3 衆議院選挙における選挙事務従事者の取り扱いについて |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価について提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、梅下生涯学習課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さん、おはようございます。真志会の桑原一知です。

コロナ禍の生活が続く中ではありますが、今年も残りわずかです。引き続き感染予防をしっかり行うとともに、市内経済に少しでも貢献できればと思います。

それでは、以下、通告に従い質問いたします。

1、新たな中山間地域の振興について。

日本では、IT化、DXの推進が本格的に始まり、誰一人取り残さないデジタル社会の実現のため、さまざまな取り組みが始まります。地方と都市の差を縮め、地方活性化を図るということで期待を寄せ、以下、質問いたします。

①、全国の農地では、ドローンや、無人トラクターなどを活用した事業が進められているが、本市での取り組みや、今後ICTを活用した農業の振興を行う考えはないかお尋ねします。

②、光回線が山間部でも整備され、今後は、ワーケーションやリモートオフィスなど新たなビジネスにつながると考える。このような企業の誘致を推進していく考えはないかお尋ねします。

2番、予防接種の取り組みについて。

新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの生活は一変し、さまざまな制限の中、過ごしてきましたが、ワクチン接種の加速により、感染者数も減ってきています。改めて、ワクチンの有効性と予防接種の必要性を実感し、以下、質問いたします。

①、新型コロナワクチン接種状況は、どのようになっているかお尋ねします。

②、带状疱疹ワクチン接種の周知は、どのように考えているかお尋ねします。

3、アフターコロナの対応について。

コロナに打ち勝つ社会に向けた道筋を明らかにするとともに、出口戦略として必要な施策を実行していくことは重要であります。新たな挑戦で、賑わいを取り戻すことは重要であり、以下、質問いたします。

①、市で実施してきたコロナ対策に係る事業費の総額はどのようになっているか。また、実施してきた事業はどのようなものがあるかお尋ねします。

②、アフターコロナを見据えた「まちづくり」をどのように進めていくのかお尋ねします。

4、水俣病の情報発信について。

水俣病の情報発信は、史実を正しく伝え、今の美しい海を見てもらい、体験してもらうことが重要であり、このことをどのように発信していくのか、以下、質問いたします。

①、熊本県が実施している「水俣に学ぶ肥後っ子教室」は、コロナ禍の中、どのように進められているかお尋ねします。

②、水俣の海情報発信モデル事業の進捗状況は、どのようになっているかお尋ねします。

5、青少年の健全育成について。

青少年の健全育成は、まず家庭からと考えますが、将来を担う子どもたちを行政はどう見守っていくのか、以下、質問いたします。

①、本市での取り組み状況は、どのようになっているのかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 桑原議員の御質問に順次お答えします。

まず、新たな中山間地域の振興については産業建設部長から、予防接種の取り組みについては福祉環境部長から、アフターコロナの対応については私から、水俣病の情報発信については副市長から、青少年の健全育成については教育長から、それぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） 新たな中山間地域の振興について答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 初めに、新たな中山間地域の振興について順次お答えします。

まず、全国の農地では、ドローンや無人トラクターなどを活用した事業が進められているが、本市での取り組みや、今後のICTを活用した農業の振興を行う考えはないかとの御質問にお答えします。

議員御指摘のドローンや無人トラクターなど、ロボット技術やICT情報伝達技術等の先端技術を活用した新たな農業、いわゆるスマート農業については、全国的に農業従事者の高齢化や担い手不足が問題になる中、農作業の効率化・省力化を図る新たな取り組みとして注目されています。

このようなことから、本市でも令和2年度に、農作業受託を行う農業法人や、集落営農に取り組む営農組織に対し、熊本県の補助事業を活用して、ドローンの導入費用やオペレーターの育成を支援し、今まで人力で行っていた、水稲の防除作業などに活用され、農作業の効率化と省力化

が図られています。

また、今後、ICTを活用した農業の振興を行う考えにつきましては、農業者団体などの要望をお聞きしながら、国・県・JAなど関係機関と連携し、中山間地向けのロボット技術や、ICTを活用した機械や技術など、本市でも活用可能なスマート農業の普及振興に努めていきたいと考えております。

次に、光回線が山間部でも整備され、今後は、ワーケーションやリモートオフィスなど新たなビジネスにつながると考える。このような企業の誘致を推進していく考えはないかとの御質問にお答えします。

議員御質問のとおり、現在、本市では、今年度中の完了を目指し、山間部地域への光回線整備を進めているところであり、整備完了後には、本市のデジタル環境が大幅に向上するものと考えております。

一方、国においては、今回のコロナ禍を転機とした急速なデジタル化の進展を受け、ビジネスなどのDX化を強力に進めるとともに、先日の岸田首相の所信表明演説においても、デジタル田園都市国家構想が掲げられ、地方への多様なデジタル技術の導入による地域活性化が図られることになりました。

本市では、これまでもIT系企業や情報サービス系企業の誘致を図るために、優遇措置を整備し、誘致活動を行ってまいりましたが、今回の光回線のエリア拡大や、国によるデジタル化推進施策は、本市の誘致活動にさらなる弾みをつけるものとなりますので、国・県等とも連携しながら、ワーケーションの受け入れや、企業のリモートオフィス誘致も併せて推進してまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をしたいと思います。

本市も間もなく、光回線が水俣市全域で使用できる環境が整い、情報格差が解消されるということでもあります。

本市農業ICT化の推進については、先ほど答弁にもあったように、ドローンの活用を、今、始められたということで、農薬散布を主ですけど、されてます。うちの田んぼも、いつもヘリコプターでしたけども、今回、ドローンの散布を間近で見て、やっぱり、作業時間が短縮をする、そういったところで、今まで手で農薬を散布していたところも、そのドローンを活用してできるということで、非常に便利性も上がって、効率性もあがったんじゃないかなというふうに感じたところでした。

農業は、これまでICTといった技術とはあまり縁がないと思われてきましたが、ここ数年で一気に加速し、最近では、農業ベンチャー企業も増えてきています。背景には、就農者の人口が

減ったり、高齢化が進むと、目に見えてるからだと思いますので、ICT化というのは今後さらに加速するのではないかと考えています。現在も、レタスやタマネギや果樹などの集荷ロボット、また運搬、パワーアシストスーツ、そういったもろもろが開発というところで、今、研究が続いています。本市もスマート農業の推進・普及をもう一步踏み込み、前進させるのであれば、農業のベンチャー企業を水俣に誘致することで、ICT化の推進にもつながってくるのではないかと思います。

私は、まず、情報収集と、本市の地の利を生かし、水俣をアピールすることが必要であると思います。農業を強くするために、次世代の技術や製品など、一堂に集まる展示会など視察に行つて、まずは情報収集と、本市水俣を、アピールするようなことを積極的に行うことが必要であると考えますがどうか、お尋ねいたします。

先ほど、光回線で、全地域に整備されて、ワーケーションやリモートオフィス、もしくはサテライトオフィス、働き方も多様化していきます。ここで新たなサービスやビジネスが生まれてくるものと思うんですけども、今まで平時だと、企業に出勤をして勤務をするというふうな形から、このコロナ禍において、密を避ける、もしくは働き方改革、こういったものが後押しをして、リモートで仕事をする。要は、出勤をしなくても業務ができる職種があるということがわかってきました。

こういった企業というのは、今後増えてくるだろうと思いますし、本市でも光回線が山間部でも使用できるということで、今までも誘致活動というのは、ずっとされてきたと思うんですけども、要は、紹介できる地域がかなり広がる、全地域に広がるということであります。そういった場合に、山間部の施設というところも誘致候補としてあがってくるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、IT系や情報サービス、先ほどの農業ベンチャーの企業もそうですけども、そういったさまざまな企業を誘致する際、候補となる公共施設などはどのように考えていらっしゃるのか、2点お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えします。全部で2つあったかと思えます。

まず、スマート農業に関する情報収集、それから企業誘致なんかを積極的にやったらどうかという御質問だったかと思えます。

現在、本市では、国や熊本県、民間企業などが発信するスマート農業に関する情報収集を行っております。農林水産省ホームページのスマート農業技術カタログには、現在、研究機関や民間企業などから提案のあった198の技術が掲載されています。今後も、国・県など関係機関と連携

しながら情報収集に努めるとともに、熊本県内で開催されるスマート農業の展示会などに積極的に参加し、スマート農業に興味を持つ農業者団体などへの情報提供や、企業とのマッチング支援を行うなど、普及振興に努めるとともに、企業誘致にもつながるような働きかけを行っていきたいと考えております。

それから2つ目ですけども、企業を誘致する際、候補となる公共施設などは、どのように考えているかとの御質問だったかと思えます。

先ほどの答弁でお答えしましたワーケーションやリモートオフィスなどの誘致に当たっては、市内の既存の建物や空き家等への立地が可能な場合もありますので、本市といたしましては、市が所有する廃校などの公共施設をはじめ、民間の施設など、進出を希望する企業のニーズに可能な限り対応できるような候補地を紹介してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

先ほど、農業というのは、ICT化とはもう全く今までは結びつくことはなかったんですけども、今後ICT化が進んでくるのは、もう目に見えてきてます。こういった中で、本市の農業を、ICT化をどれだけ進めていくかというところで、先ほど、ベンチャー企業も含めてお話ししたんですけども、誘致企業に対して、担当課は全く別なところかもしれないんですけど、こういった農業、農林水産課とか、ほかの部署でも、水俣をアピールしていくということ、ぜひ、職員の皆様方にも心に刻んでいただいて、何かあれば水俣に来てもらう、アピールをする、こういう本気度というのを、伝えていっていただきたいなというふうに感じてます。

あと、先ほどの展示会もなんですけど、熊本県で展示会をされるというところで、それも出席してもらっても非常にいいと思うんですけども、例えば、関東関西であるような国際スマート農業のエキスポとか、年に1回やってます。私もまだ、実際行ったことないので、参加したいなというのはあるんですけども、そういったところに行って、全国にぜひアピールをしていただきたいと思えます。

質問はありません。以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、予防接種の取り組みについて答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 次に、予防接種の取り組みについて順次お答えします。

まず、新型コロナワクチン接種状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

令和3年11月30日現在、2回のワクチン接種を終えた方は、65歳以上の方が約9,000人で、接

種率は約95%。64歳以下の方が約1万300人で、接種率は約84%。市全体では約1万9,300人で、接種率は約89%となっています。

次に、带状疱疹ワクチン接種の周知はどのように考えているかとの御質問にお答えします。

带状疱疹ワクチン接種につきましては、予防接種法に基づかない任意接種であることから、国からの通知等もありませんので、市からの市民への周知は行っていません。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

本市でも、11月30日現在、約1万9,300人。約89%の方が接種を終えられているということで、このようにスムーズに進められたのも、積極的に接種に御協力いただいた医療機関の方々や、事務作業等で頑張っていたいただいた市職員の御努力の結果であるというふうには思っております。改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

最近、水俣では感染者の報告もなく、落ち着いてきていると思いますが、変異株の出現により、まだまだ気を引き締める時期でもある一方、市内経済を回さないといけない時期でもあると思います。そういった点からも、3回目の接種について、市民の中で気になっている方もいらっしゃると思いますので、どのように3回目進められていくのかお尋ねいたします。

次に、带状疱疹ワクチン接種の周知ですが、予防法に基づかない任意接種であり、国からの通知もないので、市民への周知は行っていないということでありました。

带状疱疹を起こすのは、ほとんどの人が持つ水痘、带状疱疹ウイルスで、50代以降の方に発症しやすいそうです。予防法としては、50歳以上が対象のワクチン接種があり、生ワクチンと不活化ワクチンの2通りがあるそうです。

このワクチン接種の費用は、ほとんどの自治体は、全額自己負担ということではありますが、最近では助成を行っている自治体もあります。

後遺症としては、神経痛が残り、生活に大変苦勞されるというケースもあります。また、加齢に伴い、免疫力の低下は避けられず、今後の高齢化を考えますと、対策が必要ではないかと考えております。

そこで、带状疱疹ワクチン接種に費用助成ができないか、2点お尋ねいたします。

○議長（牧下恭之君） 高三瀦福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀦 晋君） 2回目の御質問でございます、新型コロナワクチン3回目接種に向けて、どのように進めるかという御質問でございました。

2回目接種からおおむね8カ月となります医療従事者等に対し、3回目の接種券と一体型の子診票を11月29日から発送しております。3月、4月に予定しています市民への子診票につきましては、国からのワクチン供給状況を踏まえながら、順次発送する予定としております。ワクチン

接種に関しましては、12月の中旬から開始する予定です。

なお、1・2回目同様、個別接種を中心に実施することとしておりますが、水俣市芦北郡医師会の御協力を得て、集団接種も予定しております。

また、带状疱疹ワクチン接種に費用助成はできないのかという御質問でございます。

带状疱疹ワクチンにつきましては、予防接種法に基づかない任意接種であるため、本市におきましては、接種の費用助成はしておりません。今後、带状疱疹ワクチン接種についての国の動向を注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

带状疱疹ワクチン接種の費用助成についてですが、私が50歳になったんで質問しているわけではございませんけども、高齢化に伴い、国でも議論はされてると思いますけども、ぜひ、国の動向を注視していただいて、今後、進めていただければと思います。

あと、コロナワクチンの3回目接種の件ですけども、1・2回目の対応を見たときに、初めのほうは、ちょっと混乱があったということでありましたけども、重ねていくうちに、それを解消して、どんどんスムーズに進めてこられたという経緯があると私も思っています。

医療機関の先生方にも大変御協力を積極的にやっていただいたということもありますので、3回目に向けても、医師会の皆様方と御協力をして、スムーズに市民の皆様にも、安心・安全な接種ができるように対応を取っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、アフターコロナの対応について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、アフターコロナの対応について順次お答えします。

まず、市で実施してきたコロナ対策に係る事業費の総額はどのようになっているか。また、実施してきた事業は、どのようなものがあるかとの御質問にお答えします。

市で実施してまいりましたコロナ対策事業の総額は、令和2年度は、決算額で約31億円。令和3年度は、令和3年11月現在の予算額で約6億円となり、合計で約37億円となります。

また、主な事業としましては、特別定額給付金給付事業、ワクチン接種事業、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、観光産業緊急対策支援事業などを実施したほか、ICTを活用した新しい生活様式の実践に必要なインターネット光回線を水俣市全域で利用できるよう整備を行っており、令和3年度中にサービス開始となる予定です。

水俣市内全域で利用されるインターネット光回線は、今回のコロナ対策だけにとどまらず、産業分野では、新たな働き方、事業の創出など、教育分野では場所を問わない学び、医療・福祉分野では、遠隔診療の実現や、健康管理のデジタル化などに活用できる重要なインフラであります。今後、このデジタル化社会に対応した水俣市を確立させ、ビジネスや生活拠点として選ばれる水俣市の実現に大きく寄与するものと考えております。

次に、アフターコロナを見据えた「まちづくり」をどのように進めていくのかとの御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の発症以来、世界中で新しい生活様式への移行が進み、人々の価値観や行動様式に大きな変化が起きました。急速にデジタル化が進む中、本市では、令和3年度内に、インターネット光回線を市内全域に整備し、山間部と市街地とのデジタル格差を解消いたします。

これにより、現在、実証実験中であるオンライン診療が確立すれば、医療機関と介護施設や、在宅医療療養者の自宅等をインターネット回線で結ぶことにより、わざわざ医療機関等へ出向くことなく受診することが可能となり、高齢者や介護している御家族、介護施設スタッフなど、かなりの負担軽減が図られるものと考えております。

また、先ほど述べましたとおり、ワーケーションやリモートオフィスの推進により、新たなビジネスの創出が期待され、恵まれた自然の中で、高齢者も若者も豊かな生活が享受できるデジタル化社会を実現してまいります。

また、ワクチン接種の普及により、新型コロナウイルス感染症が収束した後は、人の移動が増加します。この好機を逃さないよう、観光誘客に向け準備を進めております。

具体的には、本市の優れた地域資源であるエコパーク水俣を最大限に活用してまいります。エコパーク水俣は、16面のテニスコートを整備するなど、大規模なスポーツ大会や、スポーツ合宿を誘致することが可能です。多くのスポーツ選手や関係者、サポーターが、水俣に来て宿泊されますと、市内での飲食や地元製品の購入など、大きな経済効果が期待されます。

来年の春には、新物産館や木のおもちゃ館のオープンにより、観光客の増加が期待されます。水俣を訪れた方々に、地元生産者が納めた自慢の農水産物を購入していただくことにより、生産者の所得増加につなげたいと考えております。

エコパーク水俣を核として、湯の鶴温泉、湯の児温泉など、市内全域に人の流れを生み出し、市民の皆様が豊かさと活力を実感できるまちづくりを目指します。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

コロナ対策に係る事業費、総額約37億という中で、非常に大きな金額だと思います。この質問

をしたというのは、私がテレビで見ると、日本全体でこのぐらいかかっていますとか、こういう話はしますけども、水俣市でどのぐらいコロナ関係で使われているのかというのは、なかなか知る機会が、市民の方はありませんので質問したわけなんですけども、このように大きな金額を使った。これによって、ワクチン接種の確保をし、安全を与えていただいた。もしくは、市内経済の下支えをさせてもらった、保たれたということだと思います。

次は、コロナに打ち勝ち、経済成長と新たな社会に向けて進むことになるわけですが、今、市長が行われている市政報告会で、水俣のビジョンでも話されてましたけども、デジタル化社会の実現と、エコパークを中心とした市内全域の経済効果を狙うということだと思います。

エコパークについては、あした、小路議員が質問されますので細かくは触れませんが、まず、デジタル化社会の実現というところで、先ほどの光回線を山間部にも引いていただいたということで、先ほどの医療・介護も含め、あとは企業誘致、そういったのも含め、かなり、山間部のほうでも利便性、もしくは作業効率ですね、負担軽減というのが図られるのではないかなと思います。

エコパークを中心にしたというところで、今度できる新しい物産館、そして木のおもちゃ館、ここを核として、宿泊業、もしくは飲食業に波及をしていく。物産館で売ってもらう農産物は、ぜひ山間部の商品を、市内外の方々に知っていただく大チャンスだと私も思っています。

こういう内容をやるでも施策が必要で、軸を伴うわけなんですけども、ここには予算というものが絶対必要になってくると考えてます。国が予算化したデジタル田園都市国家構想推進交付金、もしくは既存の地方創生テレワーク・地方創生拠点整備、こういった交付金を合わせると、予算規模というのは600億円を超えます。これを機に、各自治体もデジタル化の推進や経済成長を目指し、さまざまな施策を検討し、これらの予算の奪い合いに、取り合いになると思うんですけども、そういったとこで、そういったときに、本市もこの交付金を取りに行く本気度というものが問われると思います。この予算獲得に向けて、戦略などのお考えを1点お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員、2回目の御質問にお答えします。

国が、今、打ち出しておりますデジタル田園都市国家構想の推進交付金などの、そういった交付金をどうやって取りにいくのかということと、その本気度ということでの御質問であったかと思えます。

今年の10月20日に策定いたしました令和4年度の予算編成方針におきまして、本市が重点的に取り組むべき施策の財源を確保するための予算の特別枠として、水俣未来投資枠というのを新たに設けさせていただきました。この水俣未来投資枠の3つの項目の1つに、デジタル化等の新技術の活用をあげております。

これは、10月8日の岸田内閣総理大臣の所信表明演説で、デジタル田園都市国家構想が表明されたことを踏まえ、国においてこの構想を推進するための交付金が創設されることを見越して設定をしたものであります。

国の補助金や交付金を獲得しようとする際には、補助事業におきます市の負担分、いわゆる補助裏の財源の確保が課題となります。この財源を水俣未来投資枠で確保することで、より積極的に補助金の獲得に向けて動くことができます。これまで築いてきた、国や県との強いパイプを使って予算の獲得を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

予算獲得に向けてのお考えをお聞きし、非常に力強い御答弁をいただきました。課題解決のために、今度新たに水俣未来投資枠を設け、より積極的に動けることということでもあります。また、複数年、安定的というところも考えていらっしゃるのかなというふうに感じました。

また、先を見越してという判断についても、国と県との力強いパイプというところも強調していただきましたので、非常に力強い御答弁だったと思います。中谷部長も財務省から来ていただいて、より一層、本市の発展に弾みがつくものと思っています。今後も高岡市長を先頭に、改めて、市政運営をお任せできると確信もいたしました。

最後に、市内経済の成長では、さまざまな仕掛けが重要であると思います。

私も、先ほどお話ししたエコパークを中心に、全域に賑わいを広げる、経済波及を促すということについては期待しています。

このエコパークを核とした波及効果ですが、先日実施されました水俣花火大会、あと、フードフェスティバルと水俣物産展、この同時開催というものが非常に賑わいがあり、好評であったと聞いております。私も実際行って見て、すごい人ばかりでありました。私は、1人寂しかったんですけど、小路議員が一緒に行っていたので、2人で花火を見ながら、景気づけに、水俣の元気というものを改めて実感したわけなんですけども、そういった中で、ぜひ来年も、このエコパークで同時開催をできないか。そして、市民の方に、元気また賑わいというものを取り戻してほしいと思いますので、最後1点、同時開催できないか、同じ場所で、できないかをお尋ねして質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員、3回目の御質問にお答えいたします。

先日行った水俣花火大会、それからフードフェスティバル、こういったものが、また来年もエコパークで同時開催できないかという御質問でございました。

先日、本市が主催をいたしました水俣花火大会・フードフェスティバルは、水俣商工会議所主催の水俣物産展と同時に開催をしたことにより、当日は6,000人を超える方々が御来場をいただきました。出店をいただいた飲食店の売り上げも好調でして、準備をした商品が完売した店舗も多数あるなど、コロナ禍で疲弊した市内事業者の皆様の活力につながる誘客性の高いイベントとなり、御来場いただいた市民の皆様からも大変好評だと、大好評だということの声を伺っております。

このことから、来年度のイベントのあり方について、水俣商工会議所やみなまた観光物産協会など関係団体との協議を行っております、イベントの会場についても、エコパーク水俣の活用も視野に入れておるところであります。

本市への観光誘客を図るとともに、市内の宿泊・飲食業等への波及、そして市民の皆様の活力につながるようなイベントが実施できるように、関係団体と連携してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、水俣病の情報発信について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、水俣病の情報発信について順次お答えします。

まず、熊本県が実施している「水俣に学ぶ肥後っ子教室」は、コロナ禍の中、どのように進められているかとの御質問にお答えします。

熊本県が実施しているこの事業は、県内の小学校の5年生全員を対象に、水俣病及び環境問題について学ぶものであり、事前学習・水俣市訪問学習・事後学習で構成されております。

事前学習は、各学校において水俣市や水俣病の歴史などを学び、その中で、学びたいこと、知りたいことなどについて課題を整理し、水俣市訪問学習に臨んでいます。

水俣市訪問学習の内容は、水俣病資料館や県環境センターなどの見学と、語り部による講話となっております。

事後学習としては、これまでの学習を整理・分析し、校内での発表会や壁新聞などで、その成果が発表されているようです。

しかし、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大のため、残念ながら、水俣市訪問学習は、2年続けて中止となりました。語り部による講話につきましては、令和2年度は、各学校においてDVDによる映像を視聴されております。本年度は、新型コロナウイルス感染症により来館できないことが想定されましたので、オンラインによる視聴環境を整備し、語り部講話を行っております。

なお、事前学習及び事後学習につきましては、例年どおり、各学校において行われていると伺っております。

次に、水俣の海情報発信モデル事業の進捗状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

本事業は、乗船体験を通じて、環境が復元された現在の水俣を実感しながら、水俣病や環境問題への理解を深めてもらうための事業です。令和元年度から令和3年度にかけて取り組み、その後の事業のさらなる展開を調査検討するものです。

令和元年度は、漁船を使用して、小中学生と保護者、あるいは教育関係者の乗船体験会、屋内での自然再生学習会などを実施しました。参加者からは、また船に乗りたいなどの意見があり、水俣の海に親しんでもらったものの、漁船に分乗することにより、付添いの教員の確保が難しいという課題がありました。このため、次年度は、漁船より大きなグラスボートを準備したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちを乗船させることができなかったことから、湯堂漁港における海底の湧き水などの水中ライブ中継の試験運用を行いました。

令和3年度は、クルーズ船を使用しての実証授業を行い、市外から訪れた小学生を乗せ、ガイドの案内の下、水俣湾を周遊した後、水中ライブ映像を上映して、水俣湾の再生の様子を見ていただきました。

今後は、令和3年度の乗船体験会の結果や、乗船者へのアンケート調査結果を踏まえ、3年間の事業を総括しながら、再生した水俣の海を、多くの方々に知っていただく機会を提供し続けたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

コロナ禍の中、水俣市への訪問学習が実施できず、DVDの視聴やオンラインでの講話視聴ということでありました。

私は、子どもたちに、この水俣病というものを知っていただく上で、絶対大事なもので、史実を正しく学んでもらうこと、現在の美しい海を体験してもらうこと、そして、未来の水俣を発信していくことが重要であると感じています。

私は、現在、熊本県が実施している「水俣に学ぶ肥後っ子教室」は、期待している一方、改善すべき点もあるのではないかというふうに感じてます。

まず、対象の小学校5年生にも理解できるように、展示物や説明など工夫されているのか、そして、人権や差別に対して正しく理解できているのか、少し疑問に感じているところがあります。そういった意味で、正しく理解してもらうから、より理解を深めてもらうという意味でも、中学生や高校生に対象年齢を上げるなど、事業全体を一度精査する、こういうことを熊本県と協

議するべきではないかと思えますけれども、考えをお尋ねしたいと思えます。

水俣の海情報発信モデル事業ですが、やはり、子どもたちが水俣の美しい海を見て、体験してもらって、そして、家に帰って、お父さんやお母さんに、船に乗ってきたよと、水俣の海はきれいだっただよと会話してもらって、今度は、家族みんなで水俣を訪れていただくことが理想的な形ではないかなというふうに思っております。ですので、乗船体験での情報発信というのは、ぜひ実用化をしていただきたいと思えます。

また、コロナ禍により、オンラインなど新たな情報発信の形も生まれました。この形というのが平時でも利用できると思えます。そこで、今後、新たな情報発信の取り組みは何か考えていらっしゃるか、2点お尋ねして終わります。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、御質問は2点ございました。

まず1点目が、肥後っ子教室の対象は5年生であるけれども、ちゃんと理解をするように工夫されているのか。また、小学校5年生が、人権や差別に対して正しく理解できているのか疑問があるので、対象を中学生や高校生などにするなど、事業全体について県と協議するべきじゃないかというような御質問であったかと思えます。

以前の展示は、文字情報が多く、わかりにくい内容となっておりますので、小学校5年生を含め、各年代の方々が理解しやすいように、表記や展示方法を工夫し、平成28年度に、常設展示をリニューアルいたしました。

また、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の事前・事後学習用の資料として「子どもと学ぶ水俣病」というパンフレットや、水俣病の概要をまとめた「水俣病のあらまし」というDVDを利用していただく中で、水俣病資料館の展示内容を補完しております。

小学生の水俣病学習につきましては、文部科学省の学習指導要領により、小学5年生で校外学習に取り組むことが定められておりますので、対象学年を変更することは難しいと思われれます。なお、人権や差別の問題を含めて、水俣病の理解がより一層深まるよう、県と協議をしながら進めてまいります。

県内の中学生や高校生につきましては、年間約50校が見学に訪れておりますが、より多くの学校に、水俣病学習に取り組んでいただくよう、県に働きかけるとともに、資料館でも独自の取り組みを行ってまいります。

2点目の、今後、新たな情報発信の取り組みは考えているのかとお尋ねでございます。

水俣病資料館の情報発信の取り組みについて、国立水俣病情報センターからの提案を受けて、水俣病資料館の資料を遠隔地からでも見学できるVR化を行いました。これにより、今年9月か

ら、パソコンやスマートフォンを使って、どこからでも資料館の展示を閲覧することが可能になり、マスメディアを通して周知をしたところがございます。今後につきましては、来館できない方々に活用していただくよう、マスメディア等を活用して、広く周知してまいりたいと考えております。

また、水俣の海の情報発信の取り組みについては、モデル事業としては、今年度で終了しますので、これまでの事業を総括する中で、今後の実現可能性を検討してまいります。例えば、道の駅を初めとする市が所有する施設で、水俣の海の映像を視聴できるような、新たな取り組みを考えていきたいと思っております。

答弁以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、青少年の健全育成について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、青少年の健全育成についてお答えします。

本市での取り組み状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

本市では、第6次水俣市総合計画の中で、豊かな心で未来に挑戦する人づくりを基本目標の1つとしています。その中で青少年の健全育成を掲げ、子どもたちの社会性や自己肯定感を高めるため、家庭・学校・地域、それぞれの教育の機能の充実と連携を図りながらさまざまな事業を展開しています。

事業については、学校・PTAや各種団体等の関係者で、水俣市青少年育成市民会議を組織し、その市民会議で事業の計画や内容を検討し、実施しています。具体的には、市内各小中学校区育成会への助成のほか、毎月11日の子どもたちの登校時に実施される「いい朝いいあいさつ」運動を行っております。また、親子での野外調理や、ネイチャーゲームなどを取り入れた小学生向けの野外活動体験事業、地域の魅力を自ら調べ、体験し、まちづくりについて考える、中学生向けの水俣未来ラボなどの事業を実施し、青少年の健全育成を推進しているところでございます。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

青少年の健全育成の基本は、家庭でというのが、私も基本的にはそうだと思います。地域でどう見守るか、そして、行政でどう見守っていくかということも重要であると考えています。

最近では、コロナの影響により、地域と子どもたちの触れ合いも少なくなって、希薄化がちょっと気になってたんですけども、先日、門松を中学生と後援会が一緒に作りまして、親とPTAと一緒に作ったわけですけども、そういった中で子どもたちと話していく、もしくはコロナ

前のそういったところに話していったときに、子どもたちには、もっともっと自分の意見とか、ふるさと水俣への思いというものや誇りを持っていただきたいなというふうに感じたところがありました。

そういった意味で、将来を担う子どもたちが、まちづくりについて考え、意見を発表し、そして市政を身近に感じてもらう。まちづくりへの関心を高めてもらうためにも、子ども議会を開催してはどうか、1点お尋ねいたします。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えします。

将来を担う子どもたちが、まちづくりについて考えて意見を発表し、市政を身近に感じて、まちづくりへの関心を持って、高めてもらうために、子ども議会を開催してはどうかとの御質問でした。

本市では、平成23年度から28年度にかけて、小学6年生を対象とした子ども議会を開催してきましたが、本庁舎建て替えに際し、議場が使用できなくなったことなどから、平成29年度には、事業形態を変え、小学生を対象とした子ども議員体験を実施しました。

また、平成30年度から、対象者を中学生のみに変更し、従来の議会形式では研修日数が多く、生徒の参加が難しいなどの課題があるため、事業の見直しを行い、新たに水俣未来ラボとして実施しました。

子ども議会の代替事業として始めました水俣未来ラボは、中学生が市の現状を調べ、または実際に体験し、新たなアイデアをグループで話し合ってみて、プロジェクトを提案するという取り組みです。子どもたちがまちづくりを自分のこととして考え、自分には何ができるのかを考える活動内容になっています。水俣未来ラボは、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できませんでしたけれども、過去2年間の参加者からは、水俣の魅力に気づいた、多くの人に水俣を知ってもらうために、まずは自分がよく知らなければならないと思った、みんなと協力して発表することができた、これからは自分たちが水俣を支える存在になりたいなどの意見があり、郷土水俣を知り、地域社会の発展に努力しようとする意識を持つきっかけになったものと考えております。

このようなことから、水俣未来ラボについても、議員が言われるまちづくりについて考え、意見を発表し、市政を身近に感じ、まちづくりへの関心を高めてもらうという目的に沿ったものになっていると思われれます。

子ども議会の形態では、さきにも述べました課題等があるため、今後は、水俣未来ラボで、プロジェクトの発表、提案をする際に議場をお借りするなど、市政に対する興味関心を高めるよう工夫し、青少年育成市民会議に諮り、取り組みを充実発展させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

先ほどの水俣未来ラボいうところで、子ども議会に代わってということだったと思います。新しい議場にもなりますし、ぜひ、子どもたちに議場に入ってもらって、ぜひ、自分のまちをこういうふうにしたい、こういうところが問題点だ、いろんな意見を市長と執行部の皆さんと交えながら話をさせていただいて、ぜひ、水俣にもっともっと興味を持ってもらうような仕組みづくりをぜひお願いしたいと思います。

以上で、質問はないです。終わります。

○議長（牧下恭之君） 以上で、桑原一知議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹君登壇）

○杉迫一樹君 おはようございます。無限21の杉迫一樹です。

このもやいホール仮議場での最後の一般質問となります。

まず最初に、私かもやいホールでの一般質問をするに当たり、これまでスロープの設置をいただいた執行部並びに議会事務局の皆様には感謝申し上げます。ありがとうございました。

次回からは、新庁舎の議場となり、このスロープを使用することはないかと思いますが、このスロープは破棄することなく、段差がある公共施設などへ再利用されますようよろしくお願いいたします。

また、新型コロナワクチン接種に際し、市民の健康のため頑張ってくられた担当職員の皆さん、大変お疲れさまでした。現在では、新型コロナの流行が抑えられている状況の中ではありますが、一方で新たな変異ウイルスの感染も伝えられております。そして、3回目のワクチン接種も各地で始まっており、担当職員の方々には、これまでの経験を生かしながらスムーズな実施が行えるよう併せてお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をします。

1、市民から寄せられる意見・要望の対応及び各種書類の取り扱いについて。

①、高岡市政4年間で、市民からの意見・要望や署名等の提出はどれほどあったのか。

- ②、意見・要望等は、庁内にてどのような経緯を経て、回答に至るのか。
- ③、意見・要望等について解決したもの、未解決となっているものはどれほどあるか。
- ④、意見・要望等に対する検討結果の周知はどのようにしているのか。
- ⑤、提出された要望書や署名等の各書類の保管や破棄等の取り扱いはどうしているのか。

2、高岡市政4年間の福祉分野に関する取り組みについて。

①、福祉分野の中で、特に高齢者・障がい者等へは、どのような施策・取り組みを行ったか。

②、その取り組みに対して、市民からはどのような声を聞いているか。

3、新庁舎完成後の、階段昇降車の運用について。

①、現在、階段昇降車を操作できる職員は何名か。

②、新庁舎完成後、階段昇降車はどこに常駐配置する予定か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 杉迫議員の御質問に順次お答えします。

まず、市民から寄せられる意見・要望の対応及び各種書類の取り扱いについては副市長から、高岡市政4年間の福祉分野に関する取り組みについては私から、新庁舎完成後の階段昇降車の運用については総務企画部長からそれぞれお答えします。

○議長（牧下恭之君） 市民から寄せられる意見・要望の対応及び各種書類の取り扱いについて答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 初めに、市民から寄せられる意見・要望の対応及び各種書類の取り扱いについて順次お答えします。

まず、高岡市政4年間で、市民からの意見・要望や署名等の提出は、どれほどあったのかとの御質問にお答えします。

市民からの意見・要望については、電話、Eメール、郵送などさまざまな形でいただきます

が、今回は、市長を含む市職員が面会した上で、書面により受領をした意見・要望で把握できるものについてお答えします。

高岡市長の就任後、本年11月末までに提出のあった意見・要望は43件になります。そのうち、道路など土木施設の整備に関するものが10件、市庁舎への設備整備に関するものが8件、水俣病に関するものが7件、学校・教育に関するものが4件、環境に関するものが4件、補助金等の助成に関するものが3件、農作物に関するものが2件、水俣川河口臨海部振興構想事業に関するものが2件、福祉に関するものが2件、市営住宅に関するものが1件となっております。ちなみに、市長への手紙の件数は114件です。

次に、意見・要望等は、庁内にてどのような経緯を経て回答に至るのかとの御質問にお答えします。

市民の方からの意見・要望につきましては、スケジュールの調整を行い、担当部署や市長による面会により書面を受け取り、その後、各担当部署において検討を行った後、各案件の内容により、必要に応じて市長までの決裁を経て回答をしております。

次に、意見・要望等について解決したもの、未解決となっているものは、どれほどあるのかとの御質問にお答えします。

これまでに解決したものについては32件で、未解決のものは11件となっております。

次に、意見・要望等に対する検討結果の周知はどのようにしているのかとの御質問にお答えします。

検討結果につきましては、要望等をされた当事者にのみ伝えております。

次に、提出された要望書や署名等の各書類の保管や破棄等の取り扱いはどうしているのかとの御質問にお答えします。

提出のあった意見・要望の各書類につきましては、要望等への対応後、各課において、水俣市文書規程に規定する基準により、各書類ごとに保存区分を行い、最長10年の保存期限が満了するまで適切に保存することとなります。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

この意見・要望は、それぞれが市政に対するものであったり、個人の生活などに直結した内容だと想像できます。それを受けて、気づかなかった物事を市政に反映させることのできるとてもありがたい声だと考えています。私自身も市民の皆様からさまざまな御意見をいただくことがありますが、市に提出される要望書や署名などが、どのような取り扱いをされるのか。私もそうでしたけども、市民の方々からも、どんなふうに取り扱われているのか内容を知りたいとの声もあり、質問としました。

この4年間で、市民より寄せられた意見・要望は43件ということで、少ない数ではないと感じます。これは、水俣のことを真剣に考え、水俣を愛している市民の方々の思いでもあると感じます。時間のかかるもの、一時的なもの、さまざまな意見・要望があると思います。

また、現在解決済みのものは32件、未解決のものが11件とのことでした。

回答に至るまでの経緯は、各担当部署にて検討し、必要に応じて市長の決裁をもらい、当事者にのみ回答するというので、市長の判断を仰ぐものもあれば、担当部署で判断するものもあるということだと理解しました。

そして、保管等に関しては、解決したものであっても、最長10年は保存するというので、適切な保存がされているものと思います。

2回目の質問に入ります。

回答までの流れの中で、最終的には市長判断によるものもあるとのことで、そうであれば、検討された上、何かしらの理由の中、要望に応えられない、つまり実現できない要望があったとしても、市長の考えや判断次第では、どうすればできるか、できるように再検討したりして、全てではなくとも、多少なり要望に応えることも可能ではないかと考えます。これは、逆もしかりではないかと思えます。また、その判断は、苦渋の決断という選択をされることもあるかと思えます。

まず、さまざまな意見・要望がある中、財政状況や時期などの関係もあるかと思えますが、寄せられた要望等を吟味した上で、実現可能か不可能かという最終判断は、市長判断になることもあることについて、市長自身は、さまざまな意見・要望に対して、どのような可否の判断基準を持っておられますか。これが1つ目です。

次に、面会や受け取りに関してですが、市民から寄せられる意見・要望を受ける際に、市民からは、市長に直接会って話がしたい、思いを伝えたい、頑張って集めた署名を市長に直接受け取ってもらいたいという方もおられ、実際にそのような声が上がっていることもお聞きしています。

これについて2点目です。市長は、これまで要望書や署名等を市長に直接渡したい、または直接交渉をしたいとの市民の思いに対して、直接会わなかった、受け取らなかったことはあるのか。

3点目は、未解決のものが11件とのことでしたが、未解決である原因としてどのような理由があるのか。

2回目の質問は3点です。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 杉迫議員の2回目の御質問のうち、私から、未解決の原因についてどの

ようなものがあるかについてお答えします。

市民の皆様から寄せられる意見・要望にもさまざまな内容のものがございまして、このうち未解決となっているものの主な原因としましては、意見・要望を受け取った直後であり、対応を検討中のもの、意見・要望を踏まえた対応を実施中であるもの、意見・要望に係る事実関係が確定しておらず、現時点で判断できないもの、優先順位の高い箇所から計画的に実施することとしているインフラ整備であって、工事実施までに至っていないものなどがございまして。

私からは以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 杉迫議員、2回目の御質問にお答えします。2点、私からお答えします。

まずは1点目、意見・要望に対して可否判断の基準を持っているのかどうかという御質問です。意見・要望への対応については、その妥当性や必要性、そして緊急性や事業効果などさまざまな観点から検討をして判断すべきものと考えています。

それから2点目として、直接渡したいという市民の皆様の要望に対して、会わなかったり、受け取らなかったことがあるのかという御質問であります。市民の皆様からの意見・要望に対しましては、可能な限り直接お声をお聞きしたいという思いを持っておりますが、しかしながら、公務の都合でスケジュールの調整がつかず、直接面会できない場合もあり、その場合には、担当部署での対応を指示しております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 答弁ありがとうございます。

3回目の質問に入ります。

未解決となっている理由として、事実関係の調査や検討中のもの、優先順位が含まれるとのことでしたが、意見・要望は、時間・時期の制限があるものもあるかと思っておりますので、先延ばしにならないような検討をしていただければと思います。

また、市長自身は、さまざまな面からの可否の判断をされるということでした。この基準をもって、できるかできないかという結果は、執行部の検討結果及び市長の考えですので、受け入れざるを得ないこともあるかもしれません。そして、要望の全てを受け入れることは、さまざまな理由から難しいもの、時間がかかるものもあると感じています。ただ、要望がかなった方は満足されると思いますが、却下されたものについては、やはり不満が残るものと思います。その際、十分な説明もされると思いますが、これについて1点目です。回答に納得されなかった市民への対応、アフターフォローはどうしているのか。

次に、直接会いたいと希望される方々との面会ができなかった理由として、公務の都合上、ス

スケジュールが合わないことがある、その際には、担当部署での対応を指示しているとありました。つまり、直接会いたいけども、忙しさゆえに会えなかったと解釈しました。私は、市長の日々の忙しさや、スケジュールを把握しているわけではありませんので想像しかできません。しかし、市民と意見を交わし、声をお聞きしたいという思いがあるのであれば、日々の忙しさの中の10分、15分程度でも、どうにか調整して面会の機会を設けることはできるのではないかと、少しの時間でも希望する市民には直接会い、仮に、後になったとしても、話を聞く機会をつくれるのではないかと、この点について、どれほど重要視されているのか疑問に思うところがあります。

一方で、コロナ禍で、臨時休業を余儀なくされた飲食店からは、せめて一言、市長から、お店に顔を出して、ねぎらいの言葉をかけてほしかったとおっしゃる方もおります。

これらを踏まえて2点目ですが、市長は、市民の皆さんと直接会って思いを受け取る、意見交換をするということをどれほど重要視されているのでしょうか。

最後になりますが、面会がかなわなかった、とある市民の方々からは、市長は、意見要望の内容ではなく、団体や人を選んで、会う会わないを決めているように思える。なぜ、ほかの団体とは会うのに、私たちとはいつまでたっても会ってくれないのかとの声を聞くことがあります。つまり、高岡市長の面会ができるできないの選択に対して、一抹の不信感を持っておられる方がいるということです。

これについて最後の質問です。このように、市長との面会に対して不信感を抱いている市民の方々へ、一言市長の考えをお聞かせください。

以上、3点質問し、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えします。

3点ございまして、まず1点目が、回答に納得されなかった方のアフターフォローはどうするかと。先ほど申し上げましたように、受け取った意見や要望につきましては、さまざまな観点から検討・判断をしておりますけれども、中には要望にお応えできないものもあります。そのような場合には、お応えできない理由についてもきちんと説明をして、御理解をいただけるよう努めております。

2点目の直接会って思いを受け取る、また、意見交換をするということをどれほど重要視しているのかということですが、市民の皆様のさまざまな意見をお聞きしながら、水俣をよりよくするために、市政の運営をしていくことが私の使命でもあり、市民の皆様の声を聞くことは非常に重要であるというふうに考えております。

しかし、私が直接お会いできない場合には、担当部署での対応を指示し、その後、きちんと報告を受けております。また、御意見、御要望に対しましては、市としてしっかりと対応をしてい

るところであります。

3点目の、市長は、会う会わないの判断を恣意的にやっているんじゃないかというような御質問であったかと思えますけれども、どなたがおっしゃっているのかわかりませんが、そういうことはございません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、高岡市政4年間の福祉分野に関する取り組みについて答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、高岡市政4年間の福祉分野に関する取り組みについて順次お答えします。

まず、福祉分野の中で、特に高齢者・障がい者等へはどのような施策・取り組みを行ったかとの御質問にお答えします。

福祉分野の高齢者・障がい者に共通する施策・取り組みとしまして、本年9月から、75歳以上の高齢者及び障がい者に対する、みなくるバス運賃無償化を実施しました。また、災害時の避難に時間を要すると思われる、避難行動要支援者の名簿の整備、それらの方々の個別避難計画を策定しました。さらに、避難所での一定の配慮が必要である高齢者等のための、福祉避難所を増設するため、社会福祉法人の方々と協定を結ぶ取り組みを行いました。そのほか、認知症や障がいのある方の権利擁護のための成年後見制度においては、生活圏域である芦北町・津奈木町と連携して支援していく体制を構築しました。

高齢者に対する個別の施策・取り組みとしては、災害時に安定した施設運営ができるよう、市内5か所の施設に非常用自家発電設備を導入し、3施設に耐震改修やスプリンクラー設置等を行うなど、施設利用者の安全・安心を確保しました。さらに、2つの公民館において、スロープを設置するなど、介護予防拠点としての整備も行っています。

障がい者等に対する個別の施策・取り組みとしては、障がい者への虐待防止、早期発見、早期対応を目的として設置した障がい者虐待防止センターに社会福祉専門職を配置するなど対応強化を図るとともに、関係機関との連携を努めました。また、令和2年度からは、県と協働して、市の福祉課窓口でも障がい者等用駐車場利用証であるハートフルパスの受付交付事務を開始し、利用者の利便性を向上させています。

次に、その取り組みに対し、市民からどのような声を聞いているかとの御質問にお答えします。

みなくるバス運賃無償化では、特に、山間部の方から喜ばれており、外出する機会も増えたと

の声をお聞きしております。

避難行動要支援者の名簿の整備及び個別避難計画の策定によって、避難所開設時には、市から避難行動要支援者に対して電話連絡が行われるようになったことから、大変安心できるとの声があがっています。また、福祉避難所については、1カ所でも多くの設置開設を望む声があがっております。

成年後見制度では、市民後見人等養成講座の修了者から、制度についての理解が深まり、今後、家族などへの支援に生かせるとの声をお聞きしました。

介護保険施設への非常用自家発電設備を整備したところについては、施設に入所している利用者の方や御家族から、安心して利用できますとの声や、地域の避難所として安心できるという声をお聞きしています。

介護予防拠点施設整備では、まちかど健康塾の利用者から、段差がなくなり、使いやすくなりましたという声をお聞きしました。

ハートフルパスの受付交付については、これまで保健所で行っていた申請が市役所でできるようになり、素早く手続きができるようになった。さらには、他の福祉サービスの手続きと併せて行うことができるようになって、本当に便利になったとの声を聞いています。

このように福祉分野でのさまざまな事業の実施により、喜んでいただける声がある一方、課題を指摘されることもあることから、今後も各種事業が、市民にとって効果的なものとなりますよう取り組んでまいります。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 詳しく説明いただきました。ありがとうございます。

みなくるバスの運賃無償化が、一番の出来事ではなかったかと思います。喜ばれている方も多くおられ、実際に、外出する機会が増えたとの声もあるようで、介護予防や交流の機会が増えることにもつながっていると感じます。

福祉避難所の増設は、以前、私も質問で取り上げさせていただきましたが、やはり、増設を望む声もあったとのことで、市民の皆さんが安心できる避難所となる非常に良い取り組みだと思えます。

各共用施設にも自家発電設備や、スプリンクラー・スロープ設置なども安心・安全の保障になると思われますし、ハートフルパスの交付が、福祉課窓口でも受付ができるようになったことも利便性のアップにつながると思います。

答弁以外にも、さまざまな声が数多く届いているものと思います。一方で、取り組みに関しての不満の声があることも少なからずお聞きしています。その声を聞いた上で、実施中の取り組みに対してのマイナーチェンジなども含めて考えることも重要だと思います。

みなくるバス運賃無償化に関しては、9月にもお伝えしましたが、白浜猿郷地区は道幅が狭く、みなくるバスの停留所がないために、乗合タクシーを利用する方が多く、みなくるバスが無料になったのなら、乗合タクシーをメインに利用する地域住民に限った乗合タクシー運賃無償化も考えてほしい、実際には私たちだけ無料になっていないなどの声もあります。

また、車椅子のまま乗ることができないバスや、乗れても降りることができない停留所があることも課題かと思えます。実際に実施した上で気づく課題もあり、同じ対象者の中での不公平感の解消も併せて考えていかなければならないと思えます。

答弁では、高齢者・障がい者にとって、とてもよい取り組みを答えられましたが、事業別に見ると、予算削減や廃止されたものもあります。それぞれ理由はあるかと思えますが、何点かピックアップしますと、地域生活支援事業、高齢者福祉センター管理運営事業、障がい者団体等助成事業、敬老祝い金の廃止、もやい・ふれあい菜園事業などがあります。

そして、もやい・ふれあい菜園事業は、本年度をもって廃止予定とお聞きしています。このような予算削減や廃止といったことも取り組みの1つだと考えています。

この中で、廃止になった敬老祝い金事業と、廃止予定のふれあい菜園事業の2つの事業についての質問ですが、もやい・ふれあい菜園事業への予算削減、来年からの廃止や、敬老祝い金廃止については、市民よりどのような声が届いているか。

1回目の質問は、まず1点お聞きします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えします。

まずは、敬老祝い金の廃止、それからもやい・ふれあい菜園事業の縮小に対してどのような声があるかという御質問でございました。

敬老祝い金事業の廃止につきましては、議会だよりで、廃止のことを知って残念だったという声や、父母は同級生だが、なぜ5月生まれの母はもらえて、2月生まれの父はもらえないのかなどの問い合わせがありました。

もやい・ふれあい菜園事業の委託を廃止した地区の参加者からは、事業の効果が出ていると思うが、なぜ予算がつかないのか。我々の活動に対し評価されなかったのかなどの意見がある一方、ある地域の代表者からは、長い間放置されていた耕作放棄地を整備することができてよかった。苗・肥料・作業道具など、取りかかりのときに支援いただいて感謝している。おかげで、地域住民が主体となる活動ができたなど、前向きな意見もいただいております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

3回目の質問に入ります。

不満の声もあれば、感謝の声、意見もあったようですが、比較的、続けてほしいという不満の声のほうが多いのではないかと感じます。

ふれあい菜園事業についての実施要項を拝見しましたが、目的は、自治会、老人会等の住民自治組織や農業団体等と連携して、地元にある農業や、地元食材、料理等の社会資源を活用した健康づくり、介護予防活動等を行うとされています。

成果としては、登録者の8割以上が、介護保険の申請に至らず、維持できている。自身の健康づくり、介護予防にとどまらず、関係機関との連携や、地域の中での見守り体制の構築など、地域づくりにつながっている。

このように、介護予防として、また健康づくり、見守りとしても成果があったよい事業だと思います。先ほどの市に届いている声を聞くと、この助成を生かして農作業を楽しんでおられる方がいるということもわかりました。

本市は、厳しい財政状況の中にあり、80%シーリングとして予算組みを考えてこられたと思います。高齢化が進んでいますので、全体としては、各福祉費・扶助費等が増えるのは当然かと思えます。その中で、当然、取捨選択は必要だと思いますが、この水俣で頑張っただけで、命をつないでこられた高齢者や、さまざまなことを諦めながら、ハンディキャップを受け入れ、一生懸命に生活している障がい者や、これらに関わる方々が多い本市で、高齢者・障がい者に関する事業の廃止や、予算削減が進んでいるように見えることに疑問を感じています。

高齢者・障がい者の事業は、せめて現状維持にはできないのでしょうか。11月の市報の市長からのメッセージでは、SDGsの理念でもある誰一人取り残さない社会を実現できるよう、障がいを持った人も健常者も、誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちを目指し、これからもさまざまな施策を進めていきますと伝えてあります。また、先日、新庁舎バリアフリーに関する署名を市民団体が提出した際には、新庁舎完成後に、不備不具合が見られたり、意見・要望があれば、臨機応変に対応するとの回答をお聞きしました。

このように、どうすれば当事者が生き生きと生活できるのかを考え、届いた声を生かして取り組んでいくことが、誰一人取り残さない社会の実現につながっていくものと思います。

これらを踏まえて、1点目の質問です。財政再建のためとはいえ、今後も、高齢者・障がい者に関する事業の予算削減や事業廃止を進めていくのか。また一方で、高齢者・障がい者が喜び、生き生きと暮らすための新しい施策・取り組みは何か考えているか。

次に、2点目です。もやい・ふれあい菜園事業について、市民の高齢化が進む中、介護予防も含め、市長がお伝えになられたように、高齢者が生き生きと生活できる取り組みは必要と考えます。

これについて2点目。もやい・ふれあい菜園事業の本年度限りの廃止を取りやめ、来年度以降も継続する考えはないか。

最後になりますが、敬老祝い金についてです。敬老祝い金の廃止を残念に思う声があります。この敬老祝い金事業ですが、内容を変えれば、同じような事業の実施ができるのではないかと思います。例えば、廃止前は2万円の支給でしたが、これを1万円に減額したり、記念品の贈呈や賞状とともに、お米や水俣の物産品の詰め合わせの贈答など、2万円もかからない方法はいくらかでも考えられます。3つ目の質問は、今後、市の財政状況を考慮しながら敬老祝い金の復活はできないのか。もしくは、物品を贈呈するなどの、敬老祝い金に替わる施策は考えられないのか。市長が目指しておられる誰一人取り残さない社会の実現と、市民の皆様の切望の声を受けての新しい取り組みを期待しています。

以上、3点質問し、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えします。

3点ございまして、まず1点目の、財政再建のためとはいえ、高齢者や障がい者に対する事業の予算削減というものをまだ進めていくのか。また一方で、新しい施策や取り組みは考えてないかという御質問でありました。

まず、財政再建のための事業の予算削減や事業廃止を進めているとの御指摘についてですが、結果から言えば、高齢者や障がい者の福祉や医療といった行政需要が高まり、それに沿った行政ニーズに応えるために、現役世代の市民の皆様に御理解をいただきながら事業を実施するとともに、財政再建を進めているところであります。

一例として、高齢者・障がい者の福祉に関する事業費につきましては、私の就任後の決算額で、平成30年度では50億5,400万円余りであったものが、令和2年度には53億400万円と2億5,000万円増加しております。これらの数字から明らかなように、経費を削減している事実はなく、むしろ、高齢者・障がい者に関する事業費は増額しております。このような中、高齢者や障がい者に関する行政ニーズに応えるため、財政再建を進めながら、必要とされる施策を検討してまいります。

2点目の、もやい・ふれあい菜園事業の廃止、継続する意思はないかという御質問です。今年度で、もやい・ふれあい菜園事業を終了する理由は、それぞれの地区で一定の成果が得られ、また、地域が主体的に取り組める活動になったと判断をしたためです。

本来、この事業の目的は、地域住民が主体となり、地域にある自治会組織や民間事業者等と連携して、地元にある社会資源を活用した健康づくり、介護予防活動等を行うものであります。既に、自治会活動の一環として、地域にある介護保険サービス事業所と協力をしながら活動を継続

されている地域もございます。このように、地域の自治会組織や民間事業者等と連携を取っていただきながら、引き続き、主体的に取り組んでいただきたいと考えておまして、市として継続する考えはございません。

最後に、敬老祝い金の復活はできないか、また、それに代わるものがないのかという御質問でございます。

敬老祝い金の復活や物品の贈呈などは、現在考えておりません。特定の年齢を対象に現金を支給するものではなく、全ての高齢者の支援に資するような施策に財源を活用すべきと考え、みなくるバス運賃無償化などの事業へ切り替えたところです。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、新庁舎完成後の階段昇降車の運用について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、新庁舎完成後の階段昇降機の運用について順次お答えします。

まず、現在、階段昇降車を操作できる職員は何名かとの御質問にお答えします。

仮庁舎に設置している階段昇降車は、操作指導員が行う操作講習を修了した者のみが操作することとしております。現在、当該講習を修了して操作を行うことができる職員は10名です。

次に、新庁舎完成後、階段昇降車はどこに常駐配置する予定かとの御質問にお答えします。

本市では、令和2年11月末に階段昇降車を導入し、仮庁舎に設置しました。新庁舎への移転後の配置につきましては、有効活用を図るよう検討を進めております。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 新庁舎には、エレベーターが設置されていますので、階段昇降車を新庁舎で使用することは余り考えられないと思いますが、何かしらの災害時には、避難所等で、職員が操作する機会も当然あると以前お聞きしました。現在、操作ができる職員は10名とのことですが、臨機応変な対応のために、さらなる増員は必要だと考えております。

そこで1つ目の質問です。今後、昇降車操作ができる職員育成は何名ほど予定しているか。今後の研修スケジュールはどうなっているか。

また、答弁では、次の設置場所は検討中、まだ決まっていないということでした。これについて具体的にお聞きしたいと思います。

今後の常駐場所として、障がい児童・生徒がいた場合は、その学校で使用したり、災害時には避難所での使用、その他、文化会館などの段差を解消する設備がないさまざまな公共施設での使用が考えられます。ということは、市職員だけではなく、当然、設置が想定される各施設のス

スタッフ、例えば、学校で使用する場合は学校の先生であったり、文化会館であるなら、文化会館の職員も操作ができなければ意味がありません。また、各施設での安全な使用ができる環境であるのかも事前に確認しておく必要があると思います。

これについて2つ目です。今後、利用が想定される各公共施設での試運転や、使用するための階段の幅、階段の耐久強度、踊り場での回転などの調査の状況はどうか。また、利用が想定される各公共施設の職員への操作研修予定はどうなっているのか。

この階段昇降車ですが、学校での利用の場合は、障がい児童・生徒が在籍しているある一定期間使用すると思いますが、その他の公共施設に常設となれば、何かしらのイベントの際での使用になるものと考えられます。また、まだこの昇降車を利用したことがない対象者への恐怖感をなくす、安心感を持ってもらうといった配慮や周知も必要かと思います。そして、このような設備は、使わなくなると、つまり、放置される時間が多いほどどんどん劣化していき、不具合が出やすくなったり、故障しやすくなったりします。先日、学校バリアフリー設備の話を取り上げましたが、階段昇降リフトを使わなくなったことで、メンテナンスが滞り、故障しているリフトもあります。このような状況になることは、非常にもったいないと思います。この昇降車は、これからもいろんな場面での運用が期待できるものです。ですので、メンテナンスもしっかり進めていきたいと思います。

これについて3つ目ですが、階段昇降車のメンテナンス状況、予定はどうなっているのか。次に、次の常駐場所は検討中ということですが、次の常駐場所の決定はいつ頃になるのか。決定するまでにはどこに保管するのか。

以上、4点です。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えいたします。

1つ目ですが、今後、昇降車が操作できる職員の育成というのは、何名ほど予定しているかという話と、今後の研修スケジュールはどうかという御質問かと思います。

階段昇降車を操作できる職員は、現状で10名おりますので、必要な体制は確保できていると考えます。ただし、異動・退職などで、操作できる職員が減ることもあるため、研修を1年に1回程度、継続的に実施していくことを考えております。

次の御質問ですが、今後、利用が想定される公共施設で試運転とかしてるか、あとは、階段の幅とか、階段の耐久強度などの調査の状況というのはどうかという御質問、職員への操作の研修予定はどうなっているかという御質問だったと思います。

お答えします。

階段昇降車は、新庁舎への移転後、階段の昇降に不自由がある児童・生徒がいる学校で活用す

ることを当初想定しておりましたが、現在は、該当する児童・生徒がいない状況です。階段昇降車を導入する前に、一部の学校で試運転を行い、階段の幅、踊り場での回転などについて確認しておりますが、階段の強度の問題など、導入後に判明した課題もありますので、今後の活用については、それも踏まえて検討していくことになります。

利用が決定した場合には、当該施設の職員への研修を行った後、導入することになります。利用が決定していない段階での、各施設の職員の操作研修は考えておりません。

3つ目の御質問ですけれども、階段昇降車のメンテナンス状況、予定はどのようなのかという御質問でした。階段昇降車は、年に1回メンテナンスを行うようメーカーから要請されています。今後、安全に利用できるよう、毎年メンテナンスを行っていくことになります。

4つ目の御質問ですが、次の設置場所の決定はいつ頃になるのかと。決定するまでは、どこに保管するのかという御質問でした。現在、該当する施設がないので、利用する施設が決定するまでは、市役所に保管しておく予定です。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

操作ができる職員の幅広い育成、メンテナンスは、今後も継続的な実施をお願いします。

設置場所が決定するまでは市役所に保管するとのことですが、劣化を防ぐために、月に1、2回くらいの試運転も行っていただきたいと思います。

私は、この昇降車は、臨時的な使用のための設備だと考えています。設置場所の第1候補を学校とっておられたようですが、この昇降車は、準備から昇降するまでに結構な時間がかかります。仮に、学校で常用するとなれば、当該児童・生徒が休み時間に外に行きたい場合、10分から15分の休み時間が、階段を下りるだけで終わってしまいます。昼休みの遊ぶ時間も、ほかの児童・生徒より短くなってしまいます。

かといって、当該児童・生徒を、小学6年間、もしくは中学3年間、1階の教室のみでの学校生活を強いるのは、配慮には当たらないと考えています。実際に、私が、今、子どもで、そのような状況を与えられたとしたら、かなりのストレスを感じると想像できます。

ただ、9月にお伝えしましたとおり、当該児童・生徒がいる場合は、エレベーターを整備するという国の目標がありますので、今、お話ししたことは起きないだろうと考えていますし、起こさないでほしいです。ですので、当事者がいた場合に、整備するエレベーター工事が終わるまでの期間のみの使用は、必然になるものと思います。間違っても、学校生活の3から6年間、もしくは9年間、常用するという考えは、当事者の気持ちと国の目標に合いませんので、外していただきたいと思います。

学校以外の公共施設では、常用にせざるを得ない状況もあるかと思いますが、各学校に当事者がいた場合は、国の目標に従いエレベーターを整備する、これで全て解決。まさに、水俣市が目指すSDGsの理念だと思います。

また、使用するタイミングがない場合でも、実物を用いて紹介するなどの福祉教育や、避難訓練などの学校教育等にも応用できます。そのほかにもさまざまな有効利用が考えられますので、今後もこの階段昇降車の安全で適切な管理運用を期待し、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 以上で、杉迫一樹議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時26分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、淵上茂樹議員に許します。

（淵上茂樹君登壇）

○淵上茂樹君 こんにちは。本日最後の質問者の市政創造クラブの淵上です。

新型コロナウイルス感染症ですが、日本で感染者も少なくなり、一安心しているところに、新たな変異株、オミクロン株が、世界各国で確認されると同時に、国内でも感染者が確認され、政府は、30日から、世界の全ての国や地域を対象に、外国人の新規入国を原則禁止、水際対策に追われております。まだまだ感染症との闘いは続きます。観光業・飲食業から影響が出始め、医療・福祉などほとんどの産業に影響が及んでおります。この難局を乗り越えて、ダメージを負った経済活動の回復と、さらなる活性化、経済復元に向けた取り組みが求められているところで。私も一緒になって頑張っていきたいと思うところです。

時間も限られておりますので、早速であります。以下のことを通告どおりに質問いたしますので、執行部の単純明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

1、水俣市消防団の処遇等について。

- ①、水俣市消防団の定数と定員数及び各部の充足率の現状をどのように捉えているか。
- ②、団員確保についてどのような対策を取り、どのような改善ができたのか。
- ③、水俣市消防団員の報酬と出動手当の額とその算定根拠はどのようになっているのか。また、消防団員の地方交付税算入額をどのように捉えているのか。

2、地方公営企業（水道事業、公共下水道事業、病院事業）への市負担金について。

- ①、地方公営企業会計への負担金の減少は公営企業の存亡につながることもあると考えるが、令和4年度当初予算もさらに減少となる予定なのか。

②、令和3年度当初予算要求において各企業会計からの要望された負担金の算出内訳と決定の理由は何だったのか。

③、地方公営企業法第17条の2（経費の負担の原則）と毎年総務副大臣からの地方公営企業繰出金についての通知をどう捉えているか。

④、水道事業及び公共下水道事業の経営計画では、使用料や市負担金等はどのように計画しているのか。

3、衆議院選挙における選挙事務従事者の取り扱いについて。

①、選挙事務従事者に関して時間外勤務手当が支払われないと聞いたが、どのようになっているのか。

②、今回の選挙事務の延べ従事者数と総労働時間はどうなったのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 測上議員の御質問に順次お答えします。

水俣市消防団の処遇等については私から、地方公営企業（水道事業、公共下水道事業、病院事業）への市負担金については総務企画部長及び上下水道局長から、衆議院選挙における選挙事務従事者の取り扱いについては選挙管理委員会事務局長からそれぞれお答えします。

初めに、水俣市消防団の処遇等について順次お答えします。

まず、水俣市消防団の定数と実人員数及び各部の充足率の現状をどのように捉えているかとの御質問にお答えします。

水俣市消防団の条例定数は530人で、定員、実員数は、令和3年7月現在で449人となっております。

各部の充足率につきましては、本市消防団では、階級ごとの定数はあるものの、分団・部ごとの定数を定めていないため、各部の充足率を出すことはできません。

次に、団員確保についてどのような対策を取り、どのような改善ができたのかとの御質問にお答えします。

本市では、消防団員の確保のため、市広報等において募集記事の掲載を行っているところです。また、ヘルメット、半長靴、はっぴ等の安全装備品等の充実等に加え、消防車両の計画的な更新、格納庫の新築や修繕に対する補助金の交付により、消防団の活動を支援しています。

さらに、平成29年度から消防団応援の店、平成30年度からは消防団員協力事業所表示制度を導入するなど、消防団員が活動しやすい環境を整えることで、団員確保につなげていきたいと考え

ております。私自身も、市役所に入庁する新人職員に対し、直接、消防団への勧誘を行っており、近年入庁した男性職員のほとんどが、地域の消防団に所属しております。残念ながら、消防団員数は年々減少しており、改善までには至っておりませんが、10年前の平成23年度と今年度を比較すると、人口減少率14.4%に比べ、消防団員の減少率は7.6%と抑えられております。

次に、水俣消防団員の報酬と出動手当の額とその算出根拠はどうなっているのか。また、消防団員の地方交付税算入額をどのように捉えているのかとの御質問にお答えします。

本市における消防団員の報酬額については、階級に応じて年額2万円から8万7,000円となっております。出動手当の額については、消防団員が、火災・訓練等の職務に従事した場合において、費用弁償を支給しており、火災・風水害等の場合は、1回の出動につき1,500円、訓練や広報活動等においては、1回の出動につき1,000円を支給しております。これらの支給額については、物価や給与の水準を踏まえつつ、他自治体との均衡も考慮して設定しております。

また、消防団員の地方交付税算入額については、令和3年度は、普通交付税の基準財政需要額に、団員報酬分等、合計1,534万4,000円が算入されております。それに対し、本市の令和3年度の消防団員報酬等の予算額は、合計1,578万5,000円を計上しているため、普通交付税の基準財政需要額は、本市の予算額を下回っております。

地方交付税においては、地方公共団体の標準的な水準における、行政を行うために必要となる一般財源を基に算定されており、標準的な行政水準を維持し得る金額が措置されているものです。また、地方交付税の用途は、地方公共団体の自主的な判断に任されており、国によりその用途を制限したり、条件をつけられたりすることはなく、地方税と並んで、地方自治の理念を実現していくための重要な一般財源であると認識しております。

○議長（牧下恭之君） 渕上茂樹議員。

○渕上茂樹君 2回目の質問に入ります。

消防団員は、時代が移り、社会が変わっても、常にかけがえない重要な存在であると考えております。郷土愛、義勇の崇高な消防精神で、献身的な活動を行う消防団員に支えられているものと思っております。

その消防団の活動は、初期消火だけでなく、地域における消防・防災のリーダーとして、その地域に密着した、住民の安心・安全を守る重要な役割を担っており、そして、火災や規模の大小に関係なく、災害時には現場に駆けつけて、消火活動や、救助活動を行う非常勤特別職であると考えております。

全国に見ても、消防団が抱える問題として取り上げられるのは、消防団員の減少による、消防・防災力の低下、また、中高年層の増加の問題があると思われております。水俣市も同様に、消防団員数が減少する一方であると聞いておりますが、このように、消防団員の活動が多様化・

複雑化していき、消防団員一人一人の負担が重くなっていることなどから、処遇のあり方や、消防団のあり方について検討していく必要があると考えております。

地方自治法で、消防団員に対し報酬を支給しなければならないと規定されて、その報酬と出勤手当は条例で定めてあります。その財源として、国は、自治体が消防団員に一定額の報酬と手当を支給するよう、地方交付税でその額を措置しております。また、国は、消防団員の1人の報酬の交付税単価を年額3万6,500円から8万2,500円として算定し、1回の出勤額を7,000円としておりますが、水俣市ではというと、先ほど述べられたように、報酬額が2万円から8万7,000円、1回の出勤に係る費用弁償は、1,000円から1,500円となっているようです。

この報酬の中身を比較すると、団長・副団長・分団長・副分団長・部長は、ともに水俣市が高くなっているようです。副部長の制度は国にはありませんが、水俣市は3万5,000円となっているようです。一番活動する班長・団員の報酬から差が出てくるのですが、班長は、国が3万7,000円、水俣市が2万5,000円。また、団員は、国が3万6,500円、水俣市が2万円となっているようです。この辺りの報酬や、団員全員に係る出勤手当などの処遇の改善が必要と思います。

消防団員の処遇改善については、幾度と、議員から質問があっております。令和2年12月15日に、消防庁から都道府県知事及び市区町村長に対して、報告と同時に、総務大臣から、消防団員の確保に向けた取り組みを依頼する書簡を寄せらせております。

また、災害が起こるたびに、この処遇改善については、今年、令和3年4月13日付で、消防庁長官から、消防団員の報酬の基準の対策等についての通知が出ております。この一文について質問いたします。

各市町村においては、消防団と協議の上、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末までに改正し、同年4月1日から実施すること。予算については、令和4年度当初予算から必要な額を計上することとあるが、条例・予算はどのようになるのかお尋ねいたします。

次に、地域によっては消防団員数も少なくなっています。団員の中には地域外で活動する方もおられ、その方も含めた消防団ですので、夜間等の突発的な災害となりますと、遠方から駆けつけるのに時間がかかったりします。

そこで質問します。山間地域の災害発生時に、団員が少ない部や、地域内に居住する消防団員での災害対応が困難な消防団もあると思うが、この問題をどのように考えているのかお尋ねします。

また、消防団が、地域で組織された経緯からか、消防団の格納庫・詰所などは、個人の土地に地域で格納庫を建てて、食糧費や消耗品等の維持経費を、地域住民の組費などとして捻出しております。地域間での格差もあります。住民の少ない地域はひとり暮らしの高齢者世帯が多くあ

り、1戸当たりの出費ですので大きな負担です。

3つ目の質問です。地域の消防格納庫を市の所有とすること、また、地域住民の消防負担を一律にできるように処理をできないか、以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 洲上議員、2回目の御質問にお答えいたします。

3点ございまして、まず1点目が、消防庁長官からの通知により、条例・予算をどのように扱うのかということでございますけれども、消防庁長官からの通知では、出動回数に応じて支給していた費用弁償を出動報酬とすること。団員階級の年額報酬の標準額を3万6,500円に引き上げること。これらについて、令和4年3月末までに条例改正し、必要な予算を措置することなどの指針が示されました。

本市においては、条例改正、予算措置に向けた検討を進めているところであり、現時点で、報酬額などの具体的な金額をお示しすることはできません。他の職種の給与水準などとの均衡を考慮するとともに、消防庁が示す標準額まで直ちに引き上げることは困難と考えますが、国の地方財政措置や、他自治体の動向を考慮しつつ、消防団とともに丁寧に議論をしながら検討をしたいと考えております。

2点目の、特に山間部の団員が少ない地域での消防団の対応、この問題をどう考えるかということでございますけれども、山間地域の部の中には、団員数が少ないのに加えまして、団員の多くが市街地に勤務しているため、昼間の火災発生に早急に対応できないという部もございまして。

しかしながら、消防団においては、単独の部で対応できない場合は分団での対応を、分団で対応できない場合は団全体で対応するなど、部や分団の間で応援体制を取ることであります。今後、団員数の少ない部につきましては、まず、地元団員などの皆様方と話をしながら解決策を検討していきたいと考えております。

最後3点目の、地域の消防団格納庫を市の所有とすることはできないのか、また、その消防団の負担金を一律にして補助ができないのかという質問ですが、本市の消防団格納庫については、消防団各部に1カ所、合計24カ所ありまして、消防団車両の格納庫や詰所としての使用のほか、地域の公民館を兼ねているところもあり、ほとんどが地域の所有となっております。現状、これらの施設の所有者が誰であるかが、消防団の運営上、問題になっていることは承知をしておりますので、市が所有権の譲渡を受ける予定は、今のところございません。

なお、格納庫の整備管理に係る費用につきましては、水俣市消防団格納庫等整備事業補助金交付要綱により、格納庫や詰所等の新築に対しましては上限100万円、増築・改築及び修繕に対しましては上限50万円の補助金を支給して、支援をしているところであります。

また、地域住民の消防費負担につきましては、各区の自治会が消防団の各部と相談の上、地域

の実情に応じて設定しているものであり、市が一律に設定できるものではないと考えております。

なお、本市では、消防団各部の光熱水費や通信費、消耗品費など、運営等に必要な経費に対しては、水俣市消防団部運営交付金として、部ごとに年額の3万円を交付し、消防団の活動を支援しております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 御答弁ありがとうございました。

消防団とも丁寧に議論しながら検討するという事で御答弁をいただき、本当に、消防団員も期待と希望が持てたと思います。

令和2年度の総務大臣の書簡を紹介します。

私は、これまで多くの尊い人命や財産を守ってきた消防団という存在を将来につないでいくとともに、負担が増加している消防団員の皆様の御尽力に対し、しっかりと報いる必要があると考えています。

消防庁に対しても、消防団員の処遇改善に向けた検討を行うよう指示しており、近く検討会を発足させる予定です。貴職におかれても、平成25年に制定された消防団を中核とした、地域防災力の充実強化に関する法律の指針を踏まえ、地域防災力の充実強化のため、処遇改善を初め、より一層の取り組みを行っていただきますよう重ねてお願い申し上げます、と発せられております。

その後の今年、消防団員数を確保することを目的とした消防団員の処遇等に関する検討会の報告を受けて、令和3年4月13日に、消防庁長官は、消防団員の報酬等の基準の策定についての通知を出されております。

主な内容は、年額報酬、団員階級の者は3万6,500円を標準とすること。出勤報酬は、災害時は1日当たり8,000円を標準とすること。報酬等の団員本人への直接支給を徹底すること。また、団員本人に対し直接支給すべき経費と、団・分団の運営に必要な経費は適切に区分し、各市町村において、適切に予算措置をすべきであることなどを通知されております。この書簡と通知を念頭に置いて消防団と議論されることを期待し、終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、地方公営企業（水道事業、公共下水道事業、病院事業）への市負担金について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、地方公営企業への市負担金について順次お答えします。

まず、地方公営企業会計への負担金の減少は公営企業の存亡につながることもあると考えるが、令和4年度当初予算もさらに減少となる予定なのかとの御質問にお答えします。

令和3年度当初予算においては、厳しい財政状況の中、マイナス20%のシーリングを設定し、病院事業をはじめとする各地方公営企業においても、地方公営企業法第17条の2に定める繰出金に係る総務副大臣通知、いわゆる繰出基準を踏まえつつ、支出の合理化・効率化に努め、繰出金を減額したところです。

令和4年度予算については編成作業を進めているところであり、現時点で予算額の水準をお示しすることはできませんが、地方公営企業への繰出金を一律にシーリングの対象にはせず、必要な額を計上する方針です。

次に、令和3年度当初予算要求において各企業会計から要望された負担金の算出内訳と決定の理由は何だったのかとの御質問にお答えします。

水道事業につきましては、基準内繰出金1億530万円、新庁舎建設に係る起債の償還元利金相当額922万3,000円の要求があり、要求額のとおり決定しました。

公共下水道事業につきましては4億7,011万6,000円の要求がありましたが、利益留保水準の見直しにより繰出額を減額し、基準内繰出金3億219万2,000円、基準外繰出金1億2,973万1,000円の計4億3,192万3,000円に決定しました。

病院事業につきましては、全額基準内繰出金の7億8,334万6,000円の要求がありましたが、産婦人科に勤務する医師や看護師の給料など、特に重点配分が必要な経費の財源を確保しつつ、決算額と比較して、過大に計上されていた予算や、二重計上された項目を削減するなど、合理化・効率化に努めた結果、繰出金を3億1,000万円に決定しました。

次に、地方公営企業法第17条の2と毎年総務副大臣からの地方公営企業繰出金についての通知をどう捉えているのかとの御質問にお答えします。

地方公営企業の経営においては、受益者負担の原則に基づく独立採算制と公共性の原則との調和を図る必要があります。病院事業を例にとると、病院を運営するコストを利用者が負担するのか、税金でみんなが負担するのかという問題です。一般会計からの繰出金を増やすことは、マクロの所得配分で見れば、あまり病院を利用しない人から、病院をたくさん使う人にお金をあげることです。こうした観点から、地方公営企業法第17条の2は、公共性の原則に基づく一般会計の経費負担の原則を定めたものであり、毎年の総務副大臣の通知、いわゆる繰出基準は、その内容が具体的に示されたものとして、各公営企業に対する繰出金の算定に際して、よりどころとしております。

○議長（牧下恭之君） 金子上下水道局長。

（上下水道局長 金子昌宏君登壇）

○上下水道局長（金子昌宏君） 次に、水道事業及び公共下水道事業の経営計画では、使用料や市負担金等はどのように計画しているのかとの御質問にお答えします。

まず、水道事業につきましては、令和3年3月に、第4次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画を策定し、令和9年度に、改定率10%を目安とした料金改定を計画しておりますが、毎年の決算状況等を精査し、事業計画と照らし合わせ、適切な改定率を採用することとしております。

一般会計からの繰入金としましては、庁舎建て替えに係る起債の償還元利金相当額を、償還期間が終了するまで繰り入れる予定としております。

次に、公共下水道事業につきましては、平成29年2月に、水俣市公共下水道事業経営戦略を策定しましたが、令和2年4月1日より、地方公営企業法の規定を全部適用したことで、経営戦略の見直しが必要となりました。今後、令和2年度決算を基に、下水道使用料の改定及び基準外繰入金の減額を盛り込んだ経営戦略の見直しを令和4年度内に計画しております。

○議長（牧下恭之君） 渕上茂樹議員。

○渕上茂樹君 第2質問に入ります。

水道事業・下水道事業・病院事業等の公営企業は、市民の日常生活に不可欠な公共サービスを提供しております。必要な生活用水を不自由なく供給し、汚水や雨水を処理し、生活環境の改善や水質保全を行い、医療施設を整備するなど、住民の生活に密着した分野で、住民の要望を満たし、住民の暮らしを守り、それなくしては、地域における住民生活が成り立たないという極めて重要な役割を公営企業は担っております。脱炭素化、新型コロナウイルスへの感染拡大など、世界的な流れが地域を直撃する時代の中で、ますますこうした公営企業の役割を果たすことが期待されるところであります。

病院事業への繰出金については、市当局と公営企業側とで少し見解が異なっているようです。毎年出される総務副大臣からの地方公営企業の繰出金について、通知によりますと、別紙になお書きで、一般会計が、この基本的な考えに沿って、公営企業会計に繰り出しを行ったときは、その一部について、地方交付税などにおいて考慮するもので御承知願いますとあり、以降、事業別に、一般会計が負担するための経費として、繰出基準を示してあります。

また、経費の負担について、地方公営企業法第17条の2経費の負担の原則第1項第1号では、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費と、第2号では、当該地方公営企業の性質上、機能的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費として、通知書のいう、一般会計が負担するための経費を説明しております。

順序が逆になりましたが、地方公営企業法の、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費と、性質上、機能的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入のみをもって充てるこ

とが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計が負担するための経費としております。

総務省自治財政局準公営企業室からは、病院事業に係る主な地方交付税措置として、普通交付税分、特別交付税分を示しております。つまり、先ほどの17条の2繰出基準の内訳を、地方交付税措置として交付されていることと考えております。

公営企業がなければ、交付税は算定できないはずで、企業会計側から要求されている繰出基準相当額は、減額して交付されると思うところです。水俣市も人口減少が続いております。各公営企業は、この先、減収が続くと予想されますので、基準内繰り出しが減額されるとなると、長期的な経営基盤、経営計画が揺らいでしまうこととなります。それはまた、市民生活の不安につながると思います。

そして、この人口減少の問題ですが、日本全体の人口は、2010年から2040年にかけて、半数以下になる地方自治体が、全体の半数近くになると予想されております。水俣市の人口推計でも、2015年の2万5,411人から、2040年には1万7,126人と推計されておるので、この人口減少問題は、公営企業の事業収入に大きく関わりがあり、収入が減少すると、施設設備更新や、病院では、医療機器、受診者減に伴う診療科の減少や、医師・看護師・医療技術員の確保のような、人材確保の問題も出てくるのかと思うところです。

病院事業についてですが、この人口減少問題を含めて、病院事業では、新公立病院改革プランを作成されるとお聞きしましたが、1つ目の質問です。病院事業における人口減少に伴う市民の医療への影響はどのようなものがあるのか。また、その対策はどのように行おうとしているのか。

以上、お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 松木総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（松木幸蔵君） 今、淵上議員の2回目の御質問があったと思います。

病院事業における人口減少が、市民の医療にどういった影響があるのか。また、その対策はどうするのかといった御質問でした。

まず、最初の影響でございますけれども、人口の減少は、同時に患者の減少に直結いたします。この患者数の減少は、病院運営にとって直接、収益に反映されますので、現在の医療体制の維持、継続が困難になるということが予想されます。

そこで、その対策としてですけれども、このような影響を最小限に抑えるために、人口減少の中にあっても、市内それから市外を問わず、患者様に選んでいただけるような病院づくりに取り組むことで利用者の拡大に努めること。それから、新たな施設基準、これの加算の届出による増

収対策。それから、人間ドックをはじめとします、診療以外のさまざまな収益の確保についても取り組んでまいるといふことで考えております。

それからまた、IT技術、これを活用して業務の効率化を図るなど、費用面におきましても、コストの抑制に引き続き取り組んでいくことで、経営の安定化を図って、これからも市民の皆様が安心して、医療を受けることができるように、医療体制の確保に努めてまいりたいと、このように考えておるところです。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 3回目の質問をいたします。

多くの資産を持ち、やがて、設備更新時期を迎える公営企業であります。安心・安全な水道事業。衛生面や水質環境保全のための下水道事業。安心・安全と命を守る病院事業です。

水道事業・公共下水道事業は、水俣市の事業区域内のみが利益を享受しますが、病院事業は、医療に境界はなく誰でも受診できます。水俣市の病院事業は、近隣である津奈木町、芦北町、県外からは、出水市、阿久根市、伊佐市などから受診があります。地域経済に寄与するものであります。また、そこに働く場や関連業種も生まれ、地域の重要な雇用の場となる大きな医療産業でもあります。

当然、公営企業が存在しなければ、先ほどの交付税の基準財政需要額は算定できないはずで、公営企業があれば、基準財政需要額がかさ上げされるわけですので、それだけ単純に交付税額が増加すると思われまます。

水俣市の病院事業に係る地方交付税措置の普通交付税分としては、稼働病床割、救急告示病院分の救急病床、病院事業債・過疎債の元利償還金に対するもの。特別交付税としては、不採算地区の中核的な公立病院分、小児医療病床分、感染症病床分、医師派遣受入経費分、僻地医療分などが措置されていると理解しております。

先日、8月3日に普通交付税の決定がなされましたが、当初予算の額よりも6億5,000万円ほど増額の様です。また、2年度決算におきましても、実質収支3億1,000万、そのうち基金繰入額は1億6,000万というふうに出ておりますが、そういうことがありまして質問したわけなんです、この配分についてもちょっと問題があると思っております。

最後になりますが、水道事業・公共下水道事業・病院事業に、それぞれの果たす役割をどのように捉えているのか、市長の見解をお尋ねし、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 淵上議員、3回目の御質問にお答えいたします。

水道事業・公共下水道事業・病院事業、それぞれの役割をどのように捉えているか、見解は、ということでございます。

水道事業は、生活用水、その他の上水を市民に供給するため。公共下水道事業は、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため。病院事業は、市民の健康保持に必要な医療及び介護サービスを提供するため設置しており、各事業に地方公営企業法を全部適用いたしております。

一般行政活動は、公共的な需要を満たす活動であるため、税を活動資源としているのに対して、地方公営企業の活動の効果は、サービスの提供を受ける受益者に直接的に帰属するものであるため、受益の有無や量に応じて、受益者自身がその費用を負担する独立採算制を前提としております。

このため、各公営企業は、自らの経営判断で事業を拡大発展することもできますし、例えば、病院事業では、本市のみならず、近隣市町村を含めた、県南・北薩地域の医療・福祉産業の中核を担っており、経済・雇用の面でも重要な産業となっております。

各事業においては、その設置目的に応じて、企業の経済性を発揮して、市民の福祉の増進を図るための活動を行っていく役割を担うとともに、地域経済の発展に寄与していくことを期待しております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、衆議院選挙における選挙事務従事者の取り扱いについて答弁を求めます。

梅下選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 梅下俊克君登壇）

○選挙管理委員会事務局長（梅下俊克君） 次に、衆議院選挙における選挙事務従事者の取り扱いについて順次お答えします。

まず、選挙事務従事者に関して時間外勤務手当が支払われないと聞いたが、どのようになっているのかとの御質問にお答えします。

公示日以降の選挙事務は、期日前投票・不在者投票・当日投票・開票事務等があります。そのうち、投票日当日の投票事務については、一部の投票所を除き、午前6時30分から午後8時30分までの14時間にわたり、多くの市職員が従事をしています。この14時間のうち7.75時間について、週休日の振替で対応をすることとし、この7.75時間を除いた残りの時間については、時間外勤務手当を支給しております。

なお、週休日の振替については、同一週内、この場合は、投票日の次の月曜日から金曜日までに振り替えた場合には、その分の時間外勤務手当は支給されません。また、同一週内に振り替えることができない場合は、8週間以内に振り替えることとして、1時間当たりの給料の額に100分の25を乗じて得た額を、単価として計算した額を時間外勤務手当として支給しております。

次に、今回の選挙事務の延べ従事者数と総労働時間はどうなったのかとの御質問にお答えします。

公示日の翌日以降、期日前投票の11日間を含む、投開票当日までの12日間の選挙事務に係る延べ従事者数は334名、総労働時間は2,693時間でした。

○議長（牧下恭之君） 渕上茂樹議員。

○渕上茂樹君 職員の勤務に対するモチベーションの問題なんですが、これを左右するのは、やはり、給与の問題だと思います。その中でも、毎月変動する時間外勤務手当が、一番大きく収入に影響をもたらすものと思います。

時間外労働問題については、過労死や精神障がいなどにつながり、働き方改革の施行に伴って、時間外労働の時間に上限が設けられました。しかし、振替によって時間外勤務手当が少なくなることにより、手取りの収入が目減りすることになり、職員の働く意欲の低下を招かないか心配するものです。

選挙事務従事者の時間外手当の支給や、休日勤務手当については、選挙管理委員会から、公職選挙法に基づく、選挙事務従事者の委嘱を受け、水俣市の職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に関する規則により、時間外勤務手当をこれまで満額支給されていたと記憶しております。

しかし、今回の衆議院選挙の選挙事務従事者については、選挙管理委員会より選挙事務従事者の打診を受けた後に、休日振替扱いとして知った職員や、執行部の11月に入ってから知った職員がいると聞きました。選挙事務従事者へ連絡する時点で、時間外勤務手当の変更は知らせるべきであり、休日の振替は、あらかじめ休日と定められた日を労働日とし、その代わりに、ほかの労働日を休日とすることをいうようですが、事前に知らされ、他の勤務日を休日指定するといった手続はされてなかったのでしょうか。少なからずの職員は、事後に指定日を報告するよう知ったようですから。

1つ目の質問です。県内の他市町村の選挙事務従事者への時間外労働の取り扱いは、どのようになっているのか、同じなのかお尋ねします。

また、振替休日を聞かず、選挙事務従事者になった者は、家庭や個人の勤務時間外の生活を調整したり、不適正処理やミスが発生しないよう細心の注意を払いながらも、十分な休憩も取れないまま、長時間の選挙事務を行ったようです。

先ほども言いましたが、この時間外の取り扱いが変わる前に通知すべきであり、まして振替となると、個人的な事情があると思いますので、前後の期間が必要かと思います。一時的な同一週内の休暇取得となると、係単位の業務配分、市民対応などの勤務調整も必要になるかと思われます。また、振替休日を行うと、業務の停滞による市民サービスの低下を招くと思うところです。

2つ目の質問です。振替休日による業務の停滞や、サービス低下を招かないように、どのような対策を行うのか。これまでは、時間外勤務手当を支給することで、選挙を乗り切っておられたと思います。子育て世代にとって、土曜日、日曜日の勤務は、できる人もおれば、できない人もおります。これを無理して預かってもらったりしながら、長時間の業務に当たった方もおられると聞きます。職員のモチベーションの問題もあります。国・県の選挙の日と、市の選挙との事務費の取り扱いについては、国費・県費と市費との違いが出るようですが、公職選挙法に基づいた事務ですので、以前と同じようにできないかと思う次第です。

3つ目の質問です。今後も、選挙事務従事者の時間外勤務については振替休日扱いとなるのか。

以上、3点についてお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 梅下選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（梅下俊克君） 渕上議員の2回目の御質問にお答えします。

3つございまして、まず最初に、県内の他の市町村の選挙事務従事の時間外労働の取り扱いは、どのようになっているのかとの御質問にお答えします。

今回の衆議院議員選挙の投票事務に係る県内、熊本市と本市を除く12市の時間外労働の取り扱いについて申し上げますと、職員個々の給料月額に基づく時間外勤務手当を支給しているのが8団体。それから、別に定める一律の単価により時間外勤務手当を支給しているのが2団体。時間外勤務手当の支給を基本としながら、平均給与月額を基礎とした時間外勤務手当単価の上限を設けているのが1団体。それから、特殊勤務手当を支給し、さらに週休日の振替を行っているのが1団体でした。

次、2つ目の御質問。振替休日による業務の停滞や、サービス低下を招かないように、どのような対策を行うのかという御質問でした。

今回の衆院選では、10月31日の投票当日の事務に従事した職員は120名に上ります。これらの職員には、可能であれば同一週内、投票日直後の月曜日から金曜日までの間に、週休日の振替をするよう依頼をしているところですが、多くの職員が一斉に週休日を振り替えることで、業務運営に支障がないようにする必要があります。そこで、各部署の長には、業務の進捗、繁忙の状況等に応じて、規則に定める期間内において、適切に週休日を指定するよう求めております。くれぐれも市の業務の停滞や、市民サービスの低下を招かないよう調整に努めてまいります。

3つ目の御質問です。今後の選挙事務にも同じような対応を続けるのかという御質問でした。

選挙の執行は、基礎自治体たる市区町村が担う重要な責務の1つであり、市役所職員には、民主主義の根幹を支える崇高な事務に、休日にもかかわらず従事してもらっております。

一方で労働安全衛生管理、職員の健康管理の面から、休日の確保は非常に重要な課題であり、

市としての責務でもありと考えております。選挙に従事する職員に対して、適切に休日を確保できるように、準備に万全を期することとし、今後も同様の対応を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 渕上茂樹議員。

○渕上茂樹君 最後の質問をいたします。

ほかの自治体で選挙従事者の取り扱いですが、公職選挙法に基づいた時間外勤務の取り扱いについて、規程などを設けてあったり、選挙事務従事者を募集し、登録制にするための条例等が整備されております。

先ほどの、今回からの選挙ですが、時間外勤務の取り扱いを変更したのを知らされてなかった職員の誤解なのか、知らせなかったという手続上の問題が生じているのかははっきりしませんが、職員間でも不満が出ているようですので、今後このようなことがないように、水俣市も公職選挙法における選挙事務従事者の時間外勤務について条例等の検討を行う考えはないか、以上お聞きして質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 梅下選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（梅下俊克君） 渕上議員の3回目の御質問にお答えします。

水俣市も、選挙事務従事者の時間外勤務について条例等の検討を行う考えはないかという御質問でした。

本市では、水俣市一般職の職員の給与に関する条例、それから、水俣市職員の勤務時間・休暇等に関する条例の定めるところにより対応をいたしております。選挙事務への従事に関して、別途条例等を制定することは考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で、渕上茂樹議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は、午前9時半に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時21分 散会

令和3年12月8日

令和3年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和3年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和3年12月8日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時29分 散会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	田中陸君	平岡朱君
高岡朱美君	渕上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	杉迫一樹君
藤本壽子君	岩阪雅文君	岩村龍男君
谷口明弘君	真野頼隆君	田口憲雄君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（設楽 聡君）	主 幹（関 洋一君）
主 幹（中村 亮彦君）	主 任（藤澤 亜未君）

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（中谷 衛君）	福祉環境部長（高三瀦 晋君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総合医療センター事務部長（松木 幸蔵君）	教 育 次 長（坂本 禎一君）
上下水道局長（金子 昌宏君）	総務企画部市長公室長（鎌田 みゆき君）
総務企画部総務課長（梅下 俊克君）	総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）
総務企画部財政課長（岡本 夫美代君）	教育委員会教育総務課長（赤司 和弘君）

○議事日程 第3号

令和3年12月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 平岡 朱 君 | 1 水俣病問題について |
| | 2 大規模風力発電計画について |
| | 3 再生可能エネルギーを中心とした電力供給について |
| 2 小路 貴紀 君 | 1 市政報告会について |
| | 2 移住定住の推進策について |
| | 3 みなくるバスについて |
| | 4 エコパーク水俣を中心とした経済効果の創出について |
| | 5 マンガ県くまもとについて |
| 3 岩阪 雅文 君 | 1 水俣市の財政状況について |
| | 2 小中学校の一貫教育の具体的推進について |
| | 3 市長の公約や施策等の達成と実現度について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、赤司教育総務課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願

ます。

初めに、平岡朱議員に許します。

(平岡朱君登壇)

○平岡 朱君 おはようございます。日本共産党の平岡朱です。

水俣病の公式確認から65年を迎えた今年、9月に公開となった映画「MINAMATA」は大変な話題となりました。映画のモデルとなったユージン・スミス氏が出版した写真集「MINAMATA」もこの映画をきっかけに再出版され、再び注目が集まっています。お隣、津奈木町のつなぎ美術館でも作品展が行われ、映画を見た多くの方が訪れました。映画が全国公開される前には、テレビでも頻繁に特集が組まれておりましたが、ある日の全国版のニュース番組でもユージン・スミス氏の写真が紹介されており、その中の1枚には亡き祖父の姿もありました。私自身、映画や当時の写真を通して、水俣病について改めて考えるきっかけとなりました。若い世代、また子どもたちがそれぞれに公害の教訓を受け止め、これから生きる未来を何を大切にしていけるのか、各々が考え、次の行動へとつなげていってくださることに期待し、以下質問に入ります。

大項目1、水俣病問題について。

- ①、市長は映画「MINAMATA」を見られたか。
- ②、水俣市が映画「MINAMATA」の先行上映会に後援しなかった理由は何か。
- ③、現在、熊本地裁、大阪地裁、東京地裁で係争中の水俣病不知火患者会を原告とする裁判は、提訴後何年になるか。
- ④、現在、熊本地裁、大阪地裁、東京地裁で係争中の水俣病不知火患者会を原告とする裁判の原告数はそれぞれ何名か。

大項目2、大規模風力発電計画について。

- ①、事業者による説明会の開催はどのような予定になっているか。
- ②、環境アセスメントのおおよその日程はどのようなになっているか。
- ③、アセスメントの結果を待つまでもなく、この計画について水俣市の態度をはっきりと表明されてはどうかと思うがいかがか。

大項目3、再生可能エネルギーを中心とした電力供給について。

- ①、令和元年9月議会において、地域新電力会社の設立に向けて「現時点での検討状況は、現行の枠組みで、アーバンエナジー株式会社から電力の供給を受ける方法と新電力会社を設立して電力を受ける方法のおおののメリット、デメリット、また設立に伴う課題の整理を行っているところ」とのことであったが、その後出されたメリット、デメリット、設立に伴う課題は何であったか。

②、市が保有する全ての施設で再生可能エネルギーを中心とした電力の導入を目標としておられるが、市有施設から広げる取り組みについて検討はしないのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 平岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題については私から、大規模風力発電計画については福祉環境部長から、再生可能エネルギーを中心とした電力供給については総務企画部長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣病問題について順次お答えします。

市長は映画「MINAMATA」を見られたかとの御質問にお答えします。

現在のところ、見ておりません。

次に、水俣市が映画「MINAMATA」の先行上映に後援しなかった理由は何かとの御質問にお答えします。

後援しなかった理由としては、4点ございます。

まず1点目は、史実に即したものか不明であったということです。水俣病という極めて厳粛な社会問題については、史実に忠実であることが肝要であるとの認識から、映画の内容が史実に即したものか否かの判断がつきかねました。

2点目に、制作者の意図や狙いが不明であったということです。本作に込められた制作者の意図や狙いが十分に提供されておらず、後援が可能か否かの判断ができませんでした。

3点目に、水俣病の教訓に資するものであるかということです。水俣病の教訓を発信する際には、水俣病の被害者、または水俣市民に対する差別の解消が重要な観点と位置づけていますが、映画が水俣病の教訓の発信に資するか否かを判断できませんでした。また、水俣病の教訓を発信する際には、水俣病の歴史とともに、その教訓を踏まえて、再生しつつある現在の水俣をセットで扱うことが求められると考えております。

最後、4点目に、複雑な市民感情への配慮が必要ということです。水俣病問題に関しては、市民の中にさまざまな感情や考えが現に存在しています。水俣市としては、このような複雑な市民感情への配慮が極めて重要と考え、名義後援をしないという判断をいたしました。

次に、現在、熊本地裁、大阪地裁、東京地裁で係争中の水俣病不知火患者会を原告とする裁判は、提訴後何年になるかとの御質問にお答えします。

現在、熊本地裁、大阪地裁、東京地裁で係争中の、水俣病不知火患者会を原告とする裁判、いわゆるノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟につきましては、国に確認したところ、熊

本地裁における提訴日は平成25年6月20日、大阪地裁は平成26年9月29日、東京地裁は平成26年8月12日であり、熊本地裁では提訴後8年、大阪地裁及び東京地裁では提訴後7年が経過しております。

次に、現在、熊本地裁、大阪地裁、東京地裁で係争中の水俣病不知火患者会を原告とする裁判の原告数はそれぞれ何名かとの御質問にお答えします。

当該裁判につきまして国に確認したところ、令和3年10月19日現在で、熊本地裁における原告数は1,405名、大阪地裁は130名、東京地裁は83名となっております。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 それでは、2回目の質問に入ります。

映画「MINAMATA」は9月18日、水俣で先行上映会が行われ、9月23日には全国公開されました。テレビでは、全国放送の情報番組でも幾つ特集が組まれ、各種新聞でもこの映画について連日大々的に取り上げられていました。そんな中、まだ映画を見られていないということで大変驚きました。これまで、この映画に関する議会の答弁の中で、地域にとって負のイメージだけが広がらないようお願いしたいとか、市民、とりわけ次代を担う若い世代が自らのふるさとに自信を持てる内容となっていることを願っているなど、映画の中身に対しての要望がございましたので、完成した映画が果たしてどのような内容だったのか、確認のためにも当然御覧になっているものだと思っておりました。

また、以前、この映画のPR、活性化につなげてほしいという議会での質問に対し、映画の内容が地域の活性化に結びつくものであれば考えていきたい。現段階では、どのような内容かわからないため、PRすることはできないと考えている。地域の活性化が図られ、次代の水俣を担う若者が自らふるさとに自信を持てる内容であれば、市内外にPRすることも考えていくと、こう答弁されています。また、活性化につなげられるような内容であれば、方策等については考えてみたいと、こうもおっしゃっています。

しかし、映画が全国公開された後も御覧になっていない。これまで、映画の内容を把握していないので、活性化につなげられるか判断するのは難しいとおっしゃっていたので、映画を見てから判断されるものだろうと思っておりました。内容を把握するためには、まずは映画を見ないことには始まりません。

そこで、最初の質問です。

今後、市長は映画「MINAMATA」を見られるおつもりはあるでしょうか。まず、これが1点目です。

また、裁判についてですが、水俣病の公式確認から65年もたちますが、お示しいただいたように、今なお救済を求める裁判が続けられています。裁判は、既に提訴から8年を迎え、今年に

入ってから34名の原告が亡くなられ、裁判が始まってから159名もの原告が亡くなられています。被害者には、時間がありません。1日でも早く救済の道が開かれることが急がれます。

そこで、2点目の質問ですが、市長はこの現状をどう思われるかお尋ねいたします。

また、3点目に、令和2年12月議会において、今なお救済を求めている方がいらっしゃることについて、1日でも早く、あとう限りの方が救済されることが必要、水俣病問題への対応については、本市の重要な課題であり、解決が図られるよう取り組んでいかなければならない。本市においては、被害を受けられた方はもちろん、多くの市民の声を、県や国、関係企業にしっかりと伝えていかなければならないと考えているとのことでしたが、この間、国、県、関係企業に被害者の声を伝えられたのでしょうか。これが3点目です。

そして、4点目の質問です。

被害者救済のためには、水俣病がどんな病気なのか、被害はどこまで広がっていたのか、被害の実態を把握することが本当に重要だと思います。

11月30日、環境省の国立水俣病総合研究センターが、水俣病を含むメチル水銀中毒の客観的な評価法の開発について進捗状況の報告会をされましたが、その内容について、市長はどう思われたのでしょうか。

2回目の質問は、以上4点です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 平岡議員2回目の御質問にお答えいたします。4点ございました。

1点目は、映画「MINAMATA」を見に行くつもりかどうかという御質問です。スケジュールの調整がつけば、見に行くことも考えております。

2点目の、提訴から8年を迎え多くの方が亡くなられた、市長はこの現状をどう思うかという御質問でございました。

裁判の判決が確定する前に、多くの方々がお亡くなりになられたことは、非常に残念であるというふうに受け止めております。本市としましても、1日でも早く救済を受けるべき方々が救済をされ、水俣病問題の解決が図られるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

3点目の、令和2年12月議会で、被害を受けた方はもちろん、多くの市民の声を国や県、関係企業に伝えると言ったが、その後どうなんだという御質問でございました。

水俣病被害者の救済につきましては、私が市長に就任以来、機会を捉えてさまざまな立場の方々の声を真摯に受け止めて、それぞれの関係者に伝えるよう努めてまいりました。令和2年12月以降も、国や県に対して、水俣病問題は本市における重要課題であるということをお伝えし、解決のための支援をお願いするほか、要望活動などを通しまして積極的な働きかけを行っております。また、原因企業であるチッソに対しましても、面談する機会の場等においてしっかり

と、被害を受けられた方々の声をお伝えしております。

最後、4点目、環境省の水俣病国立総合研究センターが、客観的な評価の手法についてということで発表されていますけども、その内容についてどう思うかという御質問でありました。

国立水俣病総合研究センターで現在進められている、脳磁計とMRIを用いました、水俣病の臨床研究における現時点での進捗状況の報告会であったというふうに認識をしております。来年の秋までに、感覚障害と運動失調を客観的に評価するシステムを確立する方針とのことですので、その動向を見守りたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 映画「MINAMATA」の公式ホームページには、著名人らのコメントが多数掲載されています。例えば、黒柳徹子さん、武田鉄矢さん、南こうせつさん、加藤登紀子さんなど、ほかにもさまざまな分野の方がこの映画についての感想やメッセージを寄せられています。この映画に関しては、本当にたくさんの新聞記事にもなり、新聞の1面を飾るといふときも珍しくありませんでした。

10月8日付の西日本新聞では「イタリアから水俣病発信」と題する記事がありました。イタリアの日本人学校中等部の生徒たちが、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）の関連行事で、水俣病学習の成果を発表したという記事です。この生徒たちは、当初、英語の授業で取り組む環境学習の一環として、水俣市のごみリサイクル事業を取り上げる予定だったそうです。それだけでも素晴らしい話なのですが、そんな中、世界で公開中の映画「MINAMATA」の存在を知り、外国の人が水俣病を伝えているのに、日本人が観客として見ているだけでいいのか。自分たちも日本人として、水俣病を外国の人たちに伝えたいと発案し、水俣の語り部からの話をオンラインで聞いたり、絵本や研究論文を読んで理解を深めたそうです。

発表会では、人々が水俣病に興味を持ち、現状を理解して自分ができる活動をする人も出てくると思うと、映画の意義を語っています。これはほんの一部のエピソードですが、このように映画に出会った一人一人が水俣病のことを知り、さらに学び、自分にできることを考え行動する。もちろん、受け止めはそれぞれかとは思いますが、それも映画のよさです。熊本県の蒲島知事も、この映画を鑑賞したと明かした際、感銘を受けた、水俣病問題が世界的な問題だと示してくれた、映画を通して水銀フリー社会の実現が加速することにも期待したいと語られています。

この映画が世界に向けて発信する水俣病の歴史と教訓は、非常に大きな意味を持つものだと思います。先行上映会の後援会を断った理由の1つに、制作者の意図や狙いが十分に提供されておらずなどの表現がありましたが、以前、田中議員がエグゼクティブプロデューサーからのメールについて質問をされた際、水俣を訪問したいし、時間があれば挨拶にも伺いたいとの申し出に、

水俣市はメールの返信すらしていないということが明らかになりました。積極的に情報収集しようという姿勢をお持ちであれば、メールを介してでも制作者の意図や思いも含め十分確認できる手段はあったはずです。映画のタイトルにもなっている水俣市が、このような姿勢でよいのでしょうか。

映画「MINAMATA」は、フィクションではあるものの、ここ水俣の地で悲惨な公害が発生し、命が奪われ、被害者自身、その家族、市民が苦しみ、その問題に正面から向き合い、そして闘ってきたという事実を伝えています。この映画を通して、もう二度とこの悲劇を繰り返してはならないと、その決意の場として、水俣はその悲劇を忘れないための聖地として存在し得る場所です。この映画をきっかけに水俣に訪れていただけるよう水俣市が、国内だけにとどまらず世界に向けて広く発信していくべきではないでしょうか。

実際に、この映画をきっかけに、写真家であったり、全国各地の大学生であったり、多くの方が水俣を訪れています。映画は今日現在も、熊本を含めて全国各地で上映されています。日本での観客動員数は既に15万人以上に上り、来年2月18日にはこの映画のDVDも発売決定となっています。予定では2月16日から、水俣でのDVDレンタルも開始となります。国内でも世界でも、今後も多くの方がこの作品と出会い、水俣を訪れるきっかけになるかと思えます。

そこで1つ目の質問ですが、まずはぜひ早めに映画を見ていただいて、水俣市をPRする、また、水俣病を活性化するための企画を検討されてはどうかと思えますが、いかがでしょうか。

これがまず1点目です。

そして、健康調査についてです。

健康調査については、動向を見守りたいとのことでしたが、手法の開発を注視しているばかりでは被害者の救済は進みません。特措法の成立から12年がたちますが、いまだに健康調査が行われていないばかりか、いまだ手法の開発が進められている段階です。

先日の報告会は、答弁にもありましたように、臨床研究の進捗状況の報告会であり、手法開発についてはこれからということでした。来年の秋に、もしその手法が確立されたとしても、どのような調査を行っていくかも定かではありません。水俣病という病気がどんな病気で、どれだけの被害が広がっているのか、そのこともわからないまま半世紀以上が過ぎました。生きているうちに救済を。これは、被害を受けた方のせめてもの願いです。水俣病の病状と被害の実態を明らかにし、1日でも早く救済していくためにも、不知火海沿岸の住民調査は重要課題です。水俣市はその先頭に立って、健康調査の重要性、迅速な対応を国に働きかけることが必要ではないでしょうか。先ほどの答弁で、国や県に対しても解決のための支援をお願いされているとのことでしたので、ぜひこのこともお願いしたいと思います。

そして、ここで2点目の質問です。

全ての被害者の救済と水俣病問題解決のためには、健康調査の実施がその第一歩と考えますが、市長の認識をお聞かせください。

最後に、もう1点。

以前、市長は、対象地域外、年齢による線引きで救済されていない被害者がここ水俣でも放置されていることについて、専門家ではないのでお答えする立場にないとおっしゃいました。専門家ではないかもしれませんが、市民の命を預かる市長です。必要であれば、専門家とも協議し、意見を聞き、この問題にどう向き合うかという姿勢が大切ではないかと思います。改めて、水俣市の市長として、いまだ救済の道すら開かれていないことについてどう思われるか、また、どう対応していかれるおつもりかお聞かせください。

以上3点お伺いして、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 平岡議員3回目の御質問にお答えします。3点ありました。

まず1点目は映画「MINAMATA」の件で、映画を見に行き、地域の活性化につなげてはどうかという御質問でございました。

今後、先ほども申し上げましたように、スケジュール調整がつけば見に行くことも考えております。見まして、その判断によってどうなるかということは、またその後判断させていただければと思います。

それから2点目の、被害者救済、それから水俣病の解決に向かって、健康調査の実施が第一歩と考えるけども、どうかという質問でございました。

今回、国立水俣病総合研究センターからの客観的手法の研究報告がございましたけれども、健康調査に関しましては、この手法の開発状況によって検討されるものと認識をしておりますので、推移を見守ってまいります。

最後、3点目の、救済の道すら開かれていないということに対して、どう思うか、また、どう対応していくかという御質問でございました。

今なお救済を求めている方がおられることにつきましては、1日も早く、あとう限りの方が救済されることが必要であると考えております。本市としましても、先ほど答弁しましたとおり、被害を受けられた方、そして多くの市民の声を国や県、そして関係企業にしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、大規模風力発電計画について答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 次に、大規模風力発電計画について順次お答えします。

まず、事業者による説明会の開催はどのような予定になっているかとの御質問にお答えします。

環境影響評価方法書に関する説明会については、これまで、電源開発は本年4月、もやい館での全体説明会を皮切りに、湯出、長崎、石坂川地区において7回、地域説明会を実施しております。ジャパン・リニューアブル・エナジーは、本年9月以降、久木野地区を中心に7回、地域説明会を実施しております。また、今後の説明会の予定について、ジャパン・リニューアブル・エナジーは、本年12月17日に全体説明会を計画しておりましたが、延期となっております。

次に、環境アセスメントのおおよその日程はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

環境影響評価法における現在の段階は、環境影響評価方法書策定が終了し、環境影響評価準備書策定に移行している段階です。準備書の策定は、県に確認したところ、一般的には方法書策定後1年半から3年ほどかかるとのことでした。方法書が策定されて約1年が経過しましたが、事業者からは、準備書策定の日程についてまだ相談がございませんので、いつ公表されるか不透明であり、現時点でおおよその日程についてお示しすることはできません。

次に、アセスメントの結果を待つまでもなく、この計画について水俣市の態度をはっきりと表明されてはどうかと思うがいかがかとの御質問にお答えします。

環境影響評価法第3条には、国、地方公共団体、事業者、国民は、環境影響評価の重要性を深く認識し、環境影響評価そのほかの手續が適切かつ円滑に行われ、環境の保全についての配慮が適正になされるよう、それぞれの立場で努めなくてはならない旨規定されております。このことから、まずはアセス制度を活用し、事業の精査と環境影響の把握、保全措置を考えることが重要であって、行政の態度を表明するよりも優先すべきと考えています。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 今、説明会やアセスメントの大まかな手續日程についてはお示しいただきましたが、水俣市の態度については、まだはっきりとできていない状態にあるようです。計画について、もし判断ができないような状況であれば、さまざまアセスの結果等を基にしながら検討していくことも方法の1つではありますが、アセスメントの結果を待たずして行政の態度表明ができないとする法的根拠はないのではないのでしょうか。現に、過去、水俣市でも産廃処分場建設や風力発電計画が持ち上がった際、アセスの結果を待つまでもなく反対を表明しています。

また、最近では、全国的に見られる大規模風力発電計画においても、広島県の安芸太田町がアセスの手續段階で、災害の発生リスクが高まるとして、町の土地を貸し付けないとし、事実上、事業の受け入れに反対を表明されています。また、山形県鶴岡市でも、アセスの配慮書の段階

で、市長が重大な懸念を持っていると表明されています。このように、アセスの手續段階であっても、行政の態度を表明することはできるはずですし、過去、水俣市が環境に対する影響や住民の抱える不安により反対表明したときと今日の状況とは変わらないのではないのでしょうか。

現段階で、水俣でも計画に対する市民の不安、近隣の山々で確認されている希少生物の存在、水質に与える影響、景観への影響などなど、懸念される材料は多々ありますが、特に土砂災害を起こしやすいとする水俣の地形や地質の特徴については、先日、大規模風力発電を考える会で市に申し入れをした際に、地質学を専門とされる長峰智先生から、水俣市の担当者の皆さんにも研修の機会をつくっていただきました。

そこで、1点目の質問です。

先日の研修会で、長峰先生の説明を聞かれ、どう思われたのでしょうか。

また、2点目に、この研修会が行われた日、長峰先生のほうからも水俣市に対し申し入れ書が提出されておりましたが、この申し入れ書の内容はどういった内容だったのでしょうか。

また、3点目に、ここ水俣市は環境モデル都市に選定されていますが、現時点でこの大規模な風力発電計画が果たして環境モデル都市にふさわしいものかどうか、市長はどうお考えでしょうか。

2回目の質問は、以上3点です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 2回目の質問をいただきました。3点ございましたけれども、最初の御質問と2番目の御質問につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、先日、11月18日でございますでしょうか、研修会で長峰先生の説明を聞かれてどう思ったかということでございます。

本市の山間部について、地形が急峻であること、水を通さない固い地層の上に、水を通す風化しやすい地層がのっている地質の部分が多いこと、大浦川の扇状地は過去の土石流の跡であること、事業予定地にヤマネが生息していることなど、多くのことが認識でき、大変勉強になったと思っております。

また、2つ目の御質問でございます、長峰先生から提出された申し入れ書はどういった内容であったかという御質問についてです。

風力発電事業は、水源枯渇、土砂災害のリスクが高く、希少動植物にも大きな影響を与えるため、事業者には白紙撤回を働きかけていただきたいとの内容でございました。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問の3点目、この風力発電事業が環境モデル都市にふさわしいものかどうか、どう考えるかという御質問でございます。

現在、風力発電事業の各計画において、環境アセスメントの手続に沿った調査が行われている段階であり、現時点では、本市の掲げる環境モデル都市の理念にふさわしい計画かどうか判断できる段階ではないと考えておりますので、事業の精査と環境影響への把握、そして安全措置を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 まず、長峰先生からの説明を受けての感想についてですが、私も研修に参加させていただき大変勉強になりました。また、それと同時に、水俣の地形や地質の特徴を知り、ますますこの計画について不安を覚えました。長峰先生からの申し入れ書の内容についてはコンパクトにお答えいただきましたが、水俣の山間地が土砂災害の素因となるキャップロック構造と言われる地形特徴を持つこと、水俣の山間地には、土石流、危険溪流が多々あり、本事業により土砂災害のリスクがさらに大きくなること、計画地である御岳周辺の山などは水タンクの役割をしており、本事業により地下水への影響が心配されること、そして近隣の山々では、絶滅危惧種で国の天然記念物であるヤマネや、特別天然記念物であるカモシカなどの希少生物が存在し、この事業により生息が脅かされることなど、この計画について大変危惧しておられるとのことでした。研修会では、水俣の地で発生した土砂災害の現場などを自ら回られ、何十年にもわたり蓄積してこられたデータを基に、水俣の地形や地質の特徴について詳しく説明してくださいました。

建設予定の風車は、高さ150メートル、熊本城の5倍の高さに及びます。この巨大な風車が建つ土台となる部分の地形や地質のことを知った以上、この地にこれだけ大規模な風車建設が進むことは非常に危険だと言わざるを得ません。何よりも、市民の命と利益を守ることが最優先だと考えます。何かが起きてからでは、取り返しがつきません。専門家も、これだけの危険性を指摘されているわけです。どうか、市民の命や財産を一番に考えた判断をお願いしたいと思います。

また、希少生物については、水俣市内で風車を建てようとしている山では、絶滅危惧ⅠB類に指定されているクマタカも確認されています。以前、産廃処分場建設の計画があった際にも、このクマタカの存在が処分場建設を中止に追い込む要因の1つとなりました。クマタカは、観察したどの山でも、風車が建設されようとしている周辺で飛行し、餌を探し、縄張りを守り、家族の絆を確認し生活しています。このような場所に巨大な風車が建てば、自分の生活圏で見たこともない異物が存在し、ぶつかれば死んでしまうかもしれない風車の羽根の存在、これは鳥類やクマタカにとって命の脅威となり、そこには住めなくなってしまいます。

環境省によると、クマタカは日本に1,800羽ほどしかいません。そのクマタカが、水俣には複数の地点に生息し、命をつないでいます。先日の観測会では、1つの地点で幼鳥が確認されました。今年の春にかえった幼鳥と思われます。クマタカが生息していくためには、安全が確保さ

れ、餌があることでこそ子孫を残せます。水俣の山には、その力があります。これは、人類の財産として守らなければならないと思います。一時期の利益の確保のために、貴重な自然を壊してしまうということは、やってはならないことです。私も実際、観測会に参加させていただきましたが、その優雅な飛行姿に感動いたしました。クマタカの生存には、豊かな自然環境が必要不可欠です。森林を保全するためにも、風車建設は中止の方向へと進めるべきではないでしょうか。

また、水俣市環境基本条例には、水俣病の経験を貴重な教訓として、市民協働による主体的な環境まちづくりの実践によって良好な環境を確保し、海、山、川のつながりの中で維持されている自然環境を市民の生活基盤として次の世代へ引き継いでいくため、この条例を制定すると、このような文言があります。

ここ水俣市は、水の汚染による公害を経験した町です。悲惨な公害を二度と繰り返さないために、水俣病の教訓を発信し、また、環境モデル都市づくりを全世界へ発信してきたはずです。水は、生活の源です。その水を育む山を守るために、水俣だからこそ一層の努力を必要とされているのではないのでしょうか。事業者による売電での収益が目的とされている本計画が、環境モデル都市にふさわしい計画とは思えません。再生可能エネルギーは、その利益が地域に還元され、環境破壊を起こさないような普及のあり方であるべきと考えます。

最後に、市長にお尋ねいたします。

何よりも、市民の命と自然環境を守ることが最優先とされるべきだと思います。事業者に対し、本計画を断念すべきと伝えられてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

質問は、以上1点です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えいたします。

事業者に対して、中止をすべきということ言うべきではないかという御質問でございました。

現段階で判断できる状況ではないと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、再生可能エネルギーを中心とした電力供給について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、再生可能エネルギーを中心とした電力供給について、順次お答えします。

まず、令和元年9月議会において、地域新電力会社の設立に向けて「現時点での検討状況は、

現行の枠組みでアーバンエナジー株式会社から電力の供給を受ける方法と新電力会社を設立して電力を受ける方法のおおののメリット、デメリット、また設立に伴う課題の整理を行っているところ」とのことであったが、その後出されたメリット、デメリット、設立に伴う課題は何であったかとの御質問にお答えします。

まず、現行の枠組みで、アーバンエナジー株式会社から電力供給を受ける場合、電力供給範囲が市の公共施設に限定されるものの、システム経費や人件費といった新たなコストを発生させることなく、事業実施の目的である温室効果ガスの削減及びエネルギーの地産地消を推進することができます。一方、新電力会社を設立する場合には、事業の内容を自由に決めることができるので、市内企業や一般家庭とも契約をして電気を販売するというビジネスモデルとすることも可能です。しかしながら、その場合には、営業販売員を雇用するための人件費、営業所やシステムの運営に係る管理費などのコストを負担しなければなりません。さらに、コストに見合った利益を確保していく必要があり、常に経営リスクがつきまといまいます。

自治体新電力の草分けとされる、福岡県のみやまスマートエネルギーでさえも、令和2年度決算で1億2,000万円の債務超過に陥っており、電力事業の厳しさ、難しさがうかがえます。このような経営リスクを課題として考えております。

次に、市が保有する全ての施設で再生可能エネルギーを中心とした電力の導入を目標としておられるが、市有施設から広げる取り組みについて検討はしないのかとの御質問にお答えします。

現在、市が保有する全ての施設に、再生可能エネルギーを中心とした電力を導入するという目標に向けて取り組んでいるところです。まずは、この取り組みを着実に進めることが重要ですので、対象施設の拡大については、現時点で考えておりません。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 再生可能エネルギーを中心とした電力供給については、2017年2月に水俣市、JFEエンジニアリング株式会社、JNC株式会社の3者で、再生可能エネルギーを中心とした電源による水俣市の施設への電力供給実証試験に関する覚書を締結し、仮庁舎において電力供給が開始された後、2019年3月をもって試験期間を終了としていました。その後、議会の中でも何度かこの再エネを中心とした電力供給について質問がありましたが、その中で2019年9月議会においては、最初に質問しましたように、地域新電力の設立について、各々のメリット、デメリット、設立に伴う課題の整理を行うとしておられましたが、翌年の9月議会では、新電力会社については事業者との協議を行った結果、電力会社の切り替えによる再エネ導入を優先して進めていくこととし、新電力会社設立については検討していないとの答弁になっており、その間の経過が不透明であったため、当時出されていた課題等についてお尋ねさせていただきました。

確かに、経営リスクなどさまざま課題はあるかと思えます。しかし、水俣市は以前、市民や企

業を交えて円卓会議を開き、再生可能エネルギーの活用について議論されておられます。このように、市民とともに、お互いに知恵を出し合い、さらなる普及についての議論や検討も有効ではないでしょうか。

また、再生可能エネルギーを中心とした電力の導入を公共施設から広げる取り組みについては、やはり現時点では考えていないとのことでした。現在、公共施設への導入は100%ではなく、残りの課題を克服しながら、差し当たっては導入が可能な公共施設に対し拡大する取り組みを進めていく、このことはよく理解できます。ですが、その先の目標についても、今のうちに検討を進めていくべきではないでしょうか。

そこで、1点だけ質問いたします。

現在、水俣市とJFEエンジニアリング株式会社、JNC株式会社による3者協定は、公共施設への電力供給に限った協定内容になっているわけですが、この協定の範囲内ではなく、この仕組みを生かして電力供給の範囲を公共施設から広げるという検討はできないでしょうか。

質問は、以上1点です。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 平岡議員の2番目の質問についてお答えいたします。

水俣市、JFEエンジニアリング、JNCの3者協定の仕組みを生かして、電力供給の範囲を市有施設から広げる検討はできないかとの御質問でした。

令和2年12月議会で答弁していますとおり、JNC株式会社から供給される水力発電由来の電力については、現在、供給を受けている市有施設に加えて、今後、供給を受けることを検討している市有施設を含めると、そのほとんどを消費してしまいますので、これ以上、電力供給の範囲を広げることは考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 やはり現在の仕組みを生かしての拡大は、検討も難しいとのことですが、例えば3者協定を結ぶそのうちの1者であるJFEエンジニアリング株式会社は、エネルギーの地産地消や地域活性化を目的に、全国の自治体と連携しながら地域新電力事業を拡大しておられます。また、鳥取県米子市にある地域新電力会社は、地元企業5社と米子市、お隣の境港市が出資してつくった官民連携の会社で、太陽光発電、小水力発電など、多様な再生可能エネルギーを活用して、再エネの地産地消を実現されています。地域から電源を集め、地域の需要家に流す地域内循環の仕組みをつくったことで、県外に流れていたお金が地域に戻ってきたといいます。担当者の方からお話を伺ったところ、全国的に見ると小さな自治体でも、周辺と一緒に地域の循環をつくっていくということもできる、住民合意を大切にしながら環境基本計画に沿った新たな施策づ

くりを進めていきたいと、そうおっしゃっていました。このように、条件はさまざまですが、事業が実施できている例もあります。

最後に1点だけ伺います。

再生可能エネルギーを中心とした電力供給については、自治体の規模や市民の意識などさまざまな課題があります。だからこそ、そのような課題の克服も含めて、水俣市におけるさらなる再生可能エネルギー普及のための議論や検討を加速させるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上1点お聞きしまして、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 平岡議員3点目の御質問にお答えいたします。

再生可能エネルギー普及のためのさらなる議論や検討を加速させるべきだと、こういう御質問でした。

本市における再生可能エネルギーの普及に関しては、水俣市地方創生SDGs総合戦略会議において議論しているほか、他自治体の事例収集や民間企業との情報交換を進めており、どのような事業展開が可能なのか、スピード感を持って見定めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で、平岡朱議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、おはようございます。真志会の小路貴紀です。

職員の皆様におかれては、コロナ禍の影響が続く中で業務に追われ、年の瀬を迎えようとする今、子育て世帯への臨時給付金支給事業への対応など、大変な1年だったと思います。本定例会では、議員から職員へのねぎらいの言葉もあっておりますが、与党・保守系会派は、ワクチン接種の対応で多忙を極める状況に鑑みて、一般質問における職員の負担軽減や配慮を考えた対応を議会運営委員会で提案したものの、野党会派からは、市民を代表して質問する権利がある、議会側が職員への配慮を優先することは到底考えられないなどの強い主張がありました。ねぎらわれる気持ちがあれば、もっと早く行動に示される機会はあったのではと残念でなりません。

さて、新庁舎開庁が間近となりました。担当された職員や多くの業者の方々の御尽力に敬意を表します。市民の皆様が利用しやすく、そして新たな憩いの場になることを期待しております。

新庁舎建設の計画が持ち上がって間もない平成28年8月に、茨城県土浦市役所を視察しました。JR土浦駅前の大型ショッピング施設跡を再活用した庁舎でしたが、夏休み時期ということもあって、庁内に設けられた市民向けスペースの至るところで、高校生と思われる生徒たちが教科書や参考書を開いて勉強している姿を目にしました。静かで空調も快適であり、ドリンクなどの飲食も可能であることで、その光景に納得しました。

本市の第3期水俣地域福祉計画及び活動計画をはじめ、諸計画及び過去のアンケートなどには、高校生が放課後等に集まれるところや、安心していられる場所がないといった課題があげられております。地元の水俣高校生は、新庁舎建設に際してワークショップに参加してくれたり、2階に設置されるキッズコーナーに関わってくれました。しばらくすると、今の3年生の多くは水俣を離れることとなります。大学進学等で、受験に向けた追い込みの時期でもあります。これから迎える冬休みや平日の放課後に、1階の市民交流フロアが大いに活用され、勉学に励んでもらえる場になればと思います。自分の生まれ育ったこの水俣に誇りを持ってもらう象徴の施設として、高校生などの出入りが絶えない、従来の庁舎にはなかった、ほっこりとした光景が見られるようになるためには、平日の閉庁時間や土日の開閉庁の可否など検討課題もあるかと思いますが、ぜひとも若い世代が立ち寄りやすい市役所になればうれしい限りです。

では、通告に従い質問します。

1、市政報告会について。

市長就任後、任期の4年を迎えようとしております。多くの分野で多岐にわたる事業を進められてきた中、以下質問します。

11月21日を皮切りに各地域で市政報告会が行われているが、市長から市民の皆さんに伝えたいことは何かお尋ねします。

2、移住定住の推進策について。

人口減少及び少子高齢化が進行している本市において、重要施策の1つと認識しています。私自身も強い関心を抱いておりますが、過去の経緯も踏まえて以下質問します。

①、令和元年12月議会において、空き家を新たな宅地として活用を促すためには、市独自で固定資産税減免の特例措置の対応ができないかと質問した際、今後検討してまいりたいとの答弁があったが、その後の検討状況はどうなったかお尋ねします。

②、除却した市営住宅の跡地など、遊休の市有地を若者世代向けの宅地として払い下げることで、意図した定住策を推進することも必要と考えるが、いかがかお尋ねします。

3、みなくるバスについて。

財源の課題がありながらも、組替えなどの工夫を凝らした上で運賃無償化を実現した市長の英断を評価しつつ、以下質問します。

①、本年9月より運賃無償化が始まったが、無料回数券の交付状況はどうかお尋ねします。

②、無料回数券の利用状況はどうなっているかお尋ねします。

4、エコパーク水俣を中心とした経済効果の創出について。

再整備中の道の駅みなまたのみならず、新たな取り組みとなるスポーツコミッションといった組織体制との相乗効果が期待される中、以下質問します。

①、道の駅みなまたの再整備を機に、局地的ではなく市全域により大きな経済効果を生み出す必要があるが、具体的な施策をどのように考えているかお尋ねします。

②、スポーツコミッションの取り組みも経済効果の波及に寄与すると期待される。12月より始動すると聞いているが、短期的・中長期的なロードマップや大会誘致数など、どのようなビジョンを描いているかお尋ねします。

5、マンガ県くまもとについて。

漫画やアニメは、世界の人が初めて触れる、日本文化を代表するものの1つですが、以下質問します。

①、マンガ県くまもとの取り組みとはどういうものかお尋ねします。

②、本市出身の漫画家である江口寿史氏が11月13日に市観光大使の第1号として任命された。マンガ県くまもとに対する本市のスタンスはどうかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 小路議員の御質問に順次お答えします。

市政報告会とエコパーク水俣を中心とした経済効果の創出については私から、移住定住の推進策については副市長から、みなくるバスについては総務企画部長から、マンガ県くまもとについては産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、市政報告会についてお答えします。

11月21日を皮切りに各地域で市政報告会が行われているが、市長から市民の皆様に伝えたいことは何かとの御質問にお答えします。

私は、市民の皆様に市政報告会を通して、今の市政がいかに市民生活の向上を図るのか、どのように地域を活性化させようとしているのか、より深く御理解いただきたいと考えています。市長就任以後、引き継いだ厳しい財政状況の中で、財政の立て直しとともに、高校生までの医療費

の無償化や、工場の新設を伴う20年ぶりの企業誘致、75歳以上の方や障がいのある方のみなくるバス無償化など、市民生活の向上や水俣市発展のために向けた多くの取り組みを実施し、実現してまいりました。

この3年9カ月は財政再建、つまり守りとともに市の活性化、攻めを両輪として市政運営を行ってまいりました。今回の報告会では、限られた時間の中ではありますが、市の財政状況とともに、この3年9カ月の取り組みを御報告させていただいているところです。加えて、水俣市が人口減少と高齢化の進行という最大の課題を乗り越え、生き残っていくために必要なビジョンとして、外貨を稼ぐ水俣市や選ばれる水俣市など、将来に向けた取り組みのイメージもお話しさせていただいています。

繰り返しになりますが、市民の皆様には報告会を通して、今の市政がいかにして市民生活の向上と地域の活性化の実現を目指しているか、より深く御理解いただきたいと思います。一方で、市民の皆様のお知恵もいただきながら、水俣市に関わる全ての人々が一丸となって、地域発展に向けたさまざまな取り組みを理解していただき、進めていくことが重要であると考えています。

報告会は市政に対して、直接市民の皆様のお声を聞くことができる大切な場であると認識しております。先日の報告会では、空き家を移住希望者向けの体験宿泊に使えるのではないかなどの具体的な御提案もいただきました。このように、さまざまな提案もいただきながら、水俣市の今後のビジョンをつくり上げていきたいと考えておりますので、市民の皆様には、ぜひ報告会に御参加いただき、意見をおっしゃっていただきたい。そのような思いも込めて、現在、市民の皆様に対し市政の報告をさせていただいているところです。

新型コロナの感染拡大の状況により、当初予定していた9月末頃からのスケジュールがずれ込みはしましたが、11月21日からスタートし、最終日の12月26日まで市内15カ所、9日間に分けて実施を予定しております。多くの市民の皆様にご参加いただけることを願っております。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 私は、市政報告会に足を運び拝聴いたしました。参加された方々からは、お住まいの地域課題もあれば、市政を俯瞰した課題などについて、高い関心を持って意見や要望を申し述べられていました。もちろん、解決を望む要望もあれば、まずは聞いてもらって、現状を知ってほしいとする地域課題への共感を求める意見等もあったと認識しております。

市政報告会で説明された内容については、以降の質問を踏まえ、個別に確認したいと思っておりますので、この質問は終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、移住定住の推進施策について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、移住定住の推進策について順次お答えします。

まず、令和元年12月議会において、空き家を新たな宅地として活用を促すためには、市独自で固定資産税減免の特例措置の対応ができないかと質問した際、今後検討してまいりたいとの答弁があったが、その後の検討状況はどうだったかとの御質問にお答えします。

空き家を新たな宅地として有効に利用するため、他自治体の事例などを踏まえて検討を行ってまいりました。しかし、市独自の固定資産税の減免につきましては、減免される土地とそうでない土地で固定資産税額が異なることとなりますので、税負担の公平性の観点を踏まえると、移住定住支援策として税の減免を行うことは難しいと考えます。

次に、除却した市営住宅の跡地など、遊休の市有地を若者世代向けの宅地として払い下げること、意図した定住策を推進することも必要と考えるが、いかがかとの御質問にお答えします。

市有地の売却については、地方自治法施行令の規定に基づき、一般競争入札による公売を行う必要がありますので、現行の制度においては、若者世代に限定して売却を行うことはできません。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 単純に法の壁で片づけたくはありませんが、自治体の独自性を発揮できないもどかしさを感じました。市有地の売却については、意図的に若者世代だけを対象にすることはできないとの答弁でしたが、売却地の所在によっては、若者世代が興味を示す土地物件もあると思います。公売の情報公開に際しては、若者世代へ購入を後押しするような、水俣市が若者世代に定住してほしいと願っているような、そういった意図を伝えるメッセージ的なものを記載することは問題ないと思いますので、今後はそういった工夫をお願いいたします。

市独自の固定資産税の減免については、過去の経緯等を踏まえ確認させていただきました。小規模住宅用地、いわゆる一軒家が空き家であり続けても、固定資産税の課税標準額を6分の1の額とする特例措置が継続される。更地にすると6分の1の額とする特例措置が除外されることから、所有者にとっては固定資産税の負担増になってしまう。このことこそが、空き家の解消につながらない要因の1つであるならば、空き家を解体し、新たな宅地として更地化され、市場に流通させる目的の土地であれば、一定期間、固定資産税の課税標準額を6分の1の額とする特例措置を市独自で行えないかというのが過去に質問した趣旨でした。

水俣で生まれ育った人の定住、市外からの移住定住、あるいは一旦水俣を離れた人が帰ってきての定住など、水俣に住んでもらわないと意味がありません。平成27年度に実施された空き家の実態調査では1,171件となっており、市の世帯総数の10%ほどを占めております。市街地を中心とした周辺地域に、思った以上に空き家が存在します。空き家バンクに登録される物件は、築年数が経過した古いものが多いため、そのままの利活用は難しく、リフォームするにも費用が伴い

ますので、移住者等がメリットを享受するには至らないケースが多いと思われます。平地が少なく、近隣自治体よりも土地の割高感がある水俣の土地柄からか、若者世代が持ち家を機に近隣自治体へ流出することも少なくありません。空き家の利活用よりも、空き家となっている土地物件を新たな宅地として、若者世代が選択してくれることで、市外への流出に歯止めをかける取り組みが重要と、個人的には強く認識しております。今後のインフラコストやコンパクトシティーを目指す上では、市街地周辺が適しておりますし、農業とセットで考えれば、山間部の選択肢も可能性としてあります。

日頃、市内を車で走り回りますが、空き家らしき土地物件の中に倒壊しそうなもの、管理不衛生の状態のものもみかけます。

そこで、質問します。

これまで、管理不十分な空き家等で、特定空き家への指定、その後に勧告及び固定資産税減免の特例措置が除外された物件は、それぞれ何件あるかお尋ねします。

高岡市長就任後、学校給食費の一部助成、18歳までの子ども医療費無償化、スポーツキッズサポーター制度など、子育て世代への支援策が充実されてきました。

そこで、2点目の質問です。

子育て世代等に住み続けてもらうためにも、若い方々から共感してもらえる施策及び補助制度を考えているかお尋ねします。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。2点ございました。

まず1点目の、これまで特定空き家に指定され、その後に勧告及び固定資産税減免の特例措置が除外された物件はそれぞれ何件あるかとのことのお尋ねでした。

議員御承知のとおり、管理不適切空き家等については、所有者等などに連絡して、まず対応を求めるなど情報提供を行い、必要に応じて市が特定空き家等に認定し、助言、指導や勧告などの措置を実施します。勧告を受けた特定空き家等の敷地については、住宅用地に対する固定資産税を、200平米以下は6分の1に、200平米を超える部分については3分の1に減額する特例措置の対象から除外されます。

御質問の、特定空き家等への認定は、これまで令和元年度に2件、令和2年度に1件、令和3年度に1件の計4件を認定しております。その後、勧告まで至っている特定空き家等はありません。これら4件の物件のうち1件については、既に老朽危険空き家除却促進事業補助金を活用し除却されております。その他3件については所有者が死亡し、多数の相続人がいる物件であり、相続人に対する助言、指導、勧告に向け、相続人の探索、特定を進めているところです。また、

これまで特定空き家等に対し勧告を行った例がないため、住宅用地に対する固定資産税の特例措置の対象から除外された物件はありません。

次に、2点目の、子育て世代などに住み続けてもらうためにも若い方々から共感してもらえる施策や補助制度を考えているかとお尋ねでした。

水俣の若者の多くは、就職や進学のために熊本市や鹿児島市などに引っ越してしまいます。しかしながら、その後、結婚、出産、子育て、親の介護、相続などの諸事情により、仕事を続けられるのであれば水俣に戻りたいと考える人も少なからずいるはずです。幸いなことに、水俣には新幹線や南九州西回り自動車道といった恵まれた交通インフラがあるので、熊本市や鹿児島市まで通勤することは十分可能です。例えば、通勤に係る費用の一部を補助するなど、市が政策的に支援をすれば、水俣に戻ってくる人は増えると考えます。このように、若者や子育て世代に水俣に住むことを選んでもらうための支援策が必要なことは議員御指摘のとおりです。

令和4年度予算編成方針においては、こうした新たな施策を実施するための予算の特別枠として、水俣未来投資枠を創設しました。この特別枠を利用して、若者や子育て世代向けの新たな支援策を実施できるよう、現在、検討を進めているところでございます。

答弁は以上です。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 これまで特定空き家等の認定はあるものの、勧告及び特例措置の除外までには至っていないとのことでした。しかしながら、しっかりと調査すれば、勧告に値する土地物件は、本来もっとあるはずというのが私の率直な感想です。空き家所有者にとっては、勧告等により固定資産税の特例措置が除外されれば厳しい対応と受け取られかねませんが、一方で資産を手放すきっかけになれば、新たな宅地として市場に流通してもらえる期待につながります。

水俣市空き家等対策計画に沿った取り組みが形骸化してはいけませんし、もしも固定資産税減免の特例措置を除外すべきと思われる物件が現状のままだとすれば、税負担の公平性は保たれていないとも言えます。築年数が経過した空き家家屋の資産価値が目減りし、土地の固定資産税を課税標準額の6分の1の特例措置の状態が続くよりも、新たな宅地として生まれ変わり、若者世代が新築して住み続けてくれれば、同じ土地からの固定資産税の収入が増えることから、本市の自主財源の確保にもつながるのではないかと、将来的に目に見える効果ははっきりしているのではないかと。であるならば、独自の施策を考える意義はあるのではないかとというのが、私の思いの根底にあります。

先日の市政報告会で、水俣に住まいがあり、市外へ働きに出られている女性から、現在の子育て世代への支援策が充実していること、市長が掲げられた外貨を稼ぐ水俣市のビジョンに共感する意見もありました。先ほどの答弁で、水俣未来投資枠といった新たな構想もお示しいただきま

した。現在の子育て世代への支援策と併せて、これらの施策の効果を高めるためにも、空き家等を含めた土地の確保や流通が定住移住策を進める上で重要なファクターになると考えております。私もない知恵を絞りますが、水俣市空き家等対策の適正な運用並びに土地の確保や流通の面で本市のオリジナリティーが発揮できるよう、今以上に注力していただくことをお願いしまして、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、みなくるバスについて答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、みなくるバスについて順次お答えします。

まず、本年9月より無償化が始まったが、無料回数券の交付状況はどうかとの御質問にお答えします。

本年9月から、公共交通サービスの向上と高齢者などの積極的な社会参加及び健康増進に寄与することを目的に、満75歳以上の高齢者や重度の障がいがある方々を対象とした、みなくるバスの運賃無償化を、回数券方式にて開始しております。無料回数券の交付状況につきましては、11月末時点で延べ715回の交付申請が行われており、その内訳としましては、75歳以上の申請が延べ682回、障がいがある方々の申請が延べ33回となっております。このうち、延べ72回が再交付申請です。

次に、無料回数券の利用状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

利用状況につきましては、9月と10月の2カ月間のみなくるバスの延べ利用者数1万4,098名に対し、42%の5,933枚、無料回数券を御利用いただいております。また、無料化が開始される前の本年8月のみなくるバス利用者数と比較したところ、9月が13%増加、10月が22%増加となっております。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 運賃無償化は本年9月からスタートしたばかりで、まだ日も間もないところですが、直近の利用者の増加につながっていることからしても、成果の即効性が表れております。運賃無償化対象者の利用が増えれば、みなくるバスの利用収益は減ることにはなりますが、高齢者のひきこもりを回避したり、気軽に出かけられる生活の足を確保することが重要な視点だと考えますので、財源確保の工夫をしながら事業の継続をお願いしたいと思います。運賃無償化と併せて、みなくるバスの利便性向上を高めるためには、運行ルートの見直しもその1つです。万人が利用しやすいルートの設定は甚だ困難ですが、9月議会において岩村議員及び木戸議員からも質問があり、過去にも課題が指摘されておりました。12月1日号の「広報みなまた」に運行ルートの見直し等が掲載されておりましたが、担当課におかれては、関係先との協議や調整を鋭意行わ

れたと思います。

そこで、1点のみ質問します。

運行ルートの見直しについて、重点的に検討した内容はどうかお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 小路議員、2回目の質問にお答えいたします。

みなくるバスの運行ルートについて、重点的に検討した内容かどうかという御質問でした。

みなくるバスの運行ルートの見直しについては、本年10月の水俣市地域公共交通会議により審議・決定されたところであり、令和4年1月4日から新ルートでの運行が始まります。今回、重点的に検討し見直したポイントは次の3点です。

1点目は、病院や福祉施設が多く立地する古賀町方面への路線の延伸です。白梅の杜や湖上クリニック、緒方眼科などに通うことができ、みなくるバス利用者の利便性が向上します。

2点目は、利用が低迷する市街地循環線の廃止です。1便当たりの利用者数が1.7人と廃止基準を下回っており、また、新水俣駅から市街地へのアクセスは産交バスで代替可能なため廃止します。

3点目は、水俣市役所新庁舎への全路線の乗り入れです。市役所の移転に併せて、水俣市役所停留所を市内各所へアクセスするための乗り継ぎ拠点として整備します。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、エコパーク水俣を中心とした経済効果の創出について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、エコパーク水俣を中心とした経済効果の創出について、順次お答えします。

まず、道の駅みなまたの再整備を機に、局地的ではなく市全域により大きな経済効果を生み出す必要があるが、具体的な施策をどのように考えているかとの御質問にお答えします。

道の駅みなまた再整備は、総合プロデューサーである砂田光紀氏の監修の下、水俣の旬に出会える「Shop&Cafeミナマータ」や、天候に左右されず子どもたちが木のぬくもりの中で思い切り遊べる「みなまた木のおもちゃ館きらら」、そして、24時間御利用いただける、きれいで使いやすいトイレや休憩スペースを備えたインフォメーションセンターなど、魅力ある施設群を創造することで、都市部からの交流人口の増加と本市の経済効果の活性化を目指しております。

この効果を市全域に波及させるため、道の駅みなまたやエコパーク水俣にお越しいただいた

方々に、本市の観光スポットやグルメ、アクティビティをはじめ、先日、本市の観光大使に就任された、漫画家・イラストレーターである江口寿史氏ゆかりの場所などを積極的に紹介しつつ、アクセス方法や近隣の宿泊施設、飲食店、小売店などの情報も併せて紹介し、市内周遊を促すことで市全域に、より大きな経済効果を生み出す仕組みを構築してまいります。なお、「Shop & Cafe ミナマータ」の商品の充実と、地元農家をはじめとする事業者の所得向上を図るため、新たな商材の確保や販路開拓、新商品の開発などにつきましても、道の駅みなまた再整備と併せて取り組んでいるところです。

次に、スポーツコミッションの取り組みも経済効果の波及に寄与すると期待される。12月より始動すると聞いているが、短期的・中長期的なロードマップや大会誘致数等、どのようなビジョンを描いているかとの御質問にお答えします。

スポーツコミッションの取り組みにつきましては、スポーツイベントや合宿などの誘致を行うことで、地域経済や地域スポーツの活性化につなげていくことを目的として、今月の24日にスポーツコミッションみなまたを設立いたします。これまで設立に向けて、本年9月に誘致関係者や宿泊、飲食等の関係者に委員として御就任いただき、準備委員会を設置し、現在の大会、合宿等の受け入れ状況について意見交換を行ったほか、これまで2回の勉強会を重ね、課題や取り組みの方向性等について共有することができました。

令和3年度の受け入れ実績としましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、今年の7月から11月末までの5カ月間で、エコパーク水俣では22件の大会、合宿等の受け入れを行っており、そのうち宿泊を伴うものが8件、日帰りが14件、延べ参加数といたしましては約4,500人となっております。観光庁が発表する都道府県別の観光消費額を参考に、これらの大会等の受け入れに伴う経済効果を推計したところ、約3,700万円の経済効果につながることになりますが、現状としましては、宿泊受け入れが市内宿泊施設だけで対応できないため、約半数は近隣市町での宿泊となっており、宿泊に伴う飲食等も含めると、約1,700万円を近隣市町で受け入れていただいている状況と思われれます。

このような状況を踏まえ、今後は市内での宿泊受け入れの強化や、飲食、お土産といった、さらなる地域経済への波及効果につなげるための取り組みを進めるとともに、新たな大会、合宿等の受け入れといった誘致件数の拡大につなげるための活動を進めてまいります。併せて、合宿等とキッズスポーツクラブなど、地域のスポーツ団体との連携に努めることで、競技力向上や活性化、子どもたちの健全育成といったスポーツ振興につなげてまいります。

なお、設立後、当面の活動計画といたしましては、令和4年2月に、ソフトテニス大会やサッカー教室、3月に硬式テニス大会の受け入れ等を予定しております。また、中長期的なロードマップや大会誘致数等のビジョンにつきましては、今後、スポーツコミッションみなまた内で協

議を行いながら、設立までにお示ししたいと考えております。

日本体育大学との体育スポーツ振興に関する協定や地元のスポーツ関係者等が持つネットワーク、SUPなどのマリンアクティビティの取り組み、さらにはエコパーク水俣内で現在工事が進んでおります道の駅みなまたなど、活用できる資源を最大限に活用し、関係者の皆様と連携してスポーツコミッションの取り組みを積極的に推進してまいります。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 道の駅の再整備を経て、来春にはグランドオープンを迎えられるめどが立ち、本市への経済波及効果を大いに期待する1人です。当初は、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開業に合わせた計画でしたが、再整備の具体的中身や工事予算、財源、運営方法などがなかなか決まらず、いつの間にかブラックボックス化していきました。高岡市長就任後に工事予算が大きく膨れ上がり、水俣インターチェンジの開業に、ただ間に合わせることだけが目的化してしまっていることも明るみとなりました。高岡市長が一旦立ち止まり、ゼロベースで再考した結果、インフォメーションセンターのトイレ改修をはじめ、新たな物産館の建設や既存施設のおもちゃ館への改修など、当初の計画以上の施設整備が実現し、木材価格の高騰によるウッドショックの影響を受けながらも、膨れ上がっていた工事予算を大幅に削減できたことは、市長、副市長、担当課職員の尽力の賜物であり、大いに評価されるべきと考えます。あんまり持ち上げるのもよく思われませんので、引き続き気を引き締めて、よりよい施設整備に努めていただくよう申し添えます。

私たち真志会は、10月24日にオープンした徳島県の木のおもちゃ美術館を視察してまいりました。以前のアクアリウムを改修し、広さや設備も申し分なく、市長も視察された東京おもちゃ美術館のコンセプトを継承した施設です。私たちが訪問したのは、平日の午後の時間帯でしたが、親子連れが50組ほど遊んでおられました。また、数カ所の道の駅も視察し、本市と同様に恋人の聖地に認定されている香川県の道の駅うたづ臨海公園に立ち寄った際、そのトイレにグッドデザイン賞の受賞プレートが掲示されているのが目にとまりました。グッドデザイン賞といえば、生活用品や雑貨が受賞されることが多いのは知っていましたが、調べてみますと、道の駅でグッドデザイン賞を受賞しているのはほんの僅かであり、今のところ九州内ではゼロのようです。

高岡市長は市政報告会で、インフォメーションセンターの改修により日本一のトイレを目指す気持ちがあることもおっしゃっています。

そこで、質問いたします。

道の駅のリニューアル整備に当たり、グッドデザイン賞を受賞できれば、施設の付加価値向上及び集客増に寄与すると思うが、市として取り組む考えはないかお尋ねします。

これから動きだすスポーツコミッションですが、現在、軌道に乗っている日本体育大学との連

携や、スポーツキッズサポーター制度をスポーツコミッションに一元化できれば、他の団体とは違った先駆的な組織体制が整うのではと想像しておりますので、組織化を機に取り組みのモディファイをお願いいたします。

エコパーク水俣へ市外から大会等で訪れてもらう方々には、お昼の弁当が必要になる場合がありますが、現状は市内の仕出し弁当業者に波及しているとは、残念ながら言えません。スポーツ庁が定義するスポーツコミッションの理念に、スポーツによる地域経済の活性化があげられており、一過性ではなく継続性が求められています。やり方や考え方を工夫しさえすれば、エコパークを中心として地域へ波及効果を生み出すことはできるのではないかと思う次第です。

そこで、2点目の質問です。スポーツ大会等での弁当の提供について、市内業者との連携によって、道の駅で対応できる体制を整えていく必要があるのではないかお尋ねいたします。

以上、2点です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目が、道の駅のリニューアルに伴ってグッドデザイン賞を取る気持ちはないかということでございました。

今おっしゃられましたグッドデザイン賞とは、公益財団法人の日本デザイン振興会が主催をされているもので、一人一人が豊かに、創造的に生きられる社会を目指すため、製品や建築、システム、サービスなどを対象に、そのデザインを評価・顕彰する制度と認識をいたしております。毎年、グッドデザインベスト100などの発表があり、デザイナーや設計士の方々だけでなく、一般の消費者からも注目を集めておりまして、道の駅みなまた再整備の総合プロデューサーであります砂田光紀氏が関わった山口県長門市の長門おもちゃ美術館がある、道の駅センザキッチンなど、複数の道の駅におきましてもグッドデザイン賞の受賞を確認いたしております。

リニューアルする道の駅みなまたの付加価値や集客力の向上に寄与する取り組みの1つと考えられますが、審査料や使用料などの費用を伴いますので、道の駅みなまたを運営する株式会社みなまたとも相談をしながら、グッドデザイン賞へのエントリーについては前向きに検討したいと考えております。

2点目の、エコパークにおけるスポーツ大会等で弁当の提供など、市内業者との連携で、その道の駅で対応できる体制を整えていく必要があるのではないかという御質問でありました。

エコパーク水俣では、県内でも有数のスポーツ施設が充実をした都市公園でもありまして、毎年多くの方がスポーツ大会やイベント等で利用をされております。道の駅みなまたを運営する株式会社みなまたからは、最近はお弁当やパン、総菜などの取り扱い量を増やしており、今後はエコパーク水俣で開催されるスポーツ大会等の情報を積極的に収集しつつ、市内業者と連携しながら

ら、弁当を提供できる体制を整えていきたいと伺っております。

スポーツ大会等の経済効果を地域に波及させるためにも、ハートリンク水俣や市内の仕出し業者など、道の駅が連携して商機を逃がさない体制となるよう、市としても協力してまいりたいと考えております。

なお、キッチンカーや出店などによる料理の提供につきましても、利用者の満足度向上につながると思いますので、使用許可の弾力的な運用について、ハートリンク水俣に働きかけてまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 グッドデザイン賞へのエントリーについては、熊本県ではなく九州での第1号を目指すとの意欲を内に秘めた前向きさを望みます。

道の駅を窓口とした市内の仕出し弁当業者との連携について、積極的な考えが伝わってきましたので、よろしく願いいたします。賛同いただける市内業者の個性や実力をまず把握しつつ、同業者同士で忌憚のない意見交換を行い、栄養面や消化しやすい、スポーツに適した材料の選定、結果的には（仮称）スポーツ弁当のように価格を統一したスタンダードな弁当をつくり上げる。大きな大会ともなれば数百個にも及びますので、数社の業者に振り分ける場合があっても、弁当の中身の優劣差を回避することもでき、業者の原価等についても影響が抑えられるメリットがあると思います。何よりも、広いエコパーク水俣内で、場所を指定さえすれば市内業者が配達してくれるサービスは、利用者に好評を得ると考えます。道の駅のリーダーシップで市内業者を守り立てて、市内への経済効果を生み出す新たな取り組みにつなげていくためにも、スポーツコミッションの中でしっかりとした組織づくりを図ってほしいと願います。

経済効果を創出するためには、市外から多くの人々が、道の駅を中心にエコパーク水俣へ訪れていただく必要があります。そういった観点から、私は過去の一般質問の中でいろいろ提言させていただきました。バス旅行者が休憩等で立ち入りやすいトイレの整備は実現いたします。県内及び九州内のバス会社や旅行企画会社へ、立ち寄りやすい施設であると認知してもらうための積極的なPR、Shop & Cafe ミナマータ内に江口寿史氏の漫画コーナーを設けて、コーヒーを飲みながら過ごしてもらおう。パーゴラの活用策として、市内生産者の協力でバーベキューの材料をそろえる。幸運、子宝、安産、航海安全のシンボルと言われる、タツノオトシゴをモチーフとした木のおもちゃ館のロゴやグッズの製作、木のおもちゃ館を支えてくれる市民サポーター制など、厚かましいとは思いつつも再度述べさせていただきましたが、経済効果の創出に全力で取り組んでもらうことを熱望し、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、マンガ県くまもとについて答弁を求めます。

本田産業建設部長。

(産業建設部長 本田聖治君登壇)

○産業建設部長(本田聖治君) 次に、マンガ県くまもについて順次お答えします。

まず、マンガ県くまもとの取り組みとはどのようなものかとの御質問にお答えします。

マンガ県くまもとの推進母体となるくまもとマンガ協議会が、熊本大学、熊本日日新聞社、くまもとDMC、NPO法人熊本マンガミュージアムプロジェクト、熊本県の呼びかけにより、令和3年10月24日に結成され、本市も会員となっております。マンガ県くまもとの取り組みは、「マンガ・アニメの文化的な視点からの保存・研究、検証・発信」「将来の担い手となる人材の育成」「マンガ・アニメによる新たな観光・経済活動の創造と地域の再生・振興、元気づくり」の3つの柱を中心に、その輪を広げていくもので、マンガといえば熊本となるように、国内外に発信していくことを将来的な目的としております。本年度は、当協議会の中で勉強会を行い、次年度以降に具体的な事業展開を図れるよう、協議会での議論を重ねていくと伺っております。

次に、本市出身の漫画家である江口寿史氏が11月13日に市観光大使の第1号として任命された。マンガ県くまもとに対する本市のスタンスはどうかとの御質問にお答えします。

先の御質問でお答えしました、くまもとマンガ協議会の勉強会には本市も参加しておりますので、本市への誘客につながる事業展開となるよう積極的に関わっていきます。その中で、観光大使である江口寿史氏の持つさまざまな実績やノウハウなどについても、活用させていただきたいと考えております。

○議長(牧下恭之君) 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 既にくまもとマンガ協議会の会員とのことで、今後は外部のいろんな情報を収集して、本市の観光・経済活動の創造につなげていただきたいと思います。また、本市の観光大使に就任いただいた江口寿史氏から最大限の協力が得られるよう、現在の良好な関係づくりを引き続きお願いします。

そこで1点質問します。

マンガ県くまもとの連携によって、本市にもたらされる期待や効果は何かお尋ねします。

○議長(牧下恭之君) 本田産業建設部長。

○産業建設部長(本田聖治君) 小路議員の2回目の御質問の、マンガ県くまもとの連携による本市への期待や効果についてお答えします。

本市では、これまで江口寿史氏の協力により、本市観光PRポスターの作成や、同氏のイラストを活用した「でかくっかみなまたスタンプラリー」、またデザインマンホールの設置を行ってまいりました。今後は、くまもとマンガ協議会に参画し、ほかの自治体や民間団体と連携することで、本市単独で行うよりも効果的な誘客に期待をいたしております。

なお、具体的な事業展開につきましては、これから同協議会の中で検討していくと伺っておりますが、本市といたしましては、観光大使である江口寿史氏を中心に、その知名度を生かした事業が展開できるように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 「熊本に令和のトキワ荘、アジア戦略を見据えた出版社が新時代の漫画家育成に本腰」という記事を以前、目にしました。トキワ荘と聞けば、言わずと知れた手塚治虫氏、石ノ森章太郎氏、赤塚不二夫氏、「おい、のび太」のジャイアンではなく、「ドラえもん」で有名な藤子不二雄氏ら著名な漫画家が居住していた聖地です。東京に本社を置く出版社コアミックスが、昨年秋、阿蘇郡高森町に漫画家らアーティストを育成する施設「アーティストビレッジ阿蘇096区」を開設し、これが令和のトキワ荘というものです。この出版社には、「北斗の拳」作画担当の原哲夫氏、「シティーハンター」の北条司氏も取締役を務めているとのことで、私たちの世代にはどはまりの方々です。

出版社の狙いに、日本人の若手漫画家の育成はさることながら、漫画産業が育っていない東南アジアの商圈開拓と、特に漫画熱が熱く、人口も日本の倍以上であるインドネシアを中心に、海外の漫画家志望者も受け入れるとしております。また、本年9月には、この出版社コアミックスが高森町、県教育委員会、高森高校と連携し、高校では全国初の、専門的に漫画を学べる学科の新設を目指すと報道されました。官民による環境整備、定員割れが続く学校の支援策、交流人口増や活性化を図る地域おこしといった相乗効果をもたらすこのすばらしい取り組みを知り、歯がゆい気持ちと、率直にやられたなと思いました。

県立高校となれば、県教育委員会を含め熊本県の所管となりますが、高岡市長が就任された際に、地元唯一の県立水俣高校を、水俣市立の高校であるとの思いで支援されてきております。今はリモートで漫画が描ける時代と言われるようになり、昨日の桑原議員の一般質問のやり取りでもありました本市のインフラ整備も、インターネット光回線の未整備エリアが解消され、デジタル化社会に対応できる環境が整います。

漫画に限ってみれば、昨年のコミック市場規模は前年比23%増の6,126億円で、統計開始以来過去最大と言われており、これからの世界市場を考えれば、まだまだポテンシャルが高いと言えます。漫画、そしてアニメーションを中心としたこういった取り組みのセカンドベース、第2の拠点を呼び込むことは、高岡市長のビジョンでお示しいただいたビジネスや生活拠点として、選ばれた水俣市に向けて、1つのモデル地域実現ともマッチします。マンガ県くまもとや関係機関と連携していく中では、答弁でありました積極的なアイデアと併せて、本市のすばらしさのPR、誘致並びに交流人口増に直結する果実を得られるよう、今後の頑張りと成果を期待しつつ、

進捗を見守りたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 以上で、小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時27分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 こんにちは。市政創造クラブの岩阪雅文です。よろしくお願いいたします。

誰もが元気よく、生きがいを持って楽しく暮らすことのできるまちへを目指して、高岡市政の誕生から今年で1つの節目である4年目になりました。しかし、新型コロナウイルス感染症対策の中、市政運営には、市長をはじめ職員の皆様方の御苦勞に対しまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、そのような中でも、市政運営についてはひとときの停滞も許されません。そこで、市政運営の柱の1つでもある本市の財政状況について、冒頭ではありますが、その内容について、情報に乏しい面もありますので、以下3点について質問します。

①、令和3年度は当初予算の20%カット、令和4年度は骨格予算ではあるが10%のカットを市民にも知らせて危機状況を明らかにしているが、令和4年度から3年程度の緊急対策を取りまとめ、打ち出すべきではないかと思いますが、いかがか。

②、緊急財政対策については、市民にわかりやすく公表し説明すべきと思うがいかがか。

③、本市の財政状況を踏まえ、市民をはじめ職員の危機意識・意識改革を高めるためにも「財政危機緊急事態宣言」をすべきと思うが、いかがか。

2番目に、小中学校の一貫教育の具体的推進について質問をします。

小中一貫教育の推進については、私は、平成28年3月定例会以来2回目となります。これまで、市長の議員時代の質問をはじめ、それぞれ多くの議員が質問し、実現に向けてのその動向について関心の高さを示すものではないかと思います。既に、県内では実践過程の自治体も多くなり、本市の実践についても期待されているところでもあります。これまで推進に向けてのあり方が中心でしたが、その後、実現に向けモデル校を指定し取り組みが研究されている段階です。

そこで、次の点について質問します。

①、水俣市のこれまでの取り組みについて。

②、推進体制は、どう構築されているか。

③、これまでの取り組みの成果と課題について。

④、今後の展望についてをお伺いいたします。

3、市長の公約や施策等の達成と実現度について。

先ほど申し上げましたように、高岡市政のスタートに当たって、選挙公約も多くの政策を掲げられました。しかし、今年度の1つの節目として4年目になり、人口減、財政の悪化は避けられなかったわけですが、ここでの質問は、高岡市政のスタートにあたって、平成30年6月号の市報に掲載された、決意に基づく具体的な個別の政策の一部ですが、以下質問します。

まず1点目、恋路島の問題ですが、1回目は政策の連続性と継続性の観点から質問し、市長も理解を示され、報告書も出されています。

そこで、①、恋路島の利活用と今後について、どう対処するのか。

②、幼稚園の認定こども園への移行支援について、本事業は厚生労働省、文部科学省の施策が混在しているが、順調に推移しているか。

③、水俣病被害者の救済支援について、さまざまな立場の人から話を聞いて、対話の機会をつくるとしているが、できたか。

④、最適な行政の実現について、実現できたか。

⑤、市役所の働き方改革について、どうできたか。

⑥、地域へ飛び出す公務員への応援はできたのか。

多少抽象的な面がございましたので、以上質問をいたしました。よろしくお願いいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 岩阪議員の御質問に、順次お答えします。

まず、水俣市の財政状況については総務企画部長から、小中学校の一貫教育の具体的推進については教育長から、市長の公約や施策等の達成と実現度については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（牧下恭之君） 水俣市の財政状況について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 初めに、水俣市の財政状況について順次お答えします。

まず、令和3年度は当初予算の20%カット、令和4年度は骨格予算であるが10%のカットを市民にも知らせて財政の危機的状況を明らかにしているが、令和4年度から3年程度の緊急財政対

策を取りまとめ、打ち出すべきと思うがいかがかとの質問にお答えいたします。

本市の財政につきましては、市民の皆様にご協力をいただき、健全化に向けた努力を進めているところであり、経常収支比率については平成30年度、令和元年度に100%を超えていたものが、令和2年度決算では96.7%に改善し、実質単年度収支は、赤字が過去約4億円から7億円程度で推移していたものが約1,500万円に圧縮しており、改善に向かっている途上にあると認識しております。

改めて、議員御提案のような緊急の財政対策を取りまとめるよりも、現在の財政健全化に向けた取り組みを着実に前に進めていくことが重要と考えます。

次に、緊急財政対策については、市民にわかりやすく公表し説明すべきと思うがいかがかとの御質問にお答えします。

議員御提案のような緊急の財政対策を取りまとめることとなった場合には、御指摘のとおり、市民の皆様にご公表し説明すべきものと考えます。

次に、本市の財政状況を踏まえ、市民を初め、職員の危機意識・意識改革を高めるためにも「財政危機緊急事態宣言」をすべきと思うがいかがかとの御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、本市の財政は市民の皆様のご協力により、改善に向かっている途上にあります。万が一、現在進めている財政健全化への取り組みが停滞するような事態になれば、議員御提案の財政危機緊急事態宣言のようなことも必要と思われませんが、市民の皆様のご協力により改善に向かっている今は、その時ではないと考えております。今後も、財政健全化を図りながら、市の活性化に向けた施策を積極的に展開していく、守りと攻めの両輪で市政を推進させてまいります。

○議長（牧下恭之君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 御答弁いただきました。私は、やはりこの答弁では、執行部には本当に危機感があるのかというふうな答弁には聞こえません。確かに、経常収支比率は101%から96.7%に改善をいたしました。実質単年度収支は、赤字額が過去4億円から7億円程度に推移をしていたものから1,500万円に圧縮をできたということでございます。しかし、これは新型コロナウイルス感染症によるイベント等の事業中止等による一時的な改善であって、本来の改善状況ではないというふうに私は思っております。しかも、実質単年度収支は平成23年度以降、10年連続して赤字を脱却していません。財政調整基金に至っては、平成29年度、約20億2,000万円ありましたが、平成30年度で11億8,000万円、令和元年度では5億4,000万円、このように急激に減少をしております。

今後は歳出面においても、大型事業あるいは施設の長寿命化、扶助費の中長期的な増加、庁舎等の起債償還金の増額が見込まれています。歳入面では、人口減少、自主財源の減収等で構造的に歳入の減少が続き、市全体では財政改善することなくますます悪化すると、令和4年度予算

編成方針の中で徹底した予算の見直し、財政構造の変化、職員一人一人の危機意識を強調し、大変な危機感を示しております。

そこで、2番目の質問ですけれども、確かに緊急事態宣言は社会的な影響も考えられないではないと思います。しかし、令和3年度を財政健全化へ向けた1年目に位置づけて、20%シーリングだったわけですので、その意識を高める上でも、私は、緊急財政対策は策定してしかるべきだと思いますので、再度質問します。

次に、答弁の中で、万が一現在の財政健全化の取り組みが停滞するような事態とは具体的にどのような事態と受け止めてよいのか。

3番目、財政の健全化を図りながら、市の活性化に向け積極的に展開していくが、守りとは具体的にどのようなものか、また、攻めとはどのようなものか。

4、令和4年度は財政健全化に向けた2年目として、予算編成でさらに抜本的な財政改革を推進し、歳入歳出を徹底して見直すとしているが、期間は何年度までか、また、削減額の内容はどのようなものか。

以上、4点について質問をします。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 岩阪議員の2回目の御質問にお答えいたします。

4点お答えいたします。

1点目は、緊急財政対策を策定して取り組むべきということについて、再度質問するというものだったと思います。

先ほどお答えしましたとおり、本市の財政は改善に向かっている途上にあると認識しておりますので、改めて議員御提案のような緊急の財政対策を取りまとめるよりも、現在の財政健全化に向けた取り組みを着実に進めていくことが重要と考えております。

2つ目ですけれども、財政健全化の取り組みが停滞するような事態とは具体的にどのような事態かという御質問でした。

今後、大規模な自然災害の発生など、市民の生命と財産を守るため、一般財源で大規模な支出を行う必要が生じるような事態や、地方交付税を初めとした地方財政制度の見直しなどにより、現状とは異なる取り組みが必要となるような事態が考えられます。

3点目ですが、先ほどの答弁の中の、財政健全化を図りながら活性化をするということの守りと攻めとは具体的にどのようなものかという御質問でした。

守りとは財政再建の取り組みを、攻めとは市の活性化に向けた取り組みを指しています。具体的には、令和4年度予算編成方針において、裁量的経費について10%削減のシーリングを設定するほか、ふるさと納税のさらなる拡大に努めるなど、徹底した歳入歳出予算の見直しを行い、財

政健全化に向けた2年目の予算とすることが守りです。一方、市の抱える課題解決に向けた施策として、人口減少、高齢化という新たな環境への適応、成長と分配の好循環の実現、デジタル化などの新技術の活用の3つの観点から成る水俣未来投資枠を設定し、市の活性化を図ることが攻めとなります。

4点目の御質問で、令和4年度予算編成方針で、歳入歳出を徹底して見直すとしているが、期間は何年度までか、削減額はどのようなものかという御質問でした。議員御指摘の予算編成方針は、地方自治法に定める会計年度独立の原則に基づき策定する毎年度の予算の編成方針を規定するものです。令和4年度予算編成方針は、令和4年度1年間の方針を定めたものです。削減額については予算編成作業を進めているところであり、現時点で具体的な金額をお示しすることはできません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 今の答弁では、毎年の財政健全化の予定であり、1年間での分と、具体的にまだ内容は固めていないということでしたけども、財政状況を見る上での数値というのはいろいろあるんですけども、先ほど言いましたように、実質単年度収支について見ますと、10年間も赤字が続いているのに手を打たなかった、私はこのことに非常に疑問を持っております。実質単年度収支の赤字が続いているということは、毎年度予算の資金ショートが起きているということですし、そうなれば当然、基金を取り崩して対応せざるを得ないということになります。そして、このような状況が続けば、いずれ基金が枯渇していくことは明らかなことでございます。

ここで、大分県杵築市の緊急財政対策の資料がございますけれども、杵築市は別府湾に面していて、人口はほぼ水俣市と同じでございます、令和2年10月現在で2万7,300人、元年度は、標準財政規模は104億円、決算額は228億円です。本市は、令和元年度の標準財政規模は80億、決算額は159億ですので、本市より一回り大きいということにはなります。さらに、杵築市は平成28年度以降、実質単年度収支が3年連続して赤字になり、平成30年度決算では経常収支比率が100%を超過して、財政調整基金の取り崩しが続く、このままでは令和4年度に財政調整基金が枯渇し、令和5年度には財政再建団体に転落するおそれがあるとして、実質単年度収支に焦点を当てまして、令和2年2月に緊急財政対策を打ち出しています。

さらに、対策の内容につきましては、ここがございますように、16ページにわたって対策の内容、それから目的別に説明資料を33ページにわたって説明をしております。やはり、財政再建のためには、先ほど言われましたように、市民の方々に協力を得るというのは当然のことです。そのためには、やはり昨日も予算についての質問がございましたが、今後の対策内容というのをやはり明らかにして初めて市民の協力が得られるというふうに思いますので、この公表については

今後ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

令和3年度予算を健全化の1年目として編成をしましたが、一方では敬老祝い金を廃止し、病院事業への大幅な減額というのを打っておきながら、みなくるバスの無料化など、新規事業を開始しています。このように、やはりどうしても私から見れば政策の曖昧さというのが見られてきて、非常にわかりにくいというふうに思います。そういう意味ではぜひ、先ほどのような明確な説明資料や説明内容については、当然すべきものだというふうに思います。

そこで、1点目です。

水俣市は、平成22年度に黒字を計上して以降、10年も実質単年度収支の赤字が続いております。特に、平成27年度以降大きく財政が悪化し、私は遅くともこの時点で緊急財政対策を策定すべきではなかったかというふうに考えます。いかがでしょうか。

次に、2点目です。

今の水俣市の予算の公表の仕方は、非常にわかりにくいと私は思います。どの事業を見直したのか、前年度の予算書と照合しなくてはわからないというふうな状況もございます。ましてや、市民にはなおさらのことです。先ほども申し上げましたように、何を基準に、なぜ予算を減額する必要があったのか。また、なぜ施策の廃止をしなければならなかったのか。また、新規に開始した施策の必要性についても、もっとわかりやすく説明する必要があるのではないかと私は思います。

特に、緊急財政対策のような計画を策定せず、毎年度の予算編成作業の中で健全化に向けた取り組みを進めるというのであれば、少なくとも市民の理解を得るために、もっとわかりやすい予算書の公表を積極的に推進すべきではないかというふうに考えますが、それについていかがか。国からの着任の総務企画部長の見識に大いに期待はするものの、やはり最終的には為政者たる市長の、私は、責任だというふうに思います。

その点について質問をいたします。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 岩阪議員の3回目の質問にお答えいたします。質問は2点だったと思います。

1点目は、平成22年度に黒字を計上して以降、ずっと10年間も実質単年度収支の赤字が続いており、特に平成27年度以降大きく悪化していると、この時点で緊急財政対策を策定すべきではなかったかという御質問でした。

平成22年度以降につきましても、健全な財政運営を行うべく取り組んでいましたが、結果として本市の財政は平成27年度から大きく悪化していますので、もっと厳しい対策をすべきであった

との御批判は真摯に受け止めなければならないと考えます。しかしながら、平成30年度決算において、財政の悪化が表面化して以降、財政健全化に取り組んだ結果、先ほどお答えしましたとおり、改善に向かっている途上にあると考えております。令和4年度予算においては、財政健全化を継続するとともに、市の将来を見据えた新たな施策の展開を図るため、水俣未来投資枠を設定し、守りと攻めからなる予算編成をすべく取り組んでおります。

2番目の御質問ですが、財政健全化の取り組みを進めていく中で、市民の理解を得るためにもっとわかりやすい予算書を公表すべきじゃないかという御質問でした。

議員御指摘のとおり、財政健全化の取り組みに最も重要なものは、市民の御理解と御協力であると認識しております。議会に提出する予算書は、総務省令の定めに従う必要がありますので、その内容を大幅に見直すことはできませんが、市民にわかりやすい広報は重要であると考えており、現在、市政報告会で市長が、水俣市の財政状況や重点施策について説明するとともに、本年度から予算編成方針の概要を「広報みなまた」に掲載したところですので、引き続き工夫して、わかりやすい形での公表に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 次に、小中学校の一貫教育の具体的推進について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、小中学校の一貫教育の具体的推進について順次お答えします。

まず、水俣市のこれまでの取り組みについての御質問にお答えします。

小中一貫教育の定義については、小中連携教育のうちの1つであるとされています。小中連携教育とは、小中学校段階の教職員が互いの情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すさまざまな教育とされ、小中一貫教育は小中連携教育のうち、小中学校段階の教職員が目指す子ども像を共有するとともに、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すものとされています。

小中一貫教育を含む小中連携教育の目的について、最も広範に指摘されているものとして、小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる中1ギャップへの対応があげられています。本市におきましても、主に中1ギャップと学力向上への対応に重点を置いて取り組みを進めました。

その取り組みにつきましては、平成29・30年度の2年間、市の小中一貫教育研究推進校の指定に併せて、熊本県の幼保等、小、中連携実践研究事業の委託を受け、袋中学校を研究指定校に指定し、袋小学校を研究協力校、校区内の水俣さくら保育園、みどりの森こども園も研究協力園として研究に取り組みました。小中一貫教育研究推進校としては、小中一貫教育の課題等について

の研究を行いました。幼保等、小、中連携実践研究事業においては、連携の具体的な実践方策の研究として、ゼロ歳から15歳までの15年間を見通した袋校区の目指す子ども像を設定し、連携実践事項や推進体制整備等について研究を進め、平成30年10月に研究発表会を実施しました。

次に、研究推進体制はどう構築されているかとの御質問にお答えします。

先の研究では、連携を深める組織として、園長・校長会議をはじめ全体を見通した計画を進める計画委員会、事業実践等を行う小中連携部会、幼保小中の連携の活動を推進する実行委員会等を設置しました。その中で、職員が同じ視点を持てるよう設定した共通の学校教育目標に基づき、連携カリキュラムの共通実践を図りました。

次に、これまでの取り組みの成果と課題についての御質問にお答えします。

袋中校区の研究の成果としては、小学校の教職員が中学校へ、中学校の教職員が小学校へ出向いての乗り入れ授業や、異年齢集団による体験的な交流活動等を通して、小学生が中学校の雰囲気になれることで、進学への不安の軽減、いわゆる中1ギャップの解消につながり、入学時に中学校の勉強に不安を持っていた生徒の割合が92%から66%に減少しております。また、教職員の合同研修会や授業研究会を行うことにより、系統立った授業の流れを構築することができるなど、授業改善の意識の高まりにつながりました。

一方、課題としては、乗り入れ授業や交流活動等、教師の打合せ時間の確保が難しいことなどがあげられます。また、乗り入れ授業をする際の教員免許の校種や教科の対応など、教職員の配置についても課題と言えます。また、小中一貫校に関する調査では、児童生徒に関する課題として、9年間を見通した独自の教育課程を編成するため、転入・転出した児童生徒が学習できない単元が発生する可能性があること、本来発揮される小学校6年生のリーダーシップが薄れてしまうこと、学校全体としての行事が増える可能性があり、子どもたちにとって過度な負担になるおそれがあることなどがあります。

次に、今後の展望についての御質問にお答えします。

先の研究につきましては、一定の成果があり、現在、袋中校区におきましては研究の成果を生かすとともに、他の中学校区のモデルとして引き続き乗り入れ授業や体験的な交流活動の実施など、保育園、こども園も含めて小中連携教育の充実に取り組んでおります。その他の中学校区におきましても、幼保等、小、中連絡協議会や中学校ブロック別担当者会、授業研究会を実施し、幼稚園、保育園、こども園から小学校へ、また小学校から中学校への円滑な接続など、研究の成果を生かして、幼稚園、保育園、こども園も含めた小中連携教育の充実に取り組んでおります。

今後の展望としましては、研究成果を踏まえたこれまでの小中連携教育の取り組みで、中1ギャップへの対応等にも一定の成果が上がっておりますので、目指す子ども像の共有や乗り入れ授業の取り組みなど、小中一貫教育の要素を取り入れた小中連携教育のさらなる充実を進めてま

いりたいと考えております。

小中一貫校の導入につきましては、先ほど述べました児童生徒に係る課題や教職員の労働時間及び配置の課題等がありますので、先行事例を分析しながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 この件につきましては、私は今回で2度目なんですけれども、当時具体的に、当市市内に隣接する袋校区、あるいは緑東校区について、導入したとか、あるいは英語等教育の充実について積極的に取り組みできないかというふうに質問した経緯もございます。当時の教育長の答弁では、教育振興計画の策定のためのプロジェクトチームの設置をしたい。その中で、学校現場や各学校に設置されているコミュニティ・スクール運営協議会の意見を聞きながら、小中一貫校についてもほかの教育政策と併せて協議をしていきたいというふうに答弁をされております。

今、答弁をされたのは、その各学校内に設置された推進体制というのは理解できましたけれども、教育委員会内での推進体制というのはあるのかどうか、この辺をまず1点目お聞きします。質問します。

それから次に、課題等については、確かに成果課題について発表があったということですが、水俣の教育の48集に袋中学校の活動の中で、試行錯誤されながら一生懸命取り組んでいらっしゃる様子を伺うことは十分できます。そうしますと、2年間のあげられた成果等というのは、やはり教育委員会としても積極的に取り組んで、併せながら取り組んでいくべきだというふうに思っておりますので、その推進体制についてまずお伺いをいたしたいと思えます。

2番目は、今の課題等について教育委員会としてどう対処していくのかですね。

それから、実施までの見通しについてですけれども、市長も議員時代に一般質問の中で、小中一貫教育について質問をされていらっしゃった。そのときの答弁では、3、4年ということでもあったんですが、最終的には5年程度はかかるんじゃないかというふうに答弁をされています。今の答弁を聞きますと、どうも見通しはまだ暗いようなんですけれども、その点について、今の教育長はどのように年度的に考えていらっしゃるのか。

その3点について、まず質問します。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 岩阪議員の2回目の御質問にお答えいたします。3点ございました。

まず1点目なんですけれども、教育委員会内の推進体制はどうなっているかとの御質問でした。

いわゆる小中一貫教育についての推進体制については、現在のところございませんけれども、小中連携教育の推進体制としましては、教育委員会において各小中学校の校長、幼稚園、保育園、認定こども園の園長及びそれぞれの担当者、PTA連絡協議会会長で、幼保等、小、中連絡協議

会を設置し、全体会、担当者会、中学校ブロック別担当者会を開催しております。この中で、目指す子ども像と共通実践項目の設定、連携カリキュラムの作成を行い、市内全中学校区で実践できるよう取り組んでいるところです。

2つ目ですけども、袋中学校区の研究の課題です。これについてどう解決していくのかというような御質問でした。小中連携教育の課題である教職員の打ち合わせの時間の確保につきましては、ICTを活用したオンラインでの交流や打ち合わせをするなど、効率化を図っていきたいと考えております。また、教員免許の校種や教科、教職員の配置の対応につきましては、各中学校区での乗り入れ授業の実施も想定しながら、教職員の所有免許にも可能な限り配慮し、教職員を配置していただけるよう働きかけをしております。

3点目なんですけども、小中一貫教育の見通しはいかがかというふうな御質問でした。

先ほども述べましたけども、今後も小中連携教育を充実させて、幼保等、小、中の円滑な接続に取り組んでまいりたいというふうに考えております。9年間を見通した教育課程の編成などを必要とする小中一貫校の導入につきましては、先行事例を分析しながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 これまで多くの議員が一般質問はされてますけれども、答弁については慎重に検討、慎重に検討というふうな答弁が非常に多いわけですけども、それだけ大変だなと、思いはもちろんです。それでも、教育委員会内の推進体制ということはないということですけども、この熊本県の実践事業事例集というのを見まして、県内5市の事例を紹介しているんですけども、玉名市では運営組織として学校長6人、教務主任5人、小中一貫教育推進委員9人、コーディネーター、それから各事務局会議16人、その下に全体会と3部会があります。このように独自の方式をやっていますし、八代市では八代方式なるものを構築してやっております。私は、やはり水俣ももうちょっとこの水俣独自といいましょうか、やはり研究校もできたことですし、少しずつ進歩はしているというふうに思うんですけども、やはり水俣方式を目指すような意気込みで推進体制、あるいは推進プランといったものを策定していくべきでないかというふうに思っております。ですので、教育長になられて、この決意のほどについて、この質問はまず終わりたいと思います。

これは1点目です。

2点目は、先に地方教育行政組織及び運営に関する法律ということで、市長も教育に対して物申すことができるようになったわけですが、総合教育会議を設置されまして、三位一体、教育委員会あるいは市長、教育長、三位一体になったというふうに思います。

そこで、市長としてその実践する当事者となられたわけですが、この小中一貫教育についてどのように考えておられるのか、2点、教育長の決意と市長の一貫教育に対する思いをお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 岩阪議員の3回目の御質問にお答えします。

推進体制ということですね、それをつくってくださいというような意図ではなかったかなというふうに思いますけども、小中一貫教育は中1ギャップ等の課題を解決するための手段でありまして、それ自体が目的ではありません。小中一貫教育の検討は、研究校での研究の結果、中1ギャップ等の課題へは、小中連携教育の取り組みによる成果が得られておりますので、小中連携教育のさらなる充実を今、進めているところです。

小中一貫校につきましては、先ほど述べましたとおり、先行事例を分析しながら慎重な検討が必要であるというふうに考えております。その中で、議員がおっしゃる推進体制、推進組織、計画についても必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 岩阪議員3回目の御質問で、私のこの体制に対する考えはということでお尋ねでございます。

子どもたちをめぐるさまざまな課題に対しまして対応するためには、小中一貫教育も含めた小中連携教育のあり方を検討する必要があるというふうに考えております。今後も必要に応じて、総合教育会議などで教育委員会と議論をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、市長の公約や施策等の達成と実現度について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、市長の公約や施策等の達成と実現度について順次お答えします。

まず、恋路島の利活用と今後について、どう対処するのかとの御質問にお答えします。

恋路島の利活用については、本市では恋路島に関わるある団体等をメンバーとする恋路島活用検討委員会を設置し、平成27年度、28年度に検討を行いました。検討委員会は、検討内容を取りまとめた恋路島利活用のための手引として、「恋路島がたり 恋路島の価値を未来につなぐために」の冊子を平成29年度に作成しました。この冊子の中で、恋路島への渡航については、原則として1回の渡航者を20名以下とするなど、島及び周辺海域の自然環境を保全した利活用を行っていくという検討委員会の方針が示されました。

恋路島には、準絶滅危惧種のナガミノオニシバ群落やタブノキの自然林、タツノオトシゴなど豊かな自然や生き物があります。このような貴重な自然と共存しながら利活用することを検討してまいります。

次に、認定子ども園への移行支援について、本事業は厚生労働省、文部科学省の施策が混在しているが、順調に推移しているかとの御質問にお答えします。

移行を希望した認定子ども園については、平成28年度から保育園5園、幼稚園2園の計7園が令和2年度まで問題なく移行しております。移行の要件として、保育園、幼稚園双方の機能を備えることが必要となりますので、本市では幼稚園に保育を行うための保育室や調理室等を整備するなど、認定子ども園を運営するためのハード面での整備に必要な支援も併せて実施したところ です。

次に、水俣病被害者の救済支援についてさまざまな立場の人から話を聞いて対話の機会をつくる としているが、できたかとの御質問にお答えします。

平成30年の施政方針で、対話の機会をつくることを述べておりますが、平成30年度及び令和元 年度に、水俣病被害者・支援者連絡会と懇談を行い、水俣病互助会、チッソ患者連盟、水俣病被 害者の会、水俣病不知火患者会、水俣病被害者互助会、水俣病被害者市民の会の方々から御要望 をお伺いしております。また、原因企業であるチッソに対しては、いただいた御要望をお伝えす るほか、チッソの経営状況を私と副市長に直接説明していただくなど、さまざまな立場の方とお 話をさせていただいております。

そのほか、国に対しては上京の際に、被害者救済は水俣市における最大の課題であることをお 伝えし、解決のための支援をお願いするほか、環境省の職員が水俣を訪問された際に、しっか りと実情をお伝えしているところです。また、県に対しては要望活動を行い、令和3年度から令和 7年度までを計画期間とする第七次水俣・芦北地域振興計画の策定の際に、水俣病の教訓に基づ く環境への取り組みを計画に組み込んでいただくなど、積極的な対話を行っております。

このように、さまざまな立場の方とお会いすることにより、対話の機会をつくることのできた と思っております。

次に、最適な行政の実現についてどのようなことを行ったかとの御質問にお答えします。

平成30年度の施政方針で申し上げましたように、最適な行政の実現とは、市民のニーズ、地域 の実情に沿った最適な行政サービスを目指し、職員の力を引き出すこと、事務の合理化、効率化 を進めることだと考えています。そのため、持続可能な行政運営の確立を図るため、第6次水俣 市行財政改革大綱に基づき、機能する組織づくり、行政力の強化、財政力の向上の3つの推進方 針を柱に取り組みを進めております。機能する組織づくりについては、主に組織機能の見直しを 図っております。

直近では、今年度からスポーツに関する事務を市長部局へ移管し、スポーツ交流課としてスポーツを通じて観光誘客や交流人口の拡大、集客促進につなげ、スポーツ関連の取り組みを一体的、総合的に推進する体制を整えました。

行政力の強化については、市が行う主な事務事業について行政評価を実施し、事業の選択と集中を図っています。財政力の向上については、主にふるさと納税による歳入の確保を図り、また、令和2年度に定めた予算編成方針において、令和3年度を財政再建に向けた1年目として位置づけ、財政健全化に努めているところです。

次に、市役所の働き方改革についてはどうかとの御質問にお答えします。

平成30年度の施政方針において述べた、柔軟で多様な働き方について、他団体、民間の事例などを参考に検討をまいりました。このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態に見舞われ、職員の感染予防対策を講じる必要もあったことから、運用規程等を整備し、令和2年4月から在宅勤務を可能としました。さらに、令和3年1月からは時差出勤も可能としております。また、妊娠、出産、育児等、仕事の両立支援に関して、例えば不妊治療のための休暇など国家公務員の制度を参考に、休暇制度の拡充を図ってまいります。

次に、地域へ飛び出す公務員への応援はできたのかとの御質問にお答えします。

地域へ飛び出す公務員への応援とは、勤務を離れた時間には職員が1人の住民として、自治会や消防団などの地域活動へ参加しやすい環境づくりを推進することを目指したものです。例えば、年次有給休暇を取りやすい職場の雰囲気づくりや、先ほど申し上げた時差出勤制度の活用は、平日の地域活動に参加しやすくなることにつながります。また、職員が勤務中に火災出動などの消防団活動を行いやすくなるよう、出動時の手続を不要としました。こういった面からの応援のほか、自治会の役員をしている職員や消防団に加入する職員に対しては、折に触れ、私から激励を行っております。

○議長（牧下恭之君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 今、答弁いただきました。

公約という大きいものから小さいものまでたくさんありますが、これは30年度の市報に掲載されたものを質問したわけですが、24項目にわたって述べてございました。

恋路島についてですが、先ほどエコパークの活用についても話がございましたけども、やはり当時は政策の連続性とか継続性とかについて質問をして、その活用についても市長が理解を示されましたので、今後、大いに期待をしたいと思いますので、よろしく願います。

それから、あと最適な行政の実現については、なかなか抽象的でございますし、最適な行政の実現、それから働き方改革、地域へ飛び出す公務員、なかなか私たち市民には見えにくい部分がございますので、具体的にどういうことなのかということで質問をしました。最適な行政の実

現については、第6次の行政改革大綱の中にも出てきます。そういう意味では広い意味もあるだろうと思いますので、この辺にしておきたいと思いますが、1つだけ、2回目について質問をします。

認定こども園です。このこども園についての内容について、あんまり詳しく知りませんので、認定こども園の経緯はどのような経緯から始まったのか、それから認定制度の内容とはどういったものか、それから少子化の中、現在の状況に課題はないのか、その3点について。この問題について第2の質問は、認定こども園についてのみお尋ねしたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 岩阪議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、認定こども園のこの経緯、どういった経緯から始まったのかという御質問でございます。

経緯としましては、幼稚園と保育所は、その目的及び役割を踏まえ、それぞれの社会的ニーズに応じてきましたけれども、近年の社会構造等の著しい変化を背景としまして、就学前の子どもに関する教育・保育については、保護者の就労の有無に関わらず、同じ施設を継続して利用したいなど、ニーズは多様化しつつあります。そのため、このような変化を考慮し、地域において子どもが健やかに育成される環境が整備されるよう、小学校就学前の子どもに対する教育・保育を提供する機能並びに地域における子育ての支援を行う機能を備える施設を認定こども園として認定を受ける仕組みを設けることとなりました。

具体的には、平成18年10月から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行され、認定こども園制度が始まりました。

2番目の、認定制度の内容はどういうものかということでございますけれども、認定制度とは、教育・保育を利用する子どもについての区分のことで、次の3つの認定区分が設けられています。

まず、子どもを預ける標準時間が4時間である旧幼稚園の区分の1号認定、8時間である旧保育園の区分の2号認定、3号認定があります。なお、旧保育園の区分について、3歳以上を2号認定、3歳未満を3号認定としております。

3つ目の御質問でございます。現在の状況に課題はないかという御質問でございました。

本市に限らず、全国的に少子化が進んでおります。この状況がさらに進みますと、就学前児童の教育・保育を担う認定こども園等の運営がますます厳しくなってくると考えられます。他市町村においては、中山間地で既に閉園となっているところも少なくない状況であります。本市の少子化が進みますと、市内各園の実情に応じて定員を減らす必要性が出てくるものと思われれます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 3回目になりますけど、この件についてはまた別途質問したいと思いますので、これで結構だと思います。

具体的な内容について質問しましたが、1次産業から6次産業まで幅広くありますので、公約の遂行、あるいは政策の遂行というのは大変なものがあると思います。

そこで、私の経験からしますと、まちづくりの理念、あるいは生まれ育った故郷への思い、そういうものに対して情熱や哲学というのがあるというふうに思います。例えば、まちづくりといっても、一口に言ってもやはり奥深いものがあるというふうに感じておりますけども、4年間の間そういった市長の思いが政策全般を通じて市民に伝わったのかどうか、その辺について各地区を回られていらっしゃると思いますので、ここでそういう思いが伝わったのかどうか、この辺の気持ちをお聞きして最後の質問としたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） では、岩阪議員の3回目の御質問にお答えいたします。

このまちづくりとかそういうものに向かって、この4年間、市政運営を総括したその思いというものをという御質問でございました。

一言で申し上げますと、大変苦勞した4年間であったというふうに感じております。私が就任時に市民の皆様とお約束をいたしました市政の変革と改革、これを進めるべく4年間の市政運営に取り組んでまいりましたが、平成29年度末の本市の財政状況というのは、先ほどから申し上げておりますように逼迫して、どのような施策や事業を展開しようと考えても進められない状況にもございました。岩阪議員も議長を経験されておられますので、御理解いただけるかと思えますけれども、全国の自治体がやはりしのぎを削って要望活動などを行っている中で、予算の確保をすることがいかに大変なことかは、それを経験した者にしか理解できないのではないかとというふうに考えております。他の市町村に負けないように、積極的に要望活動を行うことが、これからの水俣市の将来を大きく左右すると痛感をさせられた4年間でもありました。

そのような思いの中で、困難な状況にあっても市民の皆様にご安心をして暮らしていただくために、そして水俣市が飛躍していくために、強い使命感を持って取り組んでまいりました。その結果、市長就任時に市民の皆様にお約束をいたしました公約は86%を達成し、財政健全化を進めながら1,100を超える事業を実施することができました。今後も、私の強みであります行動力と実行力を次の4年間でも十分に発揮できるよう邁進してまいりたいと思っておりますので、岩阪議員におかれましても、今後ともお力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 以上で、岩阪雅文議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明9日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時29分 散会

令和3年12月9日

令和3年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

令和3年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和3年12月9日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後0時1分 散会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	田中陸君	平岡朱君
高岡朱美君	渕上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	杉迫一樹君
藤本壽子君	岩阪雅文君	岩村龍男君
谷口明弘君	真野頼隆君	田口憲雄君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（設楽 聡君）	主 幹（関 洋一君）
主 幹（中村 亮彦君）	主 任（藤澤 亜未君）

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（中谷 衛君）	福祉環境部長（高三瀦 晋君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
病院事業管理者（坂本 不出夫君）	総合医療センター事務部長（松木 幸蔵君）
教 育 次 長（坂本 禎一君）	上下水道局長（金子 昌宏君）
総務企画部市長公室長（鎌田 みゆき君）	総務企画部総務課長（梅下 俊克君）
総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）	総務企画部財政課長（岡本 夫美代君）

○議事日程 第4号

令和3年12月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 高岡朱美君
- 1 環境モデル都市としての取り組みについて
 - 2 財政再建について
 - 3 水俣市における医療センターの役割について
 - 4 市報のあり方について
- 2 藤本壽子君
- 1 第6次水俣市総合計画の進捗状況について
 - 2 水俣市の保安林に建設予定の風力発電所計画について
 - 3 水俣市のゼロ・ウェイストのまちづくりについて

第2 議案の訂正について（議第92号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について）

（付託委員会）

第3 議第90号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第9号） （各委）

第4 議第91号 S h o p & C a f e ミナマータの設置等に関する条例の制定について

（総務産業）

第5 議第92号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について

（総務産業）

第6 議第93号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について （厚生文教）

第7 議第94号 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について （厚生文教）

第8 議第95号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について （総務産業）

第9 議第96号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について （総務産業）

第10 議第97号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について （総務産業）

第11 議第98号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について （総務産業）

第12 議第99号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （総務産業）

第13 議第100号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ

	いて	(厚生文教)
第14	議第101号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第10号)	(各委)
第15	議第102号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	(厚生文教)
第16	議第103号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	(厚生文教)
第17	議第104号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)	(厚生文教)
第18	議第105号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)	(厚生文教)
第19	議第107号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第11号)	(厚生文教)
第20	議第108号 工事請負契約の締結について	(総務産業)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長(牧下恭之君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(牧下恭之君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長(牧下恭之君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含めない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

(高岡朱美議員登壇)

○高岡朱美君 皆様、おはようございます。日本共産党の高岡朱美です。

さきの衆議院選挙は、予想に反し、過去3番目に低い投票率となりました。投票率を国際比較した調査で、日本は139位という結果があります。主権者教育の弱さ、政治への期待感の低下、低賃金長時間労働で考えるゆとりがないなど背景はさまざま考えられますが、多くの国民が、自分の意思を政治に反映させようという気力を失い、その結果、政治が一部の人のものになりかね

ないことに、議会に身を置く者として強い危機感を覚えます。

振り返りますと、私自身が政治を身近に感じたのは、前職の先輩議員が私から話を聞き取り、議会で質問する姿を目の当たりにしたときでした。遠い存在であった市長が質問に答えているのを聞いて高揚感を覚えました。

立場が変わって、私は、今、そのときの感動を人に与えることができます。この立場をフルに使って、少しでも多くの人に政治を身近に感じてもらうよう、さらに頑張る決意で、以下、質問に入ります。

大項目1、環境モデル都市としての取り組みについて。

①、今年10月イギリス・グラスゴーで開催されたCOP26での合意事項は何か。また、日本はこの合意事項を達成するためにどのような目標を掲げているか。

②、令和2年9月議会で本市の2050年までの温室効果ガス削減目標を見直してはどうかとの提案が平岡議員からあった。見直す意思はあるか。

③、令和3年9月議会で、市長から地球の温度上昇を1.5度に抑えるために、本市としても各部署でさまざまな取り組みを行うとの答弁があった。取り組み内容は具体化されたか。

④、温暖化対策をせず、温度上昇が1.5度を超えると、海水面が1メートル上昇し、それに高潮が加わると水俣では市街地全域が被害を受ける予想がある。水俣湾護岸の老朽化を監視している県の委員会は温暖化による影響をシミュレーションしていると聞いているか。

大項目2、財政再建について。

①、平成30年から37年の中期財政計画は、令和5年に市の預金が底をつくことを示している。このように急速に財政が悪化した原因分析はされたか。また破綻を避けるために今後どのような運用をしていくお考えか。

大項目3、水俣市における医療センターの役割について。

①、地方における公立病院の役割は何か。

②、市民に質のよい医療サービスを提供するためにどのような工夫をしているか。また、今後目標にしていることはあるか。

③、医師や職員が定着し、やりがいを感じてもらうにはどのような職場環境が必要か。

④、水俣市に住所を置いている職員の割合はどれくらいか。

大項目4、市報のあり方について。

①、市報の役割は何か。

②、「くらしの情報」コーナーは、市民同士の情報交換の場と考えてよいか。このコーナーを設けている理由は何か。

③、「くらしの情報」への掲載可否の判断は、庁内のどの部署が行い、どのような基準による

ものか。また、それは明文化されているか。

④、平成31年度には掲載が許可されたのに、令和3年度には却下されたというケースがあるが、この間に基準が改定されたのか。改定されたのであれば、その理由は何か。

⑤、市報作成にはどのような財源が使われているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、環境モデル都市としての取り組みについては私から、財政再建においては総務企画部長から、水俣市における医療センターの役割については病院事業管理者から、市報のあり方については総務企画部長からそれぞれお答えします。

初めに、環境モデル都市としての取り組みについて順次お答えします。

まず、今年10月イギリス・グラスゴーで開催されたC O P 26での合意事項は何か。また、日本はこの合意事項を達成するためにどのような目標を掲げているかとの御質問にお答えします。

C O P 26、すなわち国連気候変動枠組条約第26回締約国会議では、世界全体の平均気温の上昇を1.5度に抑える努力を継続すること。そのために、世界全体の温室効果ガスを、迅速、大幅かつ持続可能的に削減する必要があること。二酸化炭素に関しては、2010年比で、2030年までに排出量を45%削減し、今世紀半ば頃には実質ゼロにすることなどが合意されました。

日本は、この合意事項を達成するために、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け挑戦を続ける目標を掲げております。

次に、令和2年9月議会で本市の2050年までの温室効果ガス削減目標を見直してはどうかとの提案が平岡議員からあった。見直す意思はあるかとの御質問にお答えします。

現在、本市における2050年度の温室効果ガス排出量の削減目標は、2005年度比で50%削減としておりますが、基準年度と目標値の見直しを図る予定でおります。

次に、令和3年9月議会で、市長から地球の温度上昇を1.5度に抑えるために、本市としても各部署でさまざまな取り組みを行うとの答弁があった。取り組み内容は具体化されたのかとの御質問にお答えします。

本市では、第3次水俣環境基本計画に基づき、低炭素社会の実現に向け、公共交通機関の利用の促進、公共施設における再生可能エネルギーの導入等に取り組んでまいりました。本市の掲げ

る温室効果ガス削減目標を達成できるよう、引き続き、同計画に定める取り組みを推進しつつ、施策の展開に向け、情報収集を行っているところです。

次に、温暖化対策をせず、温度上昇が1.5度を超えると、海水面が1メートル上昇し、それに高潮が加わると水俣では市街地全域が被害を受ける予想がある。水俣湾護岸の老朽化を監視している県の委員会は温暖化による影響をシミュレーションしていると聞いているかとの御質問にお答えします。

本市としましては、水俣湾護岸の老朽化を監視している県の水俣湾公害防止事業埋立地護岸等維持管理委員会が、温暖化による影響をシミュレーションしているとは聞いておりません。また、県に確認しましたところ、そのようなシミュレーションを行っていないとのことでした。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今年10月、温暖化によって浸食の兆しが見られるエジプトの海岸で、ブロック積み作業をする様子が、テレビのニュースで報じられていました。年を追うごとに温暖化の脅威は増しています。専門家は、平均気温が1.5度上昇した辺りが臨界点で、その後、地中から二酸化炭素の25倍の温室効果があるメタンガスの放出が始まり、もはや温暖化は止められなくなる。この10年は、人類の未来を左右する10年だ。もし、この間に何もしなければ、2030年にも1.5度上昇に到達するだろうと言っています。

これを受けて、日本政府も目標達成のロードマップを作成し、自治体や各種団体が取り組みやすいようさまざまな補助金を準備しています。

11月30日現在、2050年までにカーボンニュートラルを目指すと言った都市は、全国で492と大幅に増えました。9月議会では、本市だけの努力で実現できるものではないと、他人事のようなことを言われましたので心配をしておりましたが、目標値は見直しとの答弁が聞いて安心いたしました。

個別の施策については、現在、情報収集中とのことですので、もうお聞きいたしません。一刻も早く具体化をしていただくよう要望に留めて、1点だけお聞きして終わりたいと思います。

お配りした写真は、もし、この10年の間に温暖化対策を取らなかったら、海面上昇に加え、高潮被害で、水俣市はこのようなになるというシミュレーションです。国土交通省のホームページを見ましたら、有明海、八代海、九州南部は過去に何回か高潮被害を受けており、熊本県は、高潮被害を受けやすい場所としてマークされています。心配なのが、工事終了後30年が経過した水俣湾です。県の監視委員会は、温暖化による海面上昇の影響を全く想定していないようですが、高潮による被害は、過去の被害地の写真を見ますと、堤防が破壊され、道路が寸断されるなど、軽視できるものではありません。

御存じのように、エコパークの土壌中には、有機水銀を含む重金属が未処理のまま仮置きして

あります。もし、災害によって土壌が海中に流れ出せば、水銀に関する水俣条約に違反することになり、世界中から非難を浴びることになります。

専門家にお聞きしましたら、土壌中の水銀の無害化、あるいは現位置での不溶化技術は確立しており、処理しておくことが望ましいと言われました。万が一にも再汚染を起こすことがないよう、早め早めの対策を、市として国・県に申し入れる必要があると思いますが、この件について見解を伺って質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡議員、2回目の御質問にお答えいたします。

1点、埋立地の土砂に関して、今から備えを検討するよう申し入れる必要があるかという御質問でございました。

水俣湾の埋立地の維持管理につきましては、県と水俣・芦北地域振興推進協議会での意見交換会の際に、適切な維持管理と状況の変化等に伴う情報提供等を提案しております。これに対し、県は、水質・地盤調査・構造物変状調査等の点検を実施し、状況の変化等があれば、速やかに地元への情報提供等を行い、適切に対応をしていくとのことでした。

今後も、このような機会を捉えまして、適切な対応を求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、財政再建について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、財政再建についてお答えします。

平成30年から37年の中期財政計画は、令和5年に市の預金が底をつくことを示している。このように急速に財政が悪化した原因分析はされたか。また破綻を避けるために今後どのような運用をしていくお考えかとの御質問にお答えします。

本市の財政上の問題を最も端的に表しているものとして、実質単年度収支という指標があります。実質単年度収支は、平成22年度の黒字を最後に、平成23年度に、約3億8,500万円の赤字に転じて以降は、黒字に転じる年がないまま、ずっと赤字が継続しており、収支累積をほぼ食い潰した平成27年度以降、財政調整基金が大幅な減少を始め、財政調整基金で、経常的に赤字を補填する状況に陥り、平成30年度決算で財政の悪化が表面化したものと分析しております。

また、本市の財政がここまで深刻な状況に陥った原因は、人口減に伴う地方税、地方交付税などの収入減、少子高齢化の進行に伴う義務的経費の増大に対応するための必要かつ有効な改革が行われることなく、事業を拡大し続けていった結果、総体的に身の丈に合わない支出を続けていたことにあると考えております。

このような状況にある中、令和元年度は、必要性が乏しくなった事業の廃止などを行う事業見直し作業を行い、令和2年度も引き続き事業見直し作業を行うとともに、令和3年度の当初予算要求基準に、義務的経費などを除き、一般財源充当額ベースで20%以上削減するシーリングを設定し、財政状況の改善に努めてまいりました。

その結果、平成27年度以降、毎年4億円から7億円以上となっていた実質単年度収支の赤字が、令和2年度決算では、約1,500万円の赤字にまで圧縮しております。一時100%を超えていた経常収支比率も、令和2年度決算では96.7%と改善しております。

このほか財政調整基金の残高は減少から増加に転じ、予算上ではありますが、令和3年度末の財政調整基金残高は約7億3,000万円と見込んでおります。令和元年度からの財政健全化の取り組みが数字としてあらわれてきており、改善の兆しを見せているものと考えております。

今後につきましては、引き続き徹底した歳入歳出の見直しを行うとともに、本市が重点的に取り組むべき施策として、人口減少・高齢化という新たな環境への適応、成長と分配の好循環の実現、デジタル化などの新技術の活用を柱とした新たな事業を令和4年度予算に盛り込むこととしております。財政再建とともに、市の活性化を両輪として、守りと攻めの財政運営を行ってまいります。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今回、実質単年度収支という着目点を示していただきましたので、私も平成13年からの決算カード全てチェックいたしましたが、まさに御指摘のとおりになっておりました。私も議員として、こういうことをちゃんとチェックできていなかった不勉強を反省した次第です。

一方、水俣市の場合、公営企業会計が健全だったということが非常に幸いでした。とりわけ病院会計は、全国の自治体病院の6割が赤字。中でも400床から500床規模の病院では、ほとんどが赤字経営の中、昨年は、コロナで厳しくなったというものの、黒字を出してこられたというのは、本当にすごいことだと改めて思いました。医療センターには、今後ともいろいろな意味で頑張っていただきたいということで、後から質問させていただき、2回目の質問をいたします。

先ほど、今後の財政運営の柱として、人口減少・高齢化という新たな環境への適応、成長と分配の好循環の実現、デジタル化等の新技術の活用をあげられました。また、徹底した歳入歳出の見直しを行うとも言われました。これらについて説明を求めたいと思います。

1点目です。財政運営上で言う人口減少・高齢化という環境への適応というのは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

2点目、成長と分配と言われますが、どこを成長分野と見込んでおられるのか。

最後3点目は、歳出の見直しというのはわかるのですが、歳入の見直しというのは何を意味するのでしょうか。

2回目の質問は、以上3点です。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 高岡議員、2回目の御質問にお答えいたします。

1つ目、財政運営上で言う人口減少・高齢化という環境への適応とは何を意味しているのかという御質問でした。

人口減少と高齢化の進行は、本市の最大の課題と考えております。人口が減少するとともに、本市の経済規模が縮小していくことが予想される中、高齢化の進展により、高齢者が健康で生き生きと生活するための支援は、ますます重要になると考えます。

しかし、これを支える現役・若年層に過度な負担を求めれば、現役・若年層の市外流出が加速し、公共サービスや公共施設を現在の水準で維持することは困難になります。全ての政策分野において、こうした環境変化に対応し、市の持続可能性を確保するための取り組みを進めることを環境への適応としております。

続きまして、今後、成長すると見込んでいる部門はどこかという御質問でした。

先ほどお答えしました人口減少と高齢化の進行という大きな課題に対し、水俣市が生き残っていくためには、水俣市の強みを生かすことが重要と考えております。九州新幹線や高速道路など恵まれた交通インフラ、海や里山、湯の児・湯の鶴などの豊かな自然、スポーツや環境の拠点が集まるエコパークといった優れたスポーツ資源など、数多くある水俣市の強みを生かしたビジョンを考えております。

3点目ですが、歳入の見直しとは何を意味するかという御質問でした。

歳入の見直しにつきましては、新たな補助金・交付金の活用、ふるさと納税獲得の工夫、受益者負担の設定、各種制度の見直しなど、さまざまな角度からの財源獲得を図ることとしております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今の説明に対して、水俣市が生き残っていくための、水俣市の強みを生かしたビジョン、これを持っているということで、九州新幹線や高速道路、海や里山、湯の児・湯の鶴・エコパークなど、観光資源をあげられました。

突っ込まざるを得ないのですが、こうした観光資源の中に、世界で唯一の水俣病の経験は入らないのでしょうか。広島県は、他県にはない独自の強みとして、厳島神社と原爆ドームをあげています。昨日、平岡議員が指摘したとおり、今、国内外の人が、映画「MINAMATA」を通じて水俣に関心を持っています。そういう目的で来られる観光客の関心に、積極的に応えようとは思わないのでしょうか。これは市長にお答えいただきたいと思います。

さらに、歳入の見直しについては、補助金・交付金などを言われました。使えるものは使って大いに頑張っていたいただきたいと思いますが、御存じのとおり、歳入の大部分を占めるのは市税と地方交付税で、これらは人口に比例して増えていきます。これらについての言及がありませんでした。

もちろん、観光客を誘致して外貨を稼ぐことは有用ですが、観光依存にはリスクが伴うことをコロナから教わりました。まちが持続可能であるためには、やはり、定住人口の増加を目指すためのビジョン、これを持つべきではないかと思います。

実は、その道筋の1つを、この本の中に見つけました。「日本再生のためのプランB」というタイトルです。著者は、神奈川県立保健福祉大学の教授ですが、厚労省の勧めで、アメリカの大学で、25年間、医療経済学を研究し、数年前まで外から日本を眺めていた人です。

結論から言いますと、ごく近い将来、アメリカ国内で最も雇用を生む産業は、医療・福祉だということです。1980年までは、トップは製造業でした。しかし、2000年になると、これは意外なのですが、その座を政府機関、つまり公務員に奪われます。しかし、それも間もなく医療・福祉に取ってかわられる見通しです。なぜかといいますと、医療・福祉は、これは公務員も同様ですが、機械やロボットと競争する必要がない。輸入ができない。そして、不況に強いからだそうです。

これを反映しまして、今、アメリカの就職先希望ランキングの第1位が大手の病院です。2位はグーグル。3位は、どこでもいいから地元の病院だそうです。実は、この傾向は、アメリカに特有のものではなく、先進国に共通した傾向だといいます。日本政府は、医療介護など社会保障費が増えれば、経済成長の足かせになるなどという宣伝を今なおしていますが、それはどうも違うようです。

アメリカの産業別GDP寄与率は、1980年までは、やはり1位は製造業ですが、2018年になると4位に下がり、医療・福祉が5位に上がってきます。つまり、成長が拡大している産業なんです。そして、アメリカでは、医療費も公務員の数も日本の何倍も多いのに、ちゃんと経済成長しています。

筆者は、日本は30年間失敗し続けている経済政策をいまだに手放さず、周回遅れの議論をしていると、次の資料も示しています。日本国内の全産業60部門を対象に、経済波及効果を調べたものです。例えば、ホテルに1日100万円のお金が落ちるとします。すると、食品の卸し、クリーニング、おしぼり屋さんなども収入が増えます。これが一時波及効果。さらに、お給料が入った従業員が外食をするというのが追加波及効果です。それらを足した、拡大総波及効果を数値でランクづけしてあります。

上位5部門に入るのは、1位が広告。2位が輸送機械。これは、自動車産業はここに入ってい

ます。3位が国の社会保険事業。年金事務などのことです。4位は、なんと地方公務員です。5位が国の社会福祉事業です。強調しますが、これは日本国内のランキングです。経済波及効果は、総じて、非営利部門の医療・福祉、公務員などが、全産業の平均よりも高くなっています。つまり、同じ投資をするなら、上位に入っている産業に入れたほうが、より経済波及効果が期待でき、税収にも影響するということです。

昨日、平岡議員が、電力の地産地消の仕組みをつくったらどうかと提案した際、新電力会社をつくった際のデメリットとして、営業マンなどのコストの増加をあげられました。しかし、今まで述べてきた角度から見れば、新たに3人の職員を雇用し、給与を支出したとしても、それは地元で好循環を起す支出です。その上、市外に流出していた電気料金を地元で落とすことになるのですから、こうしたことを総合的に考える必要があるのではないのでしょうか。

同じく、これら60部門の雇用誘発効果のランキングも紹介されています。1位が農林水産業です。2位は居宅介護。3位は飲食店。4位、小売業。5位は社会福祉事業で、やはり、総じて、福祉・医療が上位にいます。

先ほどの答弁で、高齢者予算を増やせば、若者、若年層は逃げると言われましたが、それは、何かのデータに基づいて言われているのでしょうか。日本全体が高齢化する中で、岸田内閣は、ケア労働に対して、わずかですが賃金を上げると言っています。いずれは、もっと上げなければ、高齢化社会は支えられません。農業も雇用創出の面では大きな可能性があり、地球温暖化という時代に突入した中で、食料生産ができるというのは、大変大きな強みになっていくはずですよ。

こうした、今後、需要が見込まれる産業、この先も絶対になくなる仕事をしっかり支援して、働きやすい環境をつくっておけば、人が定着します。その結果、地域内での好循環が起こり、行く行くは歳入増につながっていきます。こういうビジョンもあり得るということを、この本から学びました。

いきなりですから、どう思うかなどと聞くつもりはありませんが、市長はじめ市の幹部の方々には、よかったら読んでいただいて、また議論ができれば非常にうれしく思います。

なお、次の医療センターへの質問は、このビジョンを念頭に構成しておりますので、あらかじめお伝えいたします。

ここでは、最初の質問の水俣病の経験について、市長からお答えいただいて質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡議員、3回目の御質問でございます。

水俣病の経験が入っていないけども、この経験を強みとは思っていないのかという御質問でございました。

この水俣病の経験につきましては、これまでどおり、本市が取り組むべき重要な課題と捉えており、引き続き教訓発信などに努めていくと考えておりますけれども、先ほど総務企画部長から述べました、今後、成長すると見込んでいる分野とは別に取り組むべきことと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、水俣市における医療センターの役割について答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、水俣市における医療センターの役割について順次お答えします。

まず、地方における公立病院の役割は何かとの御質問にお答えします。

地方における公立病院の役割は、住民に対するかかりつけ医機能を有するとともに、採算性や特殊性の面から、民間医療機関では対応が困難である医療を提供することにあります。

具体的には、救急患者の受け入れや、小児・周産期医療、僻地医療、災害医療、さらに指定感染症患者の対応などとなります。

また、地域における安定的かつ継続的な医療提供体制を確保するため、医師の確保や、地域の拠点病院として、医師が不足する医療機関への医師派遣、地域医療を担う人材育成などの役割を担っております。

次に、市民に質のよい医療サービスを提供するためにどのような工夫をしているか。また、今後目標にしていることはあるかとの御質問にお答えします。

まず、質のよい医療サービスを提供するために、ハード面においては、最新機器の導入や既存の医療機器の更新とともに、ソフト面においては、水準の高い看護に当たる認定看護師の育成など、ソフト・ハード両面から医療の質向上に努めているところです。

また、今後、目標にしていることは、地域の中核病院として、高度で安心な医療を提供することはもちろんですが、高齢化の進展により、訪問診療等の在宅医療のニーズがますます増えてくるため、水俣市芦北郡医師会と連携して、住民が住み慣れた地域で、人生の最期まで安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医師や職員が定着し、やりがいを感じてもらうにはどのような職場環境が必要かとの御質問にお答えします。

良好な職場環境の提供は、医師をはじめとした職員のモチベーションの維持や向上につながるものと考えております。当センターにおきましては、この良好な職場環境を提供するための取り

組みを進めているところです。

例をあげますと、子どもを持つ職員が安心して勤務できるよう、今年の8月から、院内に職員の小学生以下の子どもを対象とした、病児・病後児保育室を設置したところです。また、医療の質の向上と職員のやりがいにつながるように、資格取得を目指す職員を応援するため、取得に係る受講費用等を助成する制度を来年度設けることとしております。さらに、職員の悩みなど、メンタルケアへの取り組みも大切と考えておりますので、衛生委員会や、月1回実施しているカウンセリングなどにより、適切に努めているところです。

次に、水俣市に住所を置いている職員の割合はどれぐらいかとの御質問にお答えします。

12月1日現在、水俣市に住所を置いている正職員の割合は約70%、会計年度任用職員の割合は約78%となっております。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 先ほど、医療・介護は、これから需要が伸びる成長産業であり、実は経済波及効果も大きく、また多くの雇用を生み、不況にも強いと紹介しました。

水俣に住所を置いている職員の割合を答えていただきましたが、全職員数が650人と聞いていますが、うち正職員70%、会計年度任用職員78%、合計474人が水俣市民です。これだけ多くの人を雇用できる職場は、そうありません。

それから、初めに公立病院の役割をお答えいただきました。もし、このような機能が水俣になかったら、特に、若い世代は離れていくばかりで、人を呼び込むことなど到底できません。まさに、水俣の人口をつなぎ止めていますし、それどころか、芦北、津奈木、伊佐市、出水市からも患者さんを受け入れ、交流人口の増加にも寄与しています。

もし、病院の魅力をさらに向上させれば、医療現場で働きたいという人から選ばれる職場になり、もっと多くの患者さんに選ばれる病院にもなります。これは、病院にとっても市民にとっても、市にとってもプラスです。

今はどこの病院も同じですが、現場は常に人手不足なのに、職員を募集してもなかなか応募がないという実態があります。コロナ感染症が急増した地域では、激務に耐えられず、看護師が次々辞めてしまう病院もあった中、医療関係者が働く場所をより慎重に選ぶ傾向が強まると考えられます。

そこで、医療関係者がやりがいを感じる職場環境とは、どのような職場かお尋ねしました。良好な職場環境ということで、資格の取得を支援する準備をしている。また、子育て中の職員が安心して働けるように、院内に病児・病後児保育を設けられた。また、月1回カウンセリングにも努めていられるとのことでした。

ネット上に、さまざまな就職情報サイトが、看護師を対象に実施したアンケートがあるので

が、結果を見ますと、大体共通して、1、人間関係、2、福利厚生、3、教育、4、仕事と生活のバランスという順序で、職場選びのポイントをあげています。既に取りられた改善策は、これにぴったり応えられていて敬服いたしました。

それで、これに加えてということになります。この中の4番目、仕事と生活のバランスに関することなのですが、以前、医療センターで働く方から、忙し過ぎるという相談を受けたことがありました。その方は結局辞めてしまい、市外に出てしまわれたのですが、そのときに、忙しさは部署によってかなり違うということを知りました。季節的なものは仕方がないにしても、恒常的に忙しい部署があるなら、人を増やすことが必要だと思いますし、そうすることが働く意欲を持続させると思います。

そこで質問ですが、今以上に人員を増やして余裕を持たせることは、経営上難しいのでしょうか。

質問は1点です。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

働く意欲を維持するためにも、恒常的に忙しい部署に人を増やすということが必要だと思うが、今の経営上、これ以上、人員を増やすことは難しい状況ですかの御質問ですが、採用に当たっては、退職者などで不足する職員の補充を基本に行っております。今後、職員を増やすかにつきましては、令和2年度決算において、新型コロナウイルス感染症の流行による患者減の影響が大きく、新たな施設基準の届けによる看護補助者配置加算などにより、年間約3,000万円の収益アップを図りましたが、結果としては、医療収支が2億円を超える赤字となり、現時点では、増員は難しい状況です。

なお、高齢化により、患者さんの介護度もあがっており、病棟をはじめ業務量は増加している部署もあるため、病棟間の配置人員を調整することで、適正に対応しているところであります。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 病院としては、増員は難しい。補充は、基本、退職者で行っているということですが。もちろん、退職者の方は即戦力ですから、大変ありがたいことなのですが、できるだけ新卒の方を採用して、大切に育て、定住してもらうことが望ましいのではないかと思います。

それで、3回目は市長にお尋ねします。

一昨日の測上議員の質問とダブりますが、市長は、令和3年度予算で、医療センターへの繰出金を、前年度比で半分近く減額されました。その上、コロナによる減収が重なって、新たな雇用をストップせざるを得ない状況です。

私は、これまで述べてきた理由から、これは、職場環境にとっても、市経済にとっても決して

得策ではない。医療センターには投資こそすべきで、今後は、繰出金の減額はやめるべきだと考えますが、このことについて市長はどうお考えになっておられるのか、1点だけ質問して終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問です。繰出金をどう考えているかという御質問でございました。

医療センターをはじめ各地方公営企業への繰出金につきましては、さきの渕上議員にも答弁をいたしましたとおり、一般会計で負担すべき経費につきましては、来年度も同様に算定して決定をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、市報のあり方について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、市報のあり方について順次お答えいたします。

まず、市報の役割は何かとの御質問にお答えします。

市報の主な役割は、本市の行政に関する情報を広く市民の皆様にお知らせし、理解していただくことだと考えています。本市が発行している広報紙「広報みなまた」は、昭和31年11月の創刊以来、行政情報の発信手段の中心として、「あなたとまちをつなぐ」をキャッチコピーに、市民のニーズにあった情報を広く届けてまいりました。また、市民の皆様の活力を引き出す一助になればと考え、多くの市民活動取材し、「まちのわだい」として紙面で紹介したり、市内で頑張っている市民や事業者にスポットを当てたインタビュー記事などを掲載しております。

次に、「くらしの情報」コーナーは、市民同士の情報交換の場と考えてよいか。このコーナーを設けている理由は何かとの御質問にお答えします。

平成18年4月1日号から掲載している「くらしの情報」は、市民同士の情報交換の場という趣旨で設けているわけではなく、市や市関係団体などが発信する行政情報の中でも、特に、広く一般の方に参加を求めるような催し、法律問題や就業など、さまざまな相談会など、市民生活に、より密着した情報を発信するコーナーとして設けております。

次に、「くらしの情報」への掲載可否の判断は庁内のどの部署が行い、どのような基準によるものか。また、それは明文化されているのかとの御質問にお答えします。

まず、「くらしの情報」への掲載可否の判断は、広報紙作成の担当部署である市長公室が行っており、令和3年4月に定めた広報みなまた発行規程に基づいて、本市行政に関する事項や、本市の主な行事及び啓発に関する事項であって、公共性が高く、市の政策推進上、必要と判断した

ものを紙面の範囲内で掲載できるものとしております。

次に、平成31年度には掲載が許可されたのに、令和3年度には却下されたというケースがあるが、この間に基準が改定されたのか。改定されたのであれば、その理由は何かとの御質問にお答えします。

広報紙への記事の掲載基準につきましては、先ほどお答えしましたとおり、令和3年4月に、広報みなまた発行規程を新たに定めたところですが、その理由としましては、これまで広報紙に掲載すべき記事の内容などの規程を明確に定めていなかったことから、新たに広報みなまた発行規程を定め、先ほど申し上げました、本市行政に関する事項や、本市の主な行事及び啓発に関する事項を中心に、情報を発信していくこととしました。

次に、市報作成にはどのような財源が使われているのかとの御質問にお答えします。

市報作成に使われている財源は、一般財源と広告掲載料です。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2021年4月に、新たな規程を定めたということですが、それを前提に、確認しておきたい個別事案があります。

毎年、中尾山で行われておりますコスモス祭りは、規程改定後に掲載を断られているので、今の規程に沿わないと判断されたと思われます。規程では、市や市関係団体等が発信する行政情報の中でも、特に、広く一般の方に参加を求めるような催し、公共性が高く、市の政策推進上、必要と判断したものについて掲載を許可するとの説明でした。

中尾山公園は市が管理する公園で、都市計画課と、市民ボランティア組織であります中尾山コスモス会との間では、花の管理に関して業務委託関係にあり、市民協働の下で種まき、草取り、移植などを行い、花が満開になる時期にお祭りを企画し、広く内外の集客を図っています。市は、これを公共性がなく、政策推進上、必要ないと判断されたということでしょうか。まず、これを最初にお聞きします。

次に、そもそも論になるのですが、私は、新しくつくられた規程は、見直したほうがいう立場で、以下、理由を述べます。

市報が、行政の情報や政策、理念を市民に広く理解してもらうためのツールだということは、もちろんそうなんです。しかし、水俣のような小さなまちを活性化させていくためには、1人でも多くの市民が自発的に動き、ネットワークをつくってもらうことが必要です。市報は、それをお手伝いすることができます。

以前の市報の「くらしの情報」には、実にさまざまな、非営利団体の催しや、学習会などの案内が掲載されていました。ところが、今は、市が補助金を出している団体、あるいは市の政策推進に合致しているイベント等しか情報発信のお手伝いをしないということにしたわけです。これ

は、市の活性化にとってマイナスだということを言いたいと思います。

この本をまた引用しますが、とても興味深い話がありました。世界の大学ランキングで、東京大学は、今や、世界で74位と低迷し続けています。ちなみに、1位は中国の清華大学です。また、日本の民間研究所の研究水準が、ほとんどの分野で、1990年以降、急激に低下をしており、下手をすると、先進国とみなされないレベルになっているといえます。

筆者は、その要因について次のように分析しています。日本では、女性研究者を排除し、外国人研究者の割合も極端に少ない。そのため、専門分野や価値観の違う広義な意味での競争環境がなく、革新的なアイデアや結果が生まれにくい。均等かつ小さな集団の中での競争に没頭した結果、日本の学術研究水準は、先進国で最低レベルになったと言っています。今、海外で働いている日本人の自然科学研究者が2万4,000人いるそうですが、60%が女性だそうです。いかに日本国内が居心地の悪い空間であるかを示しています。以上の話には、少なからずショックを受けました。

これとは対照的に、諸外国では、わざわざ大学教員や学生の多様性を確保する目的で、さまざまな研究費や奨学金を設けています。なぜなら、多様な視点を持つことは、研究分野に限らず、生産性・創造性を増大させ、よりよい成果を得られることはわかっているからだそうです。

私は、市の活性化もこれに通じるところがあると思います。行政も市民も、違う考えや価値観を退け、狭い範囲の中で、お付き合いばかりしては、新たな発想は生まれません。「くらしの情報」は、以前のように、行政と市民、そして市民同士の情報交換の場にすべきと思いますが、規程を改めるお考えはないか。これが2点目の質問です。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 高岡議員2回目の御質問にお答えいたします。

1点目、中尾山コスモス会の活動について、公共性がなく、政策推進上、必要ないと判断したのかという御質問でした。

コスモス祭りに関連して、中尾山コスモス会からは、2件の掲載依頼がありました。1つ目は、コスモス園の草取り作業へのボランティアを募集する記事ですが、まずは、同会は、市が管理している中尾山公園の花の管理業務に関して、市と委託関係にあります。このことを踏まえまして、この募集の記事については、広報みなまた8月号で掲載したところでした。

もう1件、コスモス祭りの開催を周知する記事についてですが、掲載依頼があった際、本事業が公共性が高く、市の政策推進上、必要であることを明確にするために、依頼者へ、市の後援を申請するように御提案しました。しかし、依頼者からは、後援を取ってまで市報に載せなくてもよいとの回答があったため、記事の掲載を見送りました。

したがって、市は、同会の活動を公共性がなく、政策推進上、必要ないと判断したというわけ

ではございません。

なお、本年4月制定の、広報みなまた発行規程を踏まえた、記事掲載依頼への対応手順については、できる限り依頼者の御負担とならないよう、今後運用改善に努めてまいります。

2点目の御質問ですが、「くらしの情報」を行政と市民、市民同士の情報交換の場にするよう規程を改める考えはあるかという御質問でした。

先ほどもお答えしましたが、「くらしの情報」は、市や市関係団体などが発信する行政情報の中でも、市民生活により密着した情報を発信するコーナーとして設けております。このため、市民同士の情報交換の場とするための規程改定をする予定はありません。

なお、本市では、もやい館やおれんじ館、愛林館、ふれあいセンター、子どもセンターなど、市民が交流し、情報交換をする場として活用できる施設整備を行うとともに、自治会や各種団体などを支援し、地域のコミュニティ活動の活性化に寄与する取り組みを行っております。今後もこのような活動について支援してまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 コスモス祭りの案内記事が掲載に至らなかった経緯は、職員が規程を遵守しようとした結果だということで理解をいたしました。今後は、依頼者の負担軽減につなげていくということですので、よい機会になったと受け止めております。

一方の、「くらしの情報」欄の掲載についての規程は改めないということです。本市では、コミュニティセンターを整備しているから市民の交流に寄与しています、と今言われましたが、いかにも水俣市は凡庸な自治体だと言っておられるに等しいと、非常に残念に思います。

水俣は、SDGs未来都市の称号を取りました。その基本理念は、誰一人取り残さない、つまり、多様性を尊重するまちづくりを目指しているというふうに私は理解しております。

以前の「くらしの情報」は、多様な価値観を持つグループがさまざまな活動をしていることを知ることができる紙面でした。その紙面のあり方を批判する声を一度も聞いたことはありません。

一方、今の規程ができてからは、市報に載せてもらえなくなったと恨み節が聞こえております。SDGs未来都市を宣言された市長として、お考えを伺って質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えします。

市報について、以前は、そういう多様性のといいますか、さまざまな情報を載せていた。また、本市が理念としておりますSDGs未来都市、これに対しての多様性を認める価値観というものをどう考えるかという御質問でございました。

以前の広報紙で、多様な価値観を持つ市民同士を結びつけるお手伝いをして、まちの活性化につなげるというような編集方針が規程されていた事実はございません。何を広報紙に掲載すべきかという明確な基準がなかったことから、本市行政に関する情報を広く市民の皆様にお知らせをし、理解をしていただくという広報紙本来の役割を明確にする目的で、令和3年4月に、広報みなまた発行規程を定めたところであります。

その中で、先ほどもお答えしましたとおり、本市行政に関する事項や、本市の主な行事及び啓発に関する事項を掲載することとし、公共性が高く、本市の政策推進上、必要と判断したものを紙面の範囲内で掲載する方針としております。

広報紙に設けている「くらしの情報」欄では、現在も、市民の皆さんの自主的な活動を紹介する記事を掲載しております。

また、「まちのわだい」の欄でも、市民の皆さんの自主的なイベントを取材して紹介をしており、幅広い世代、職業・分野の市民の皆さんの活動を掲載することで、市民同士の相互理解につながるような紙面づくりを心がけているところであります。

また、SDGsに関しましては、世界中の全ての人が、平和と豊かさを享受できるようにすることを目的とし、持続可能な経済、社会、それから環境をつくっていこうというものでありまして、広報紙について明確な掲載基準がないまま、無原則に、要望があった記事を掲載することによって、達成できるものではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時43分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。無限21の藤本壽子です。

今年最後の議会の最後の質問者となりました。この1年、コロナ禍の中で、市民も市役所の皆さんも大変苦勞されたことと思います。感謝とお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、昨日は、太平洋戦争が始まった12月8日でした。この間、NHKの特集番組や、さまざまな報道の中でも、開戦となったそのときの政治情勢や、人々の記録を特集しました。なぜ、日本は過ちを行ってしまったのか。そのような中、安倍元首相は、台湾有事の場合、日米同盟を結

ぶ日本にとっても有事だという見解を、台湾とのシンポジウムの中で発言したということです。

確かに、中国の台湾に対する状況は楽観できません。1992年、私はタンザニアに水銀調査に同行し、帰路、北京に泊まることになりました。中国のテレビ報道を見ると、台湾に対する攻撃を今にも行うような過激な映像が映っていました。

しかしながら、この緊張関係は、何十年もの間続いており、今、有事が高まり、戦争がすぐにも起こるといふ状況なのか、踏み込んだ発言、解釈はいかがかと私は思いました。そのような発言をする前に、また、中国の脅威をあり、沖縄の島々に軍事基地を置く前に、日本が最もしなければならないことがあります。何より台湾には基地はないのです。戦争は、何があっても回避しなければいけません。相手国に1万回も伝える必要があります。それは、太平洋の国々で、中国で、韓国で、我が国の人々だけでも500万人が戦死しているからです。決して亡くなった命を無駄にしてはいけません。それが、憲法9条を持つ日本の世界に向けた使命ではないかと思っています。

以下、質問に入ります。

大項目1、第6次水俣市総合計画の進捗状況について。この中の根幹になると思うことを4つ質問したいと思います。

①、総人口の推移と将来推計において、2026年度の目標人口を2万2,500人と置いているが、この3年間の人口減少はどのようなものであるか。

②、財政状況の④に実質公債費比率があり、全国、熊本県平均値より上回る状況が続いている。そのため、費用の平準化、市債発行額の抑制、平準化に努めるとあるが、目標をどこに置くのか。

③、農林水産業の振興では、施策区分7に森林経営計画策定面積の目標を2022年度には3,300ヘクタールとある。どのようにしてそれを行い、目標を達成できるのか。

④、低炭素社会の実現ということで、市全体の温室効果ガス排出量の削減率（対基準年度比）を2022年度に33%と置いているが、達成されるのか。

大項目2、水俣市の保安林に建設予定の風力発電所計画について。

①、水俣市の山林のうち、保安林はどれぐらいあるのか。

②、保安林の管理は、どこが行っているのか。

③、「保安林制度」というのは、どのようなものか。

④、水俣市に計画予定の風力発電所は、保安林に建設される計画であるが、その「解除」の権限はどこにあるのか。

最後の質問です。水俣市のゼロ・ウェイストのまちづくりについて。

①、ゼロ・ウェイスト宣言は、どのような経緯でいつ行われたか。

- ②、ゼロ・ウェイスト宣言は、水俣にとってどのように有益であるか。
- ③、水俣市のリサイクル率は、どれくらいあるのか。
- ④、他自治体でゼロ・ウェイスト宣言をしているところはあるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、第6次水俣市総合計画の進捗状況については私から、水俣市の保安林に建設予定の風力発電所計画については産業建設部長から、水俣市のゼロ・ウェイストのまちづくりについては福祉環境部長からそれぞれお答えします。

初めに、第6次水俣市総合計画の進捗状況について順次お答えします。

まず、総人口の推移と将来推計において、2026年度の目標人口を2万2,500人と置いているが、この3年間の人口減少はどのようであるかとの御質問にお答えします。

国勢調査及び熊本県推計人口調査によると、本市の直近3カ年の人口推移は、2018年が2万4,247人、2019年度が2万3,845人、2020年度が2万3,557人となっております。

第6次水俣市総合計画策定時に、国立社会保障・人口問題研究所が推計した2020年度における本市の人口が2万3,778人でしたので、推計値よりも221人下回っております。

次に、財政状況の④に実質公債費比率があり、全国、熊本県平均値より上回る状況が続いている。そのため、費用の平準化、市債発行額の抑制、平準化に努めるとあるが、目標をどこに置くのかとの御質問にお答えします。

実質公債費比率の目標につきましては、平成30年3月の第6次水俣市総合計画の作成時点で、令和4年度の目標値としまして17.9%以下と設定しておりましたが、令和2年度決算では10.7%と、目標値以下におさまっております。

今後、市庁舎建設事業のため発行しました市債の償還が始まるなど、実質公債費比率の上昇が見込まれますので、適正な水準におさめるよう努めてまいります。

次に、農林水産業の振興では、施策区分7に森林経営計画策定面積の目標を2022年度には、3,300ヘクタールとある。どのようにして行い、目標は達成できるのかとの御質問にお答えします。

森林経営計画は、自ら森林経営を行う森林所有者または森林所有者から森林経営の委託を受けた者が、伐採、造林及び保育作業など、森林の施業及び保護に係る計画を作成し、本市または県に認定申請を行っております。

目標達成できるかについては、2017年度の基準値が2,205ヘクタールであります。本年9月末時点で、本市で策定されている森林経営計画数が16件。計画面積が3,014ヘクタールと、目標面積に対し、約91%の達成率となっております。

なお、現在、認定されている計画面積は、5年ごとに廃止、再認定等の手続を経て見直されることから、木材価格の変動などによる事業環境の変化や、森林所有者の意向の変化によって増減を繰り返していくと考えられますが、引き続き既存の補助事業を活用し、森林経営計画の作成が促進されるよう助言を行うことで、目標を達成できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、低炭素社会の実現ということで、市全体の温室効果ガス排出量の削減率を2022年度に33%と置いているが、達成されるのかとの御質問にお答えします。

本市全体の温室効果ガス排出量につきましては、直近のデータでは、基準年度である2005年度の温室効果ガス排出量、約17.6万トンに対して、2019年度の排出量は約11.7万トンであり、約33.6%の削減を達成しているため、2022年度の目標を達成すると見込んでおります。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

人口減少の状況は、国立社会保障・人口問題研究所の推計の減少予想より、人口減少の幅を約3%緩和し予想をしたものが2026年の目標、この2万2,500人ということですが、実際は、この3年間の平均の減少人口は、毎年345人減っています。目標人口を下回ることが予想されます。

人口の自然減に加え、サンエレなど100人規模の解雇は、影響が大きかったと言わざるを得ません。当然、緩和した内容を見直し、今後、人口減少に歯止めをかける必要があります。

また、年間の死亡者数が400人前後であるのに対し、出生数は200人。それに加え、転出者が多いわけです。この数字からも、若者が定住してくれることが最大の課題であると思いますが、市長は、総合計画にある施策を進めるとともに、この一番重点に置かれること、人口減少を食い止めるために、一番重点に置くことは何なのかをお聞きしたいと思います。

次に、財政状況のことですが、実質公債費比率について答えていただきました。ここで、特に、市民へ説明していただきたいのは、市債発行額の平準化ということです。普通、家計で言うと、お金がないなら借金はしない。若い人なら、家を買うため、また、私ならば、老後に取っておくなどということがあるわけですが、今月の市報に、財政健全化の推進に、このように記載されています。財政健全化を進めながら、市の抱える問題解決に向けた施策に必要な財源を確保するため、義務的経費を除いた経費について、令和3年度予算額に対しマイナス10%の予算要求基準を定めるとあります。

これ、ますます市民生活が厳しくなってくるのではないのでしょうか。昨年20%、今度の予算がまた10%です。財政が健全化、だんだんされてきたという中で、市民にまた10%の予算を我慢しろということではないのでしょうか。

そこで、改めて質問します。市の問題解決、課題解決は何なのかをお答え願いたいと思います。

次に、森林経営の策定のことですが、本年10月8日の熊日に、地球温暖化防止にも貢献し、災害にも強い豊かな森を未来につなげという表題があり、県の農林水産課の課長が呼びかけを記載されていました。

また、水俣市では、大変興味のある講演会が行われました。自伐林業に携わる方の講演ですが、採算性と環境保全の両立を目指すものであること。水俣も、皆さんも御存じのように、皆伐が大分増えてきました。この皆伐ですけれども、全国の災害の誘因となってきたということを示されました。現在、森林経営を見直すことが、山間部に住んでいない住民にとっても、持続可能な環境をつくることになるとお聞きし、ぜひ、水俣市も、これからもこの森林経営についてきちんとした取り組みをしていただきたいと思いますが、いかがですか。これが質問の3です。

最後に、4番目の温室効果ガス削減は、達成が33%を超えているということで、2030年にはゼロに近くないと、まさに地球は劇的に変化する可能性があると言われていています。とにかく歩みを進めなければならない。

そこで、私は、先月になりますが、この本、横浜市立大学の田中優先生の書かれたものを読みました。温暖化問題を、わずか数年で解決する方法があるというその題名で、私は飛びつくようにそれを見ました。その中には、まず家庭でやれることがある。木の小さな家に住み、太陽発電を売電しないで、電気を貯蔵するようにする。木材原料のペレットストーブを使うなどで、田中先生は、家庭での二酸化炭素を80%減らすことができたとされます。

そして、次に述べるのが肝心です。先生は、森林の二酸化炭素吸収量を増加させるのは、木材だけではなく土壌にあると。微生物の多い土壌は、二酸化炭素を効率的に吸収できる。つまり、手入れされた森林が多くあることが、今よりさらに、地球温暖化防止になると言っておられます。

ぜひこの家庭での取り組み、また森林での取り組みなどを進め、33%からできれば100%を目指してほしい。改めて2030年までの目標をお尋ねします。これが質問の4です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えします。

まず1点目が、今後、人口減少に歯止めをかけるために、一番重要視することは何かというこ

とです。

人口減少につきましては、本市の最重要課題であると考えており、人口の増減には、出生や死亡による自然増減と、転入転出による社会増減があります。

自然減への対応につきましては、安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備、高齢者の方が、健康で生き生きと長生きできる取り組みなど、引き続き行ってまいります。

また、社会減への対応につきましては、先日、小路議員の御質問にもお答えしました、選ばれる水俣市などのビジョンの実現に向け、本市が持つ豊かな自然と、デジタル技術を組み合わせることで、市外からの移住者や企業を呼び込むとともに、仕事や生活の便利さを求め、市外に引越してしまう人を減らすための取り組みが必要であると考えます。

人口減少の要因は、さまざまな問題が複雑に絡み合っておりますので、今申し上げました取り組みを複合的に実施していく必要があると考えております。

2点目の課題解決に向けた施策は何かということでございます。

市の抱える課題解決に向けた施策につきましては、人口減少、そして高齢化という新たな環境への適応、成長と分配の好循環の実現、デジタル化等の新技術の活用の3つの観点からなる施策を言い、具体的な事業につきましては、現在、令和4年度の当初予算編成作業の中で検討を行っているところです。

3点目の森林経営計画を進めていってほしいと、いく必要があるのではないかとということで、どういうふうにするんだということですが、先ほどの答弁でも申し上げましたように、木材価格の変動等、また事業環境の変化などで、森林所有者の意向などの変化で、この増減を繰り返していくことが今後も考えられます。こういったことも加味しながら、引き続き既存の補助事業などを活用して、この森林経営計画の作成が促進されるように助言を行い、また、目標を達成できるように取り組んでいきたいと考えております。

最後、4点目の温室効果ガスの削減、排出量、2030年度の削減目標をどの程度考えているか、どこに置いているかということでございます。

現在、本市における2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標は、2005年度比で40%削減としております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、3回目の質問をいたします。

人口減少を食い留めるのは、本当に簡単ではありません。しかしながら、人口が減少することによる税収の減少、あらゆる職種での影響があります。いつも行く保育園では、とにかく若い世代が残ってほしい、また、増加する施策を打ってほしいということをおっしゃられます。

市長は、地場産業の発展を言われていますけれども、地場企業の撤退を食い止めること、または、国に対し地域振興のためには、あらゆる施策に協力するよう要望する必要があると思っています。

さて、私は具体的なことで提案をしたいと思うんですけれども、先日、上勝町に行き、ここは人口の社会増があるということを知りました。葉っぱを売るいりどり事業に、多くの若者が研修に入ってインターンシップを設けています。

水俣ですと、世界に発信できる環境教育があると思っています。水俣の教訓を学びながら、私は、海、山の生産者とともに働き、水俣を丸ごと感じてもらう、そのようなことからインターンシップを始めていただく、そんなことの入り口にならないかというふうに思っています。

また、実際に、生活学校というのが30年前に開催されましたが、その中で、銀行員や電気屋さん、新聞記者を辞めてまで水俣においでになり、そしてここに移住をし、有機農業を始めた方もおられました。

そして、もう1つあります。水俣病のことを切り口にしてほしいということと、早急に住宅のニーズに答えてほしいのです。市内には、同じ市営住宅で、同じ時期にできて供用していないものもございます。入居したいけどもできないという人が1年余りありました。そのような状況がありますので、現在使っていないものに手を入れ、とにかく移住したいという人に早急な対応してほしいと思いますが、いかがでしょうか。これが質問の1番です。

財政問題では、10%減の予算要求基準というのは、私は納得ができないところがあるんですけれども、最後に、先ほどありましたけども、成長と分配の好循環とは、具体的にどのようなことなのかということをお聞きしたいと思います。これが質問の2番目です。

さらに、温室効果ガス削減の目標ですが、40%というのは、水俣ができる現実的指標で、仕方のないところなのかなというふうにも思いますが、ここで改めて、土の中に炭素を取り込む微生物の力ということでは、森林総合研究所がこのように説明をしています。

日本全国の土壌中に蓄えられている、およその炭素量を試算してみると、その量は54億トンにもなります。我が国の森林の樹木中に蓄えられている炭素が11億トンほどですから、我が国の森林の土壌中には、実に樹木中の約5倍もの炭素がたまっています。我が国で、1年間に排出される二酸化炭素は、炭素として3億2,000万トンほどなので、その16年分の排出量に、あるいは、全世界で1年間に、化石燃料消費で消費される二酸化炭素の量にほぼ匹敵する。森林の土壌は、樹木の生育を支えるだけでなく、膨大な量の二酸化炭素を貯蓄するとあります。水俣市もここにぜひ目をつけてほしいのです。

そしてまた、喫緊の課題としては、焼却するとCO₂が排出されます。水俣市のリサイクル率は40%であります。まだまだCO₂削減が可能と思いますが、今後の取り組みの強化をお願いし

たいと思います。

以上、質問は3点いたしました。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えします。

まず1点目が、若者の定住を促進するためのインターンシップ活用とか、公営住宅の入居、そういういった、要するに希望者が増えるような取り組みはできないかということでした。

人口減少の観点におきましても、若者や子育て世代が水俣に増えることは大変重要と考えております。そのため、先日の小路議員からの御質問でもお答えしましたとおり、若者や子育て世代に水俣に来てもらい、住み続けていただくための新たな支援策を実施できるよう、現在、検討をしているところです。

2点目の成長と分配の好循環の実現とは、どういうことかという御質問です。

成長と分配の好循環の実現の具体的な施策につきましては、さまざまなことが考えられますけれども、一例をあげますと、これまで若い世代が、就職のために熊本に引っ越して働き、その給料を熊本市内で消費することで、熊本市の成長に寄与していたものを、九州新幹線や南九州西回り自動車道の整備等により、水俣に住みながら熊本市で働き、その給料を水俣市内で消費するようになれば、水俣市内の事業者の売り上げになり、水俣市の成長につながる循環が生まれます。令和4年度当初予算におきまして、このような観点を取り入れた事業を検討しているところです。

3点目が、焼却ごみの削減等によって、温室効果ガスの削減に大きく寄与すると考えるがどうかと、そういった取り組みをしないのかという御質問でした。

環境省のデータによりますと、廃棄物分野の温室効果ガス排出量は、我が国の総排出量の3%ということですので、ごみの減量だけで、温室効果ガス排出量を大きく削減することはできないと考えております。

ただし、水俣芦北広域行政事務組合、クリーンセンターで処理している可燃ごみの中には、リサイクルが可能な紙類等の資源ごみが混入をしている場合もありますので、可燃ごみの量を削減する取り組みとして、今後も引き続き市民の皆様、分別の徹底の御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、水俣市の保安林に建設予定の風力発電所計画について答弁を求めます。

本田産業建設部長。

（産業建設部長 本田聖治君登壇）

○産業建設部長（本田聖治君） 次に、水俣市の保安林に建設予定の風力発電所計画について順次お答えします。

まず、水俣市の山林のうち、保安林はどれくらいあるのかとの御質問にお答えします。

熊本県林業統計要覧によりますと、令和2年3月現在の水俣市内にある森林の面積は約1万2,129ヘクタールで、そのうち保安林の面積は約2,329ヘクタールとなっております。

次に、保安林の管理は、どこが行っているのかとの御質問にお答えします。

保安林の管理については、森林所有者が行っております。

次に、「保安林制度」というのは、どのようなものかとの御質問にお答えします。

保安林制度は、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全の場の提供などの公共目的を達成するために、特にこれらの機能を発揮する必要がある森林を保安林として指定し、流木の伐採、土地の形質変更行為などの規制により、その森林の適切な保全と森林施業を確保するための制度です。

次に、水俣市に計画予定の風力発電所は、保安林に建設される計画であるが、その「解除」の権限はどこにあるのか、との御質問にお答えします。

風力発電の建設が計画されている対象区域については、現時点で具体的な場所が特定されておらず、保安林に指定されているかどうか明確になっておりませんが、計画区域が保安林にかかっていると推測されます。

保安林の解除については、森林法第26条により、国有林における全ての保安林及び民有林の中の水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林は農林水産大臣が、それ以外の保安林は熊本県知事が解除の権限者となっております。

なお、保安林の解除に関する事務手続は、申請者が熊本県を通して行っていくことになります。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 2回目の質問をいたします。

保安林制度の現在までの歴史を見ると、日本の森林の49%が保安林であり、そのうちの約9割が国有林であります。そして、うち7割が水源涵養保安林です。その役目は、水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、風雪・水害・潮害・干害・雪害・雪崩・落石の防止、貴重な生物の生息地ともなっています。また、近年は、地球温暖化防止という大きな役目を持つ重要なものとなっています。

そこで、1つ目の質問です。水俣市としては、市民の公共の有益性からも、水俣市の山間地に有する保安林を守る必要があると思うが、基本的な考えはいかがでしょうか。

次に、保安林の管理を行っているのは、山を持っている人だというような回答でしたけれど

も、九州森林管理局、人吉にもございます。そこに参りました。話を聞いてきました。管理局は、水源の管理のため植えつけ、伐採をする。被災した場合の林道の復元、国有林の貸し付け、シイタケの素材などです。それから、市町村道を国有林につくる場合には申請をしてもらう。この道の管理は市町村が行う。さらに、そのようなことを聞いた後、再生可能エネルギーなどの建設のための解除について、基本的に農林水産大臣であるが、熊本県の許可、意見が大きいと聞きました。また、重要なことは、その解除の許可に、隣接した地域の人々の意見、また、市町村の意見もあると。そういうふうにお聞きしました。

そこで、お尋ねをいたします。2番目の質問です。

水俣市民への説明会が延期になりました。17日ということだったと思います。ジャパン・リニューアブル・エナジー社、大関山風力発電への環境影響評価方法書では、市長意見として、保安林に関することではどのような意見を提出していますか。これが質問の2です。

また、その他の2社についても、市長意見ではどのように述べておられますか。これが質問の3番目です。

説明をいたしますと、ジャパン・リニューアブル・エナジーですね。これは、芦北町、球磨村の境界尾根約6キロメートルで、ほとんどが保安林です。肥薩ウインドファームが、出水から17キロメートルですけれども、大部分が国有林ですが、一部県有林と民有林もあります。3つ目の出水水俣ウインドファームは、延長距離が6キロメートルで、ほぼ国有林になります。そして、水源涵養保安林でもあります。このように、ほぼ保安林に3社の風力発電所が建設されるということになります。

改めて、市長にお尋ねしたいのですが、九州管理局によると、既に、一部の業者より計画の大きな説明を受けたということですが、水俣市としては、保安林に建設されることで、九州森林管理局の方に、保安林の管理、その意味のことなど、お話をお願いしたい、水俣に来てお話をしていただきたいというふうに申し上げて、市民とともに帰ってまいりましたけれども、市としては、このような機会を市民とともに持つ考えはないか。また、御参加いただけないかということ質問の4番にしたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本枝聖治君） 藤本議員の2回目の御質問についてお答えします。

全部で4つございましたけれども、最後は、市長ということでもよろしかったでしょうか。

それでは、私から。

まず、市として、基本的に、保安林を守る必要があると思うかとの御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁でお答えしましたとおり、原則、保安林は、水源の涵養、災害の防備、生活環境

の保全の場の提供などの公共目的を達成するための森林であり、守っていくことは重要であると認識しております。

しかし、保安林解除の権限者である農林水産大臣や熊本県知事が、保安林の指定理由が消滅した場合や、公益上の理由により解除の必要があると判断した場合は、解除することも考えられますので、市といたしましては、個別に協議していく必要があると考えております。

それから2つ目ですけれども、次に、風力発電会社ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社への環境影響評価方法書では、保安林に関する市長意見として、どのような意見を提出したのかとの御質問にお答えします。

大関山風力発電事業に係る環境影響評価方法書の中で、市といたしましては、風力発電の建設計画区域内に水源涵養保安林があるのにもかかわらず、森林消失による水源への影響について調査項目としてあがっていなかったため、これを加えるよう意見を提出したところでございます。

それから3点目です。次に、ほかの2社への保安林に関する市長意見で異なることはないかとの御質問にお答えします。

基本的に、大関山風力発電事業と同様の意見を提出しております。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の4点目ですけれども、保安林の勉強会、こういったものの開催がされれば、市として参加するつもりはないかという御質問でございました。

保安林の解除の手法等につきましては、許可権者であります農林水産大臣や熊本県知事からの情報をいただいております。そのほか、保安林の問題点等についても、個別に協議をしながら確認をしていくこともできますので、現在のところ、勉強会への参加の必要性は感じてはおりませんけれども、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

大関山風力発電事業環境影響評価方法書に関する市長意見では、保安林における水源への影響ということで、このように意見を出しておられます。

保安林の下には、鶴水源、寒川水源、寺床水源の3つの水道水源が存在する。また、事業実施区域森林自然度は5から9と高く、大関水源、寒川水源の名水と名高い水源は、自然度の高い森林に涵養されている。さらに、棚田百選にも選ばれた久木野地区の水田農業用水にも影響する。風車のヤード、資材運搬道、保守作業場の建設のため、大規模な森林消失は免れない。湧水量、水質への影響に対する保全措置を望むとあります。

この的確な意見を業者に対し示しておられます。これは全て、保安林に建てられるという前提

であり、業者もそのように認めて、固定資産税の具体的な話も伺いました。

保安林が、いかに市民にとって大切なものか。私たちは、問い直さなければなりません。市長には、解除について明確な姿勢で臨んでいただきたいと思います。

さて、最後になりますが、全国各地で大型風力発電所の計画が進み、それぞれの地域で、山間地を守れるのか、生活基盤を守れるかという住民の動きがあります。その1つに、佐賀県の唐津市の七山に計画された大型風力発電があります。保安林の解除が要件に合致していないと、県が解除は難しいという判断をいたしました。その内容は、解除する場合には、県の審査を得る必要がありますが、この内容は、要件となる市の総合計画などの土地利用計画に開発が含まれていないということです。

水俣市の平成16年にできた水俣都市計画区域マスタープランには、水俣市の大半を占める森林地域を水源の森と位置づけ、その保全育成を図るとあります。この水源の森から海までの水循環を支える自然環境、生態系の環境ですね、保全に努めるとあります。少なくとも、土地利用が公的な土地利用計画に基づいていないという、唐津市のこの計画と同一のことが水俣も言えると思うのですが、市の見解はいかがでしょうか。これが質問の1番です。

また、保安林解除を心配する市民からは、年末に、5,000人以上の署名とともに要望書を提出されると聞いております。保安林解除については、唐津市のような事例も踏まえ、水俣市民の命の水を守る、災害を防ぐためにも慎重な態度で臨んでほしいと思いますが、市長の見解を再度お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 藤本議員の3回目の御質問のうち、1つ目の御質問にお答えします。

土地利用計画が、公的な土地利用計画に基づいていないという唐津市の計画と同一のことが言えると思うが、市はどのような見解かとの御質問にお答えします。

平成16年度に熊本県が策定した水俣市都市計画区域マスタープランをはじめ、その他の市の総合計画等には、風力発電施設に関する土地利用計画は定めておりません。

御質問の唐津市の保安林の場合、市有林であると伺っておりますが、本市の場合、想定される保安林が、国または熊本県の所有等となっておりますので、唐津市と同一の見解になるかどうか、現時点ではわからないのが現状です。

具体的な風力発電施設の事業計画を精査した上で、保安林解除の許可権者に確認してまいりたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問でございました。

保安林の解除には慎重な態度で臨んでほしいと思うが、どうかという御質問でございます。

風力発電施設の具体的な建設場所が、現在決まっておらず、保安林に指定されているかどうか明確になっていない中で、仮に保安林であった場合に、解除できるかといった仮説のお話にお答えするのは、現状では難しいと考えております。

なお、市としましては、具体的な事業計画を精査し、総合的に判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、水俣市のゼロ・ウェイストのまちづくりについて答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 次に、水俣市のゼロ・ウェイストのまちづくりについて順次お答えをします。

まず、ゼロ・ウェイスト宣言は、どのような経緯でいつ行われたのかとの御質問にお答えします。

平成19年に本市主催で開催したごみ減量市民フォーラムにおいて、本市の産業廃棄物最終処理場問題から、安易にごみを燃やさない、埋め立てない、ゼロ・ウェイストの考え方をベースにした社会のあり方を、水俣から全国に発信すべきとの提案がなされました。

翌年の平成20年に、ゼロ・ウェイスト円卓会議が設立され、会議の中でゼロ・ウェイスト宣言に向けた学習会などが重ねられました。

そして平成21年に、本市主催で開催をした環境モデル都市フェスタにおいて、ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言を行っております。

次に、ゼロ・ウェイスト宣言は、水俣にとってどのように有益であるかとの御質問にお答えをします。

本市は、平成5年から、ごみの高度分別等に取り組んでまいりましたが、ゼロ・ウェイスト宣言により、ごみの高度分別を初めとした環境への取り組みの重要性が再認識され、マイバックの推進、キエーロの導入、もったいないボックスなどの取り組みにつながっていると考えております。

次に、水俣市のリサイクル率は、どのくらいあるかとの御質問にお答えします。

本市のリサイクル率は、令和2年度実績で37.0%です。参考までに申し上げますと、令和元年度実績の全国平均は19.6%。熊本県平均は20.7%となっており、本市のリサイクル率は高い水準となっております。

次に、他自治体でゼロ・ウェイスト宣言をしているところはあるかとの御質問にお答えをします。

宣言を行った順番に申し上げますと、徳島県上勝町、福岡県大木町、奈良県斑鳩町、福岡県みやま市、以上の4つの自治体がございます。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 2回目の質問をいたします。

水俣市がゼロ・ウェイスト宣言をした日のことをはっきり覚えています。婦人会のごみ減量女性会議のメンバーが、その理念を目指すべき姿について読みあげられました。

1992年に環境モデル都市宣言をしており、全国でも特化したまちとして注目を集めていました。そして、市民も毎月のように、資源ごみの収集に併せ、分別に力を入れてまいりました。

しかしながら、答弁をいただいたリサイクル率について、同じくごみゼロ宣言をした上勝町や大木町と比較し差がついております。上勝町は、先日視察に行きましたが、81%。大木町は64%ということです。この違いについて、どのように捉えておられますか。まず、これが質問の1番です。

2番目ですが、ゼロ・ウェイストのまちづくりというのは、根幹に循環型のまちづくりというのが理念にあると思います。同じゼロ・ウェイスト宣言をした町、福岡県の大木町は、まさに、循環型の取り組みを町の政策のメインとして取り組んでいます。

町内にある循環プラザでは、28種類のごみ分別をわかりやすく紹介し、そこに併設された大木循環センターには、収集された生ごみが集められ、町内から運ばれたふん尿などとともに発酵させ液肥となる。それは、発電機の燃料にもなる。発生するバイオガスを使うことで省エネにもなっています。さらに、液肥で作った肥料で作物ができるわけですが、併設された道の駅おおきで販売されています。そしてまた、私たち女性が一番うれしかったのは、年間多くの視察者があり、食材にこだわったレストランがありまして、いつも、このレストランは、町内外の人でいっぱいという状況でした。

ここで質問をします。細かい分別の行方ということでお聞きしたいのですが、まず、生ごみからできた堆肥については、市民にどのような形で還元されているのでしょうか。これが質問の2です。

また、家庭から出た廃油。以前は、バイオディーゼル燃料として、クリーンセンターのフォークリフトに使われたりしていましたが、現在は、久木野の棚田のあかりにしようということがあります。それとともに、環境に負荷のない石けんについては、市内の住民にどのように還元されているのでしょうか。そのことを質問の3番目にお聞きしたいと思います。

次に、11月8日に、無限21会派で、徳島の上勝町に視察に行きました。取り組みが進んでいる

と感心したのは、リサイクル率が81%、13種類45分別です。あとの20%は、発生源の企業に願ひするしかないということで、企業と提携して、企業のモデル地域となり、発生源からの模索をしてもらう。また、実際に、いろいろな企業と提携をして、埋め立てるしかなかった品物を、子どものおもちゃなどによみがえらせておられました。また、ごみ収集場所を含めたゼロ・ウェイストセンターには、町内の不用品を集めた、くるくるショップというものがありました。まるで、高級品を扱うようなお店に見えました。

大木町にもありますが、水俣市は、このような取り組みができないかということを質問の4番目にいたします。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 藤本議員から4つ御質問を頂戴いたしました。順次、答弁をさせていただきます。

まず最初に、ゼロ・ウェイスト宣言、上勝町あるいは大木町のリサイクル率と比べて、本市水俣市のリサイクル率の差についてお尋ねがございました。

他の自治体のリサイクルについて、分別の種類や、可燃ごみのペレット化などの処理方法により大きな差が生じますので、一概に数字のみでは判断できないと考えております。

しかしながら、可燃ごみの中に、資源化できるごみが混入している場合もありますので、今後も分別の徹底を市民の皆様をお願いしてまいります。

2つ目でございます。生ごみから作った堆肥、市民にどのように還元をされているかというところでございます。本市は、生ごみの処理及び堆肥化を業者に業務委託しており、当該業者により堆肥化されて、再び市民の下に還元されている流れが確立されております。

3つ目は、石けんについて、市民にどのように還元されているかという御質問でございました。

本市は、再商品化を目的とした廃食油の販売契約を業者と結んでおり、当該業者により、石けんとして再び市民の下に還元される流れが確立されております。

最後、4点目でございます。上勝町にある、くるくるショップ。大木町にも同様のものがあるということで、水俣にもそのような類似のもの、あるいは場所を検討できないかという御質問でございました。

本市では、平成19年度から、物の譲りたいと、もらいたいを情報交換し、譲渡してつなげる、もったいないボックス事業を実施してきましたが、近年は、利用者の減少が課題となっております。

そこで、利用者のニーズに対応し、リユース活動を促進するため、令和3年3月30日に、不用

品等を扱う情報サイト、ジモティーを運営する株式会社ジモティーと、リユースに関する協定を締結しました。

この協定に基づき、リユース活動の促進に向けた啓発活動に取り組むとともに、インターネット利用が難しい市民の方に代わって、市がジモティーに物品を掲載をするサポート体制を整え、現在、運用をしております。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をします。

水俣市のリサイクル率は、県内でも10番目です。平均より上であるということは言えると思いますが、ゼロ・ウェイスト宣言をした町ということからいって、これでよいのかと思います。

熊本県の一番は、高森町でございしますが、90%ぐらいあるということでした。生活環境課の担当の方にお話を伺いましたら、やはり、木材を60センチの大きさにそろえ、持ち込み、広域の処理機械により固形燃料にする。また、紙おむつもリサイクルし、固形燃料としているということでありました。

以前からずっと私は提案しているのですけれども、この紙おむつのリサイクルですね。今、鹿児島の大崎町もやっと始めたらしいんですけれども、これについてきちっと検討していただけないかというふうに思います。これが質問の1です。

廃食油については、大木町では、水石けんを市役所などの公共施設に置いているということをお聞きしました。また、生ごみからできた堆肥は、JAのタマネギなどにも使われているということですね。そして、このことを、ぜひ、宣伝をしてはどうかと思うんです。市民から出た生ごみがタマネギを作り、それでおいしい料理ができる。循環型の仕組みがですね、これを、私たち水俣は売りにしなければならない。環境の町の仕組みとして、このことをきちんと取り組むということが大事だというふうに私は思っております。

今、ちょっと、市民のほうも、いろいろと、ごみの収集に当たって、分別に当たって、いろんなことを、私のほうにも意見を言われるんですけれども、少しマンネリ化しているところがあるのかなというふうな感じも受けますので、先日、ごみ減量女性連絡会議でも提案したんですけれども、リサイクルの担当の方だけではなくて、市民が自由に1回発言をして、出し合ってみたらどうだろうか。そして、そこからまたやっぺいこうよという雰囲気になること、それが大事なんじゃないかなというふうに思ひまして、市民大討論会をしていただけないかということ質問の2番にしたいと思います。

質問はそれだけですけれども、水俣市は、環境モデル都市宣言をして、そして、ごみゼロのまちを目指し、歩を進めてきました。水俣だからこそ、環境に特化したまち、本物の循環型の地域をつくる必要があります。水俣だからこそ、高いハードルを越える必要があります。水俣病に

対する地域への貢献ということでは、国にもこの本物の循環型水俣をつくるために力を貸してもらい必要があります。今からが、また水俣の始まりのときと思います。地球温暖化を回避するため、水俣が先頭に立つ意気込みで、取り組みをきちんと強化していただきたいと思います。

質問は2ついたしました。以上です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀦福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀦 晋君） 藤本議員、3回目の御質問、2ついただきました。

1つは、紙おむつのリサイクルの検討を本格的にというふうなことでございました。

紙おむつは、毎日排出されるごみであり、可燃ごみと同程度の頻度で回収する必要があり、保管場所、収集運搬の経費増加や、臭いや感染リスクなどの課題も多く、現在のところ考えておりません。

2つ目でございます。市民の大討論会というふうなことでございました。ごみ分別は、継続して根気強く取り組まなければなりません。今年4月に、各地域の資源ごみステーションのリサイクル推進委員に参集いただき、講習会を開催しております。この講習会において、市民が前向きにごみ分別に取り組むための工夫などを話し合っているところですので、新たに討論会等の場を設ける必要はないと考えております。

○議長（牧下恭之君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、15分間休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時51分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案の訂正について（議第92号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について）

○議長（牧下恭之君） 日程第2、議案の訂正についてを議題とします。

議案の訂正について

令和3年11月25日に提出した議案のうち、「議第92号みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について」を別紙のとおり訂正したいので、水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第19条第1項の規定により提出します。

理由 入館料を明確に分けることで来館者にわかりやすくするため

令和3年12月9日

水俣市議会議員 牧下恭之 様

(別紙)

「議第92号みなまた木のおもちゃ館さららの設置等に関する条例の制定について」の訂正表

8頁																						
訂正前	別表第1 (第10条関係)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">子ども1人+保護者1人</td> <td>市内</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">追加1人(子ども・保護者とも同一料金)</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">回数券(12枚綴)</td> <td>市内</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		入館料	子ども1人+保護者1人	市内	300円	市外	400円	追加1人(子ども・保護者とも同一料金)		100円	回数券(12枚綴)	市内	3,000円	市外	4,000円				
	区分		入館料																			
	子ども1人+保護者1人	市内	300円																			
		市外	400円																			
追加1人(子ども・保護者とも同一料金)		100円																				
回数券(12枚綴)	市内	3,000円																				
	市外	4,000円																				
備考																						
1 「子ども」とは乳幼児、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「保護者」とは子ども以外の者をいう。																						
訂正後	別表第1 (第10条関係)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">子ども</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大人</td> <td>市内</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>2人目以降</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">回数券(12枚綴)</td> <td>子ども</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>大人(市内)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>大人(市外)</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		入館料	子ども		100円	大人	市内	200円	市外	300円	2人目以降	100円	回数券(12枚綴)	子ども	1,000円	大人(市内)	2,000円	大人(市外)	3,000円
	区分		入館料																			
	子ども		100円																			
	大人	市内	200円																			
市外		300円																				
2人目以降		100円																				
回数券(12枚綴)	子ども	1,000円																				
	大人(市内)	2,000円																				
	大人(市外)	3,000円																				
備考																						
1 「子ども」とは乳幼児、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「大人」とは子ども以外の者をいう。																						

○議長(牧下恭之君) 去る11月25日、市長から提案された議第92号みなまた木のおもちゃ館さららの設置等に関する条例の制定についてを訂正したいとの申し出がありました。

訂正理由の説明を求めます。

本田産業建設部長。

(産業建設部長 本田聖治君登壇)

○産業建設部長(本田聖治君) 議案の訂正について申し上げます。誠に申し訳ございません。

先に提案しました「議第92号みなまた木のおもちゃ館さららの設置等に関する条例の制定について」の中で、訂正すべき箇所がありましたので、お手元にお配りしております訂正表のとおり訂正していただきますようお願い申し上げます。

訂正の理由といたしましては、訂正前の表現では、子ども1人と保護者1人の入館料が基本となっており、「子どもが一緒でなければ大人は入館できない」と来館者が受け止めてしまうこと

が考えられますので、そのような誤解が生じないように、入館料をわかりやすく、明確にするものでございます。

以上、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） ただいま議題となっております議第92号の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、議第92号の訂正については、これを承認することに決定しました。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第3 議第90号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第90号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第91号 S h o p & C a f e ミナマータの設置等に関する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第4、議第91号 S h o p & C a f e ミナマータの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第92号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第5、議第92号みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第93号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第6、議第93号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第94号 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第7、議第94号水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第95号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第8、議第95号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第96号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第9、議第96号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第97号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第10、議第97号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第98号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(牧下恭之君) 日程第11、議第98号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第99号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(牧下恭之君) 日程第12、議第99号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第100号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(牧下恭之君) 日程第13、議第100号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第101号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

○議長(牧下恭之君) 日程第14、議第101号令和3年度水俣市一般会計補正予算第10号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第15 議第102号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(牧下恭之君) 日程第15、議第102号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第16 議第103号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(牧下恭之君) 日程第16、議第103号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第17 議第104号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(牧下恭之君) 日程第17、議第104号令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第18 議第105号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)

○議長(牧下恭之君) 日程第18、議第105号令和3年度水俣市病院事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認めます。

日程第19 議第107号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

日程第20 議第108号 工事請負契約の締結について

○議長（牧下恭之君） 日程第19、議第107号令和3年度水俣市一般会計補正予算第11号及び日程第20、議第108号工事請負契約の締結について、以上2件を一括して議題とします。

議第107号

令和3年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169,774千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,522,816千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月9日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第11号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,754,237	169,774	2,924,011
	2 国庫補助金	639,908	169,774	809,682
補正されなかった款に係る額		15,598,805		15,598,805
歳入合計		18,353,042	169,774	18,522,816

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 民生費		5,753,940	169,774	5,923,714
	2 児童福祉費	1,961,524	169,774	2,131,298
補正されなかった款に係る額		12,599,102		12,599,102
歳出合計		18,353,042	169,774	18,522,816

議第108号

工事請負契約の締結について

水俣市新庁舎建設工事（第2期工事）について、次のように請負契約を締結することとする。

令和3年12月9日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工事名 水俣市新庁舎建設工事（第2期工事）
- 2 工事内容 秋葉会館・新館解体工事、外構解体工事、屋外倉庫棟整備工事、外構工事外一式
- 3 工事場所 水俣市陣内1丁目1番1号地内
- 4 契約金額 190,300,000円
- 5 契約の相手方 熊本県水俣市浜松町56番の1

徳南・上野特定建設工事共同企業体
代表者 徳南建設 株式会社
代表取締役 藤井 明光

(提案理由)

水俣市新庁舎建設工事（第2期工事）請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第107号令和3年度水俣市一般会計補正予算第11号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,977万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ185億2,281万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金をもって調整いたしております。

次に、議第108号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市新庁舎建設工事（第2期工事）請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和3年11月25日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額1億9,030万円で徳南・上野特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第107号及び議第108号について、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後0時0分 休憩

午後0時0分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第107号令和3年度水俣市一般会計補正予算第11号及び議第108号工事請負契約の締結について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ここまで質疑を終わりました議第90号から議第105号までと、議第107号及び議第108号の議案18件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、16日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、15日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後0時1分 散会

令和3年12月16日

令和3年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和3年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和3年12月16日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前11時34分 閉会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	田中陸君	平岡朱君
高岡朱美君	渕上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	杉迫一樹君
藤本壽子君	岩阪雅文君	岩村龍男君
谷口明弘君	真野頼隆君	田口憲雄君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（設楽 聡君）	主 幹（関 洋一君）
主 幹（中村 亮彦君）	主 任（藤澤 亜未君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（中谷 衛君）	福祉環境部長（高三瀦 晋君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総合医療センター事務部長（松木 幸蔵君）	教 育 次 長（坂本 禎一君）
上下水道局長（金子 昌宏君）	総務企画部市長公室長（鎌田 みゆき君）
総務企画部総務課長（梅下 俊克君）	総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）
総務企画部財政課長（岡本 夫美代君）	

○議事日程 第5号

令和3年12月16日 午前10時開議

- 第1 議第90号 専決処分の報告及び承認について
 専第11号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 第2 議第91号 S h o p & C a f e ミナマータの設置等に関する条例の制定について
- 第3 議第92号 みなまた木のおもちゃ館さららの設置等に関する条例の制定について
- 第4 議第93号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第94号 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第95号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第96号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第97号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第98号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第99号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第100号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第101号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 第13 議第102号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議第103号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議第104号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議第105号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第17 議第107号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第11号）
- 第18 議第108号 工事請負契約の締結について
- 第19 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

(付託委員会)

第20 議第109号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第12号)

(厚生文教)

第21 議第110号 人権擁護委員候補者の推薦について

第22 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長(牧下恭之君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(牧下恭之君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、補正予算1件、人事案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和3年9月分公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第90号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 令和3年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

日程第2 議第91号 Shop & Cafe ミナマータの設置等に関する条例の制定について

日程第3 議第92号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について

日程第4 議第93号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第94号 水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第6 議第95号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第96号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第97号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第98号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第99号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第100号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第101号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第13 議第102号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議第103号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第104号 令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第105号 令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第107号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第18 議第108号 工事請負契約の締結について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、議第90号専決処分の報告及び承認についてから、日程第18、議第108号工事請負契約の締結についてまで、18件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、小路貴紀議員。

（総務産業委員長 小路貴紀君登壇）

○総務産業委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第90号令和3年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第6款商工費に、観光産業緊急対策支援事業、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業を計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新型コロナウイルス感染症対応家賃支援補助金並びに新型コロナウイルス感染症

対応事業継続支援金の申請件数についてただしたのに対し、12月9日現在で同家賃支援補助金は14件、同事業継続支援金については、法人が7件、個人事業者が9件で合計16件の申請があつているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第91号Shop & Cafe ミナマータの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、Shop & Cafe ミナマータの設置に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、指定管理者及びまっほっくり従業員の来年4月1日以降の処遇についてただしたのに対し、指定管理者については、株式会社みなまたでの管理運営としていく予定であり、従業員については、現在も株式会社みなまたに雇用されているため、引き続き雇用されると伺っているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第92号みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、みなまた木のおもちゃ館きららの設置に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、入館料設定や、年間パスポートではなく回数券にした経緯、障がい者割り引きについてただしたのに対し、まず市内と市外の入館料区分については、市民の税金を投入した施設であり、市民への優遇を考慮して、市内の大人の入館料を安く設定している。金額の設定については、おもちゃ館がある自治体の人口や平均年収を調査し、検討してきた中、本市初の子ども向けの木育施設であり、道の駅誘客に向けた仕掛けの1つでもあることから、利益最優先ではなく、いかにリピーターを獲得するかを考え、原案の入館料とした。年間パスポートについては、運用している他施設で問題が出てきていると聞いていることから、現時点では回数券での運用としている。今後、障がい者割り引きも含め、運営しながら検討、見直しも考えていきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第95号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市税条例における固定資産課税台帳に関する閲覧及び交付手数料の額について、今後は、水俣市手数料条例において規定するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

次に、議第96号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、図面の写図の交付等に係る手数料徴収について明確に規定するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第97号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第98号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定管理制度における利用料金制導入に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第101号令和3年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、ふるさと大好き寄附金事業、第6款商工費に、企業支援事業、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費、第11款公債費に、長期債元金などを計上している。

この財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、市町村営林道開設事業ほか4件、債務負担行為の補正として、水俣市ふれあいセンター管理委託料ほか5件の追加をそれぞれ計上している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質

疑を行いました。

質疑の中で、ふるさと大好き寄附金について、使途を希望する寄附者の割合についてただしたのに対し、令和2年度実績では、約1億6,000万円の寄附に対し、2割程度が読書のまちづくりやスポーツ振興など、使途を希望しての寄附となっており、残り8割が使途を特に指定しないふるさと創生基金に積み立てての活用になっているとの答弁がありました。

さらに、土地売却収入について、病院事業会計との土地交換に係る差額分をただしたのに対し、河原団地跡地等の土地評価額4,131万1,000円であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第108号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市新庁舎建設工事（第2期工事）請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

令和3年11月25日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額1億9,030万円で徳南・上野特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、専決処分されました議第90号令和3年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第4款衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業を計上している。

その財源としては、第14款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、ワクチン接種証明書の発行についてただしたのに対し、国の方では電子証明による交付の準備が進められているが、その交付にはマイナンバーカードが必要となる。また、カードをお持ちでない方には、市に申請をしていただくと証明書が発行できるように、現在準備を進

めているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第93号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第94号水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険事業の財政を安定して運営していくため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、財政調整基金の設置についてただしたのに対し、今までは繰り越しで事業を行っていたものを、基金を設置することにより単年度での収支が見えるようにする。また、赤字になった場合はその時点で対応したり、必要な事業が出てきた場合は即座に対応していくために基金を設置するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第100号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本条例での具体的な改正点についてただしたのに対し、今回の改正は国の法律が改正されたことによる条例改正となるが、具体的には、特定教育・保育施設や特定子ども・子育て支援施設との連絡や記録・保存等について、これまで一部において紙媒体のみであったものが、すべて電磁方式による保存等や、メール、USBメモリー等の電子媒体の使用も可能になるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第101号令和3年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第3款民生費に、支援対象児童等見守り強化事業、第4款衛生費に、住民健康管理システム経費、第9款教育費に、公立小中学校ICT整備事業などを計上している。

その財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入をもつ

て調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新規事業である、支援対象児童等見守り強化事業の内容についてただしたのに対し、本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による児童虐待等のリスクを軽減するため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等の家庭を訪問し、安否確認や育児に関する相談、食事の提供、学習・生活指導支援等を通じて、児童の状況の把握や他の支援につなげるなど、見守り体制の強化を図っていくものであるとの答弁がありました。

また、民生費の中で、障害者福祉費など、国県支出金等に、多額の返還金が計上されていることについてただしたのに対し、自立支援給付金や障害者通所給付費など、国県補助を活用しながら、利用に対し不足が生じないように、毎年度当初に予算計上している。申請者が少ない場合は、それに応じ返還金が生じているとの答弁がありました。

また、教育費の中で、タブレット端末の使用状況についてただしたのに対し、本年度から運用開始したタブレット端末は、作成した資料等を教室内で共有したり、動画や写真を活用するなど、授業等で多く使用されている。持ち帰っての使用については、現在ルールを定めているところであるとの答弁がありました。

また、蘇峰記念館の外壁塗装についてただしたのに対し、予算不足のため、塗装が途中で終わっている。今後は文化財保存地域計画を策定し、できるだけ早く外壁塗装を行うとともに、老朽化した施設の改修も行っていきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第102号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11億4,750万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ49億2,718万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第6款基金積立金に、国民健康保険事業財政調整基金積立金、第8款諸支出金に、国県支出金等返還金などを計上している。

その財源としては、第4款県支出金、第6款繰入金、第7款繰越金をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、電算システム改修委託料（国保）ほか1件の廃止を計上しているとの説明を受け質疑を行いました。

質疑の中で、マイナンバーカードの健康保険証機能についてただしたのに対し、マイナンバーカードの保険証としての運用開始は10月20日からだったが、市内ではまだ3カ所の薬局でしか使うことができない。保険証として使えるようにするためには、まずは利用する者が自身のマイナンバーカードに保険証を登録すること。さらに医療機関においてもカードの読み取り機を設置し、システム改修とオンラインで使えるようにしておくことが必要となり、しばらくの間は、マ

イナンバーカードと保険証を併用して使っていただくことになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第103号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,220万6,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、標準報酬月額の変更に伴う共済費の減額を計上している。

その財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第104号令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ15万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ39億1,840万3,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に職員給与費の手当支給増額等に伴う費用を計上している。

その財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第105号令和3年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和3年度水俣市病院事業会計予算第4条に定める資本的支出の額を6,809万5,000円を増額し、補正後の資本的支出の額を10億6,067万7,000円とするものである。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしている。

補正の内容としては、資本的支出において、河原団地跡地等の所管換えに係る建設改良費の増額及び令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業の事業費確定に伴う補助金返還金を計上している。

このほか、債務負担行為として米購入業務のほか15件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、河原団地の土地購入費とその活用方法についてただしたのに対し、今回の土地購入費の約4,000万円は、市有地である河原団地跡地と牧ノ内の医師住宅などの病院所有地を公有

財産管理規則にしたがって所管換えすることにより、市に支払うべき土地代の差額分である。現在、河原団地跡地は、病院職員駐車場として利用しているが、今後は患者様の駐車場として活用していくこともありうるとの答弁がありました。

また、債務負担行為の追加で計上されている病院の購入業務や業務委託では、地元業者をどれくらい使っているのかとただしたのに対し、入院診療保証など専門分野以外の業務で、米購入や電気保安管理など、市内の業者に任せられるものは市内の業者をお願いしているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第107号令和3年度水俣市一般会計補正予算第11号について申し上げます。

補正の内容としては、第3款民生費に、子育て世代への臨時特別給付金支給事業を計上している。

その財源としては、第14款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和3年12月10日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第90号	専決処分の報告及び承認について 専第11号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第9号）中付託分	承 認	全員賛成
議第91号	Shop & Cafe ミナマータの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第92号	みなまた木のおもちゃ館きらの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第95号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第96号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第97号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第98号	水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第99号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第101号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第10号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第108号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和3年12月10日

厚生文教常任委員長 桑原 一 知

水俣市議会議長 牧下 恭之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第90号	専決処分の報告及び承認について 専第11号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第9号）中付託分	承認	全員賛成
議第93号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第94号	水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第100号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第101号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第10号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第102号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第103号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第104号	令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第105号	令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第107号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	原案可決	全員賛成

○議長（牧下恭之君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで、討論の通告はありません。

したがって、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第90号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第91号 S h o p & C a f e ミナマータの設置等に関する条例の制定についてから、議第108号工事請負契約の締結についてまで、17件を一括して採決します。

本17件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本17件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本17件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第19 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（牧下恭之君） 日程第19、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和3年12月10日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和3年12月10日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和3年12月9日

議会運営委員長 岩 村 龍 男

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第20 議第109号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

○議長（牧下恭之君） 日程第20、議第109号令和3年度水俣市一般会計補正予算第12号を議題とします。

議第109号

令和3年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度水俣市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168,112千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,690,928千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第12号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,924,011	168,112	3,092,123
	2 国庫補助金	809,682	168,112	977,794
補正されなかった款に係る額		15,598,805		15,598,805
歳入合計		18,522,816	168,112	18,690,928

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3 民生費		5,923,714	168,112	6,091,826
	2 児童福祉費	2,131,298	168,112	2,299,410
補正されなかった款に係る額		12,599,102		12,599,102
歳出合計		18,522,816	168,112	18,690,928

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第109号令和3年度水俣市一般会計補正予算第12号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,811万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ186億9,092万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金をもって調整いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第109号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、議案調査のため休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑に入ります。

ただいま、市長から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました本件は、議事日程記載のとおり厚生文教委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時31分 休憩

午前11時28分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案について、厚生文教委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

議第109号令和3年度水俣市一般会計補正予算第12号について申し上げます。

補正の内容としては、第3款民生費に、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業を計上している。

その財源としては、第14款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本給付金の支給による事務量はどうなっているのかとただしたのに対し、本事業では、給付が速やかにかつ確実にいけるように、給付対象者を手作業でシステム入力するために、新たに会計年度任用職員を配置するなど対応しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。
これから討論に入ります。

議第109号について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから採決します。

議第109号令和3年度水俣市一般会計補正予算第12号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第21 議第110号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（牧下恭之君） 日程第21、議第110号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議第110号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

令和3年12月16日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市浦上町3番63号

氏 名 岡崎 秋人

生年月日 昭和54年9月11日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第110号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、坂本欣也委員の任期が令和4年3月31日をもって満了となりますが、後任として岡崎秋人氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともに優れた方で、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第110号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第110号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を適任と認めることに決定しました。

日程第22 議員派遣について

○議長（牧下恭之君） 日程第22、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

第29回熊本県市議会議員研修会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的	今後の議会活動に資するため
派遣場所	熊本市
派遣期間	令和4年1月24日（月曜日） 1日間
派遣議員	15人以内
経 費	既決予算の中から支出

○議長（牧下恭之君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（牧下恭之君） ここで一言、御挨拶を申し上げます。

もやい館仮議場での議会は、本日、千秋楽を迎えました。

5年にわたりこの会場を使用してまいりましたが、この間、他の利用者等に御迷惑をおかけすることもあったかと存じます。この場をお借りしまして、改めて関係各位の皆様にご感謝を申し上げます。

新しい議場に移りましても、市議会一同、ますます精進してまいる所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和3年第5回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 牧 下 恭 之

署名議員 田 中 睦

署名議員 松 本 和 幸

令和3年12月第5回水俣市議会定例会（11月25日～12月16日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第90号	専決処分の報告及び承認について 専第11号 令和3年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	11月25日	各 委	12月16日 承認	
議第91号	S h o p & C a f e ミナマータの設置等に関する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月16日 原案可決	
議第92号	みなまた木のおもちゃ館さららの設置等に関する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月16日 原案可決	
議第93号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	厚生文教	12月16日 原案可決	
議第94号	水俣市国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	厚生文教	12月16日 原案可決	
議第95号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月16日 原案可決	
議第96号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月16日 原案可決	
議第97号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月16日 原案可決	
議第98号	水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月16日 原案可決	
議第99号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月16日 原案可決	
議第100号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11月25日	厚生文教	12月16日 原案可決	
議第101号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	11月25日	各 委	12月16日 原案可決	
議第102号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	11月25日	厚生文教	12月16日 原案可決	
議第103号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	11月25日	厚生文教	12月16日 原案可決	
議第104号	令和3年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	11月25日	厚生文教	12月16日 原案可決	
議第105号	令和3年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	11月25日	厚生文教	12月16日 原案可決	

議第106号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	11月25日	総務産業	11月25日 原案可決	
議第107号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	12月9日	厚生文教	12月16日 原案可決	
議第108号	工事請負契約の締結について	12月9日	総務産業	12月16日 原案可決	
議第109号	令和3年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	12月16日	厚生文教	12月16日 原案可決	
議第110号	人権擁護委員候補者の推薦について	12月16日	省 略	12月16日 適 任	

〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第82号	令和2年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月26日	総務産業	11月25日 認定及び 原案可決	
議第83号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	8月26日	総務産業	11月25日 認 定	
議第84号	令和2年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月26日	厚生文教	11月25日 認定及び 原案可決	
議第86号	令和2年度水俣市一般会計決算認定について	9月9日	一般会計 決算特別	11月25日 認 定	
議第87号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月9日	厚生文教	11月25日 認 定	
議第88号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月9日	厚生文教	11月25日 認 定	
議第89号	令和2年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月9日	厚生文教	11月25日 認 定	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告12号	専決処分の報告について	11月25日
報告13号	専決処分の報告について	11月25日
報告14号	専決処分の報告について	11月25日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考

一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月16日	総務産業	12月16日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月16日	厚生文教	12月16日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月16日	議会運営	12月16日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所 及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について	水俣市陣内1丁目 2-11 小笠原 雄太郎	厚生文教	6月11日	継続審査